

第3回社会保険未加入対策推進中国地方協議会

日時：平成27年3月4日（水） 13：30～15：00
会場：広島合同庁舎1号館2階 共用大会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議 事

- 1) 加入促進計画等に基づく取組状況について
- 2) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂(案)について
- 3) 行政における今後の取組等について
- 4) 建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況について
- 5) 社会保険未加入対策に関する各団体の取組状況について
- 6) 「標準見積書の活用強化に係る申し合わせ」確認について
- 7) その他

3. 閉会

第3回社会保険未加入対策推進中国地方協議会 《出席団体等一覧表》

建設業者団体：49 団体、建設業関係団体：8 団体、行政機関：11 機関 計 68 団体

※ 建設業者団体及び建設業に関する団体の並びはアイウエオ順による

■建設業者団体：49 団体

岡山県インテリア事業協同組合

（一社）岡山県建設業協会

岡山県左官業協同組合

岡山県ダクト工業会

岡山県鳶土工連合会

建設産業専門団体中国地区連合会

（一社）島根県建設業協会

島根県建設産業団体連合会

島根県コンクリート圧送協会

島根県板金工業組合

（一社）全国建設室内工事業協会 中国支部

（一社）全国タイル業協会 中国支部

（一社）全国特定法面保護協会 中国地方支部

（一社）全国防水工事業協会 中国支部

ダイヤモンド工事業協同組合 中国・四国支部

中国板硝子工事協同組合

中国建設インテリア事業協同組合

協同組合 中国建設専門工事業協会

中国シーリング工事業協同組合

中国四国保温保冷工業協会

中国・四国マスチック事業協同組合

中国配管工事業協同組合

中国冷凍空調工業連合会

（一社）日本アンカー協会 中国支部

（一社）日本運動施設建設業協会 中四国支部

（一社）日本機械土工協会 中国支部

（一社）日本空調衛生工事業協会 中国支部

（一社）日本建設業連合会 中国支部

中国建設躯体工業連合会

- (一社) 日本型枠工事業協会 中国支部
- (一社) 日本型枠工事業協会 岡山支部
- (一社) 日本サッシ協会 中国支部
- (一社) 日本造園建設業協会 中国総支部
- (一社) 日本電設工業協会 中国支部
- (一社) 日本道路建設業協会 中国支部
- (一社) 日本塗装工業会 中国ブロック会

広島県瓦工事業組合連合会

広島県管工事協同組合連合会

広島県建設業協会連合会

- (一社) 広島県建設工業協会

広島県左官業組合連合会

広島県室内装飾事業協同組合

広島県東部鳶土工連合会

広島鉄筋組合

- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部

山口県管工事協同組合連合会

- (一社) 山口県建設業協会

山口県左官業協同組合

山口県鳶工業連合会

■建設業に関する団体：8団体

岡山県行政書士会
岡山県建設労働組合
岡山県社会保険労務士会
島根県社会保険労務士会
鳥取県行政書士会
広島県建設労働組合
広島県社会保険労務士会
山口県建設労働組合

■行政機関：11機関

厚生労働省 中国四国厚生局
厚生労働省 鳥取労働局
厚生労働省 広島労働局
厚生労働省 山口労働局
国土交通省 中国地方整備局
鳥取県 県土整備部
島根県 土木部
岡山県 土木部
広島県 土木局
山口県 土木建築部
日本年金機構 中国ブロック本部

配布資料

【★】・・・第4回全国協議会における配布資料

資料① 第4回社会保険未加入対策推進協議会 議事次第【★】

資料② アンケート結果に基づく中国地方協議会各団体の加入状況・標準見積書の活用状況（概要）

資料③ 社会保険未加入対策に関連する各種調査の結果について【★】

資料④ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂（案）について（概要）【★】

資料⑤ 新労務単価を受けた技能労働者への適切な賃金水準の確保について

資料⑥ 発注関係事務の運用に関する指針（策定通知）

資料⑦ 建設業における更なる社会保険未加入対策について【★】

資料⑧ 建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況【★】

資料⑨ 社会保険加入促進要綱（日本建設業連合会）【★】

資料⑩ 社会保険加入促進計画の進捗状況について（全国建設業協会）【★】

資料⑪ （一社）全国中小建設業協会の社会保険未加入対策の取組状況

資料⑫ 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について（申し合わせ）【★】

参考資料① 社会保険加入促進計画フォローアップアンケート【★】

参考資料② 社会保険未加入対策推進協議会出席団体等一覧表【★】

参考資料③ 社会保険未加入対策の全体像

参考資料④ 標準見積書を活用した法定福利費の確保・一斉活用等に係る経緯

第4回 社会保険未加入対策推進協議会

議 事 次 第

日 時:平成 27 年 1 月 19 日(月)14:00~15:30

会 場:全国都市会館 大ホール

1. 開会

2. 議事

- (1)社会保険未加入対策に関連する各種調査の結果について
- (2)建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況について
- (3)社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂(案)について
- (4)行政における今後の取組等について
- (5)社会保険未加入対策に関する各団体の取組について
 - ①日本建設業連合会
 - ②全国建設業協会
 - ③日本型枠工事業協会
- (6)申し合わせ案について
- (7)その他

3. 閉会

【配布資料】

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 社会保険未加入対策等に関連する各種調査結果 |
| 資料2 | 建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況 |
| 資料3 | 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン 改訂(案) |
| 資料4 | 行政における今後の取組について |
| 資料5 | 社会保険加入促進要綱【日本建設業連合会】 |
| 資料6 | 社会保険加入促進計画の推進状況について【全国建設業協会】 |
| 資料7 | 法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について(申し合わせ案) |
| 参考1 | 健康保険・厚生年金への加入手続き等について |
| 参考2 | 社会保険加入促進計画フォローアップアンケート |

アンケート結果に基づく中国地方協議会の各団体の加入状況・
標準見積書の活用状況（概要）

1. アンケート調査の実施（事務局→各団体）

＜回答状況＞

- 各団体における取組状況等の作成状況等のアンケート調査を3回実施し、中国地方協議会の加盟団体 91 団体中、通算で 83 団体（約 9 割）の団体から回答があった。

第1回（平成 25 年 3 月）	61/91 団体（67%）	} 通算 83/91 団体（91%）
第2回（平成 25 年 10 月）	66/91 団体（73%）	
第3回（平成 27 年 2 月）	66/91 団体（73%）	

2. 社会保険加入状況の調査について

＜回答状況＞

- アンケートへ回答のあった 66 団体のうち、52 団体（約 8 割）が会員企業等への社会保険加入状況の調査・確認を実施している。
- なお、アンケートへ回答のあった 66 団体のうち、32 団体（約 5 割）が会員企業の全てが社会保険等に加入済であった。

3. 標準見積書の活用について

＜回答状況＞

- アンケートへ回答のあった 66 団体のうち、31 団体（約 5 割）が標準見積書を活用していた。
- 標準見積書を作成したと回答があった団体のうち、標準見積書の活用をしていない理由として次のものがあつた。
 - ・下請から提出されない、（下請が）標準見積書を知らない
 - ・元請からの指導がない、（元請に）浸透していない
 - ・下請の立場から出しにくい
 - ・計算式が複雑すぎる
 - ・標準的な労務比率が出ないと別枠で計上する保険料が出ない
 - ・見積書に法定福利費を明示する項目がない
 - ・自社形式の書式で足りる
 - ・標準見積書の内容を確認できていない
 - ・標準見積書作成中・検討中
 - ・標準見積書を作成したが、発注者の印象が悪い
 - ・法定福利費を無視される

4. 社会保険加入促進計画の取り組み状況について

(1) これまでの取組状況

〈回答状況〉

- ①社会保険加入状況の調査・確認
- ②会員企業への周知・要請
 - ・説明会の開催、講習会、会議、総会、理事会、幹事会等
 - ・標準見積書の配布、ガイドライン等の資料提供
 - ・機関紙、広報誌の掲載
 - ・ホームページへの掲載
- ③ その他の取組事例
 - ・実際に法定福利費が別枠支給された案件を調査した。
 - ・未加入組合員、下請業者への加入促進。
 - ・保険加入を会員企業となる条件とした。
 - ・優良事業者認定制度を立ち上げ、会員企業を認定した。

(2) 今後の取組予定

〈回答状況〉

- 講習会・説明会・勉強会や機関紙などにより、引き続き、会員企業等への周知徹底。
- 保険未加入業者への保険加入指導。(下請・協力会社等)
- オリジナルPRツールの検討、ソフトウェアの完成・配布。
- 他の組合と連携し標準見積書の活用周知を図る。
- 県と連携した意見交換会の開催。

5. 社会保険未加入対策に関する主な意見等

〈回答状況〉

- 県・市町村・民間工事においても社会保険加入義務を付けて欲しい。
- 民間工事と地元自治体の公共工事では、法定福利費を含んだ見積依頼が少ない。
- 元請から見積りの記入や請求の指導もない、行政からゼネコンへの指導の徹底、ゼネコンが保険未加入問題の対策と標準見積書の活用を促進すべき。
- 元請より価格に含んだ見積提出するよう指示があり、内訳明示した見積書を提出しても有効でない。
- 見積内訳書に必ず法定福利費項目を入れて欲しい、元請によってバラバラである。
- 上位企業からの圧力を感じ、標準見積書が出しづらい。
- 法定福利費を別枠計上するよう指導して欲しい。

社会保険未加入対策に関連する 各種調査の結果について

社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査について

1. 調査の目的

- これまでに実施してきた各施策に関する各建設企業における取組状況および施策の現場への浸透状況等を総合的に把握し、社会保険等未加入対策の目標達成を見据えた加入徹底方策を検討することを目的とする。

2. 調査の概要

現場別調査(サンプル調査)

【調査対象】

全国約200現場(民間建築工事)の元請及び下請企業を対象としたサンプル調査を実施

【調査期間】

平成26年12月9日(火)～12月19日(金)

【回答状況】

3, 327件

企業別調査(団体会員企業)

【調査対象】

社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業者団体に所属する会員企業

【調査期間】

平成26年12月16日(火)～平成27年1月8日(木)

【回答状況】

2, 916件

主な設問項目

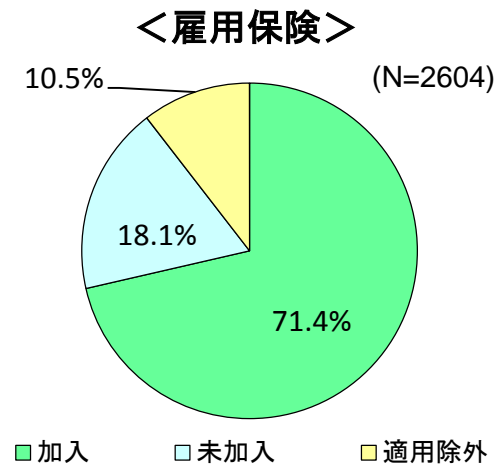
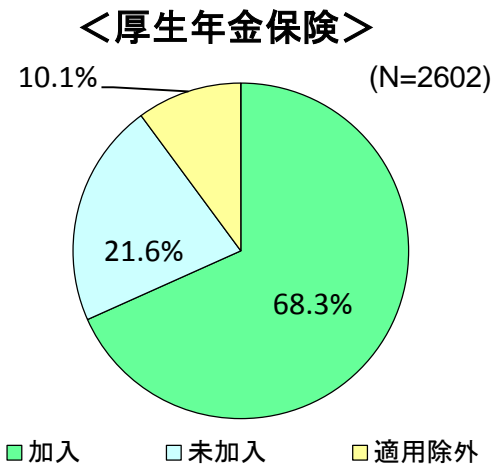
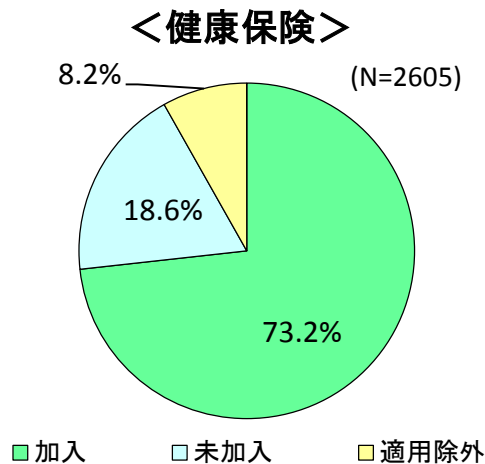
- 企業・作業員の社会保険等の加入状況(現場別アンケートのみ)
- 社会保険等加入状況の確認・指導の状況
- 法定福利費を内訳明示した見積書への対応
- 法定福利費を内訳明示した見積書の注文者への提出有無(○建退共の活用状況)

※今回の公表結果は、速報値であり、最終的な調査結果は、調査期間後に回答があったものも含め年度内に公表。

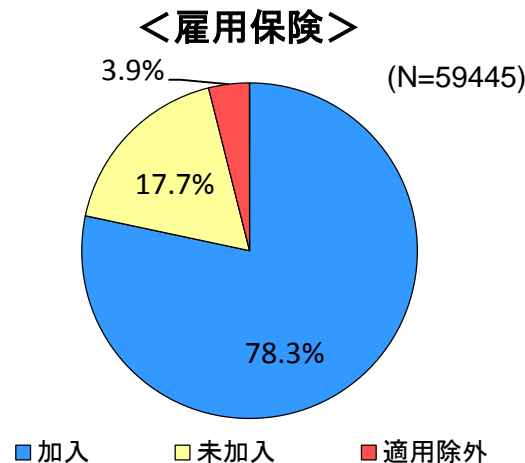
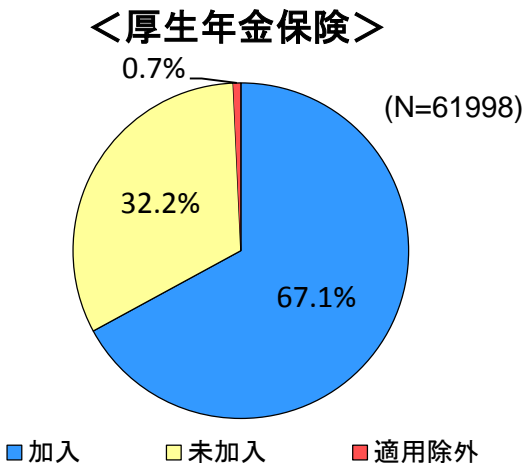
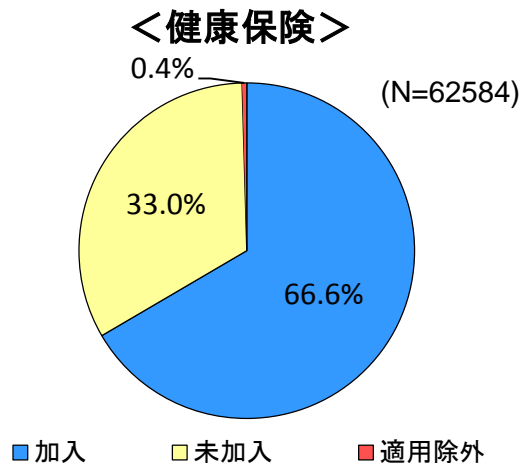
社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 民間（建築）工事における社会保険等への加入状況について【全体（現場別調査）】

○ サンプル調査を行った民間建築工事における企業、作業員の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入率は、企業別で健康保険73.2%、厚生年金68.3%、雇用保険71.4%、作業員別で健康保険66.6%、厚生年金67.1%、雇用保険78.3%。

企業別



作業員別



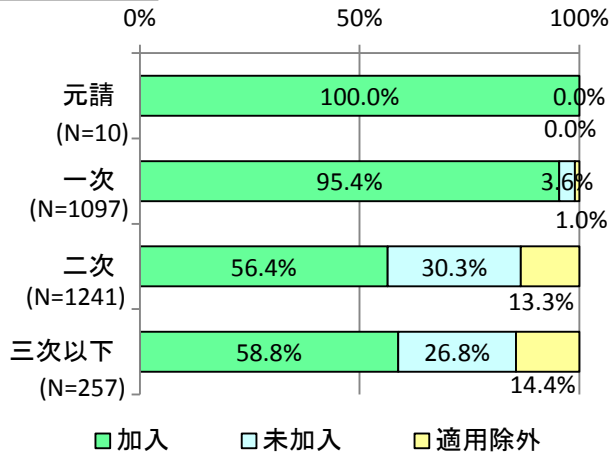
※調査対象となった現場は、同一の企業から複数の提供を受けていることもあり、回答数には同一企業のもものが重複しているケースがある。
 ※企業別は、基本的に施工体制台帳(再下請負通知書)等の提供を受けて集計。作業員別は現場の施工体制に属する企業において作業員名簿をもとに集計を行ってもらった。
 ※健康保険(作業員別):【加入】協会けんぽ、組合管掌健康保険、全国土木建築国民健康保険組合、建設国保、【未加入】市町村国民健康保険、その他、未加入・空欄
 ※厚生年金保険(作業員別):【加入】厚生年金、受給者、【未加入】国民年金、その他、未加入・空欄

民間（建築）工事における社会保険等への加入状況について【下請次数別（現場別調査）】

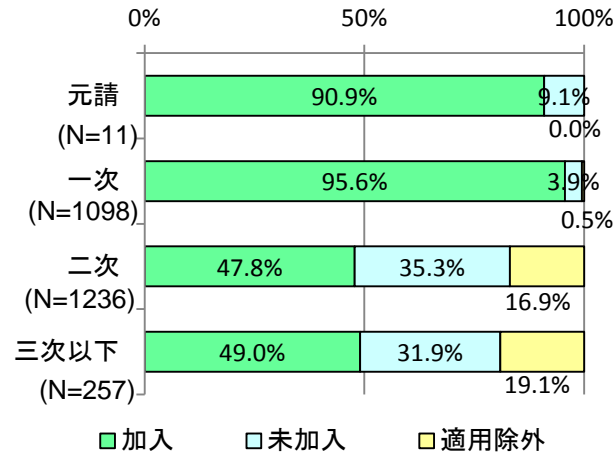
○ 下請次数別では、企業別・作業員別ともに、一次下請でかなり高く、二次下請以下で低い。

企業別

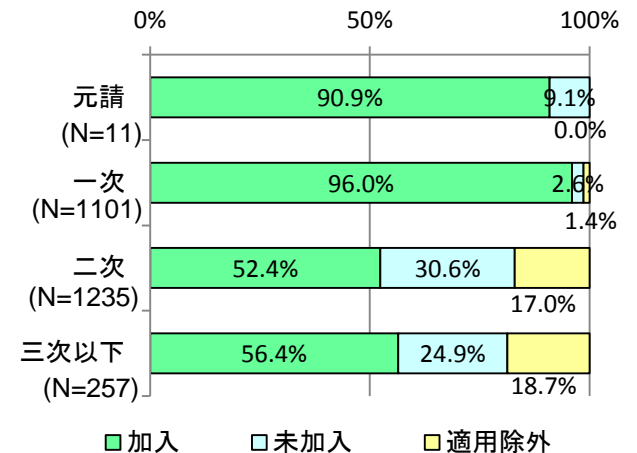
〈健康保険〉



〈厚生年金保険〉

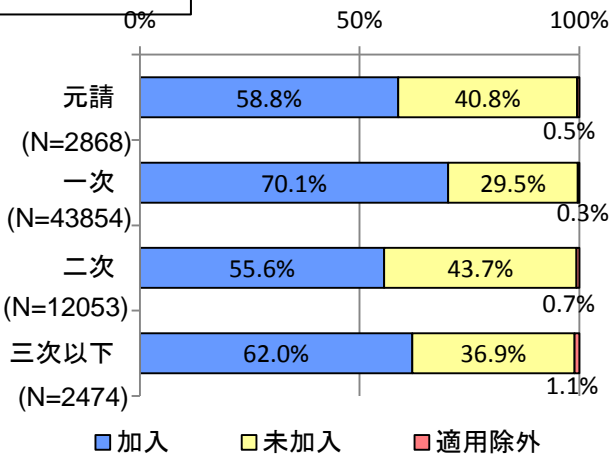


〈雇用保険〉

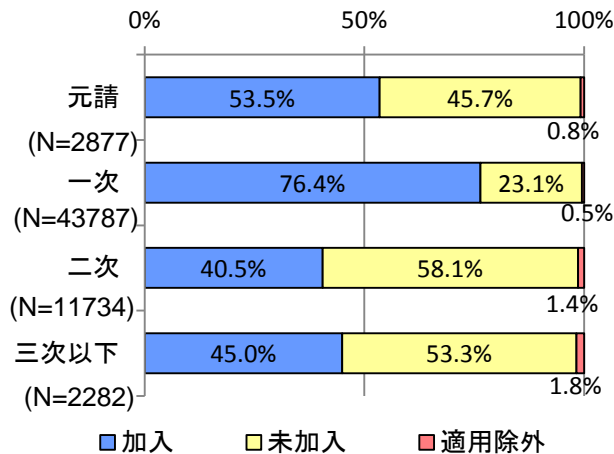


作業員別

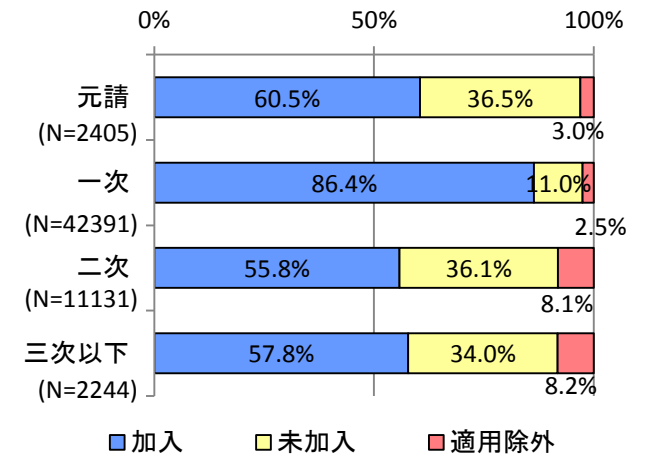
〈健康保険〉



〈厚生年金保険〉



〈雇用保険〉

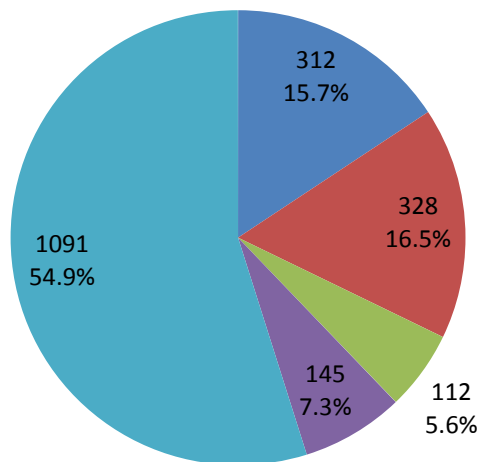


社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【下請企業への提出指導】

- 下請企業に対して法定福利費を内訳明示した見積書の提出を全部又は一部の下請契約で指導した企業は現場別調査で21.3%、企業別調査で21.8%。
- 法定福利費を含んだ見積書の提出を指導した場合を含めると、現場別調査で45.1%、企業別調査で58.7%。

現場別調査

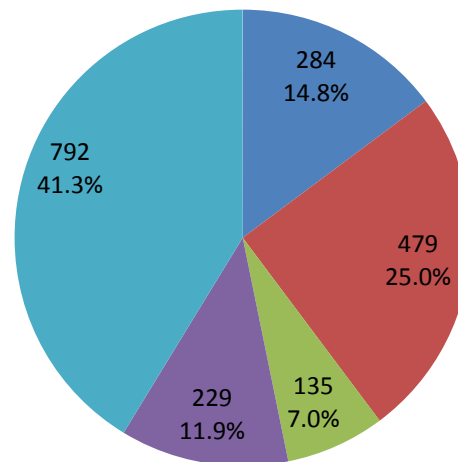
(N=1988)



- 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導した
- 全ての下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導した
- 一部の下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導した
- 一部の下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導した
- 特に指導していない

企業別調査

(N=1919)



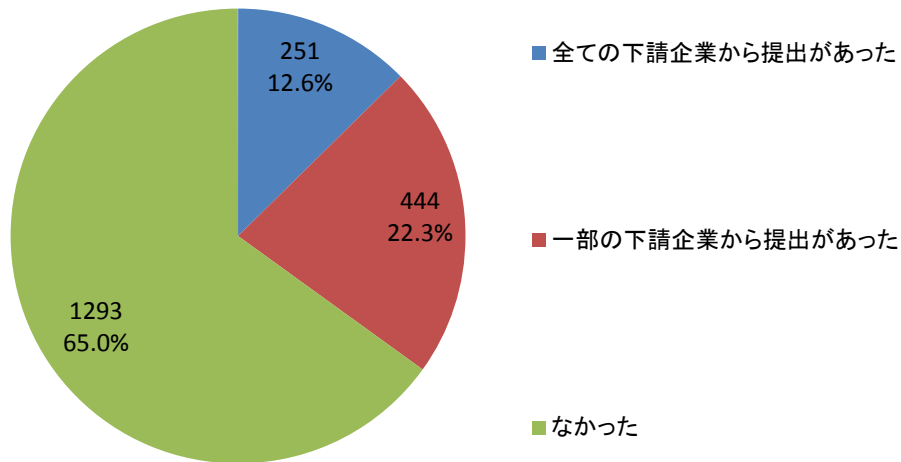
- 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
- 全ての下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
- 一部の下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
- 一部の下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
- 特に指導していない

社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【下請企業からの提出状況】

- 下請企業からの提出状況について、現場別調査では34.9%が全て又は一部の下請企業から提出を受けている。また、企業別調査では、23.7%が提出をかなり又はおおむね受けている。
- 一方で、現場別調査では65.0%が提出を受けておらず、企業別調査で59.8%がほとんど又はまったく提出を受けていない状況。

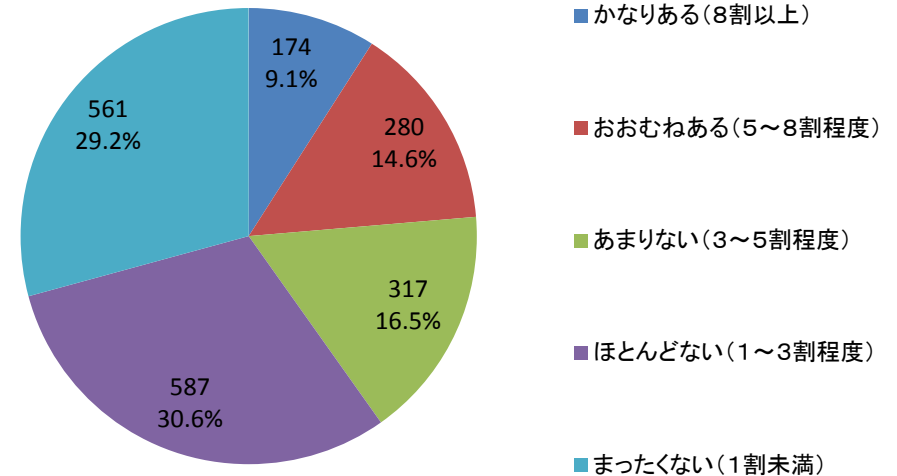
現場別調査

(N=1988)



企業別調査

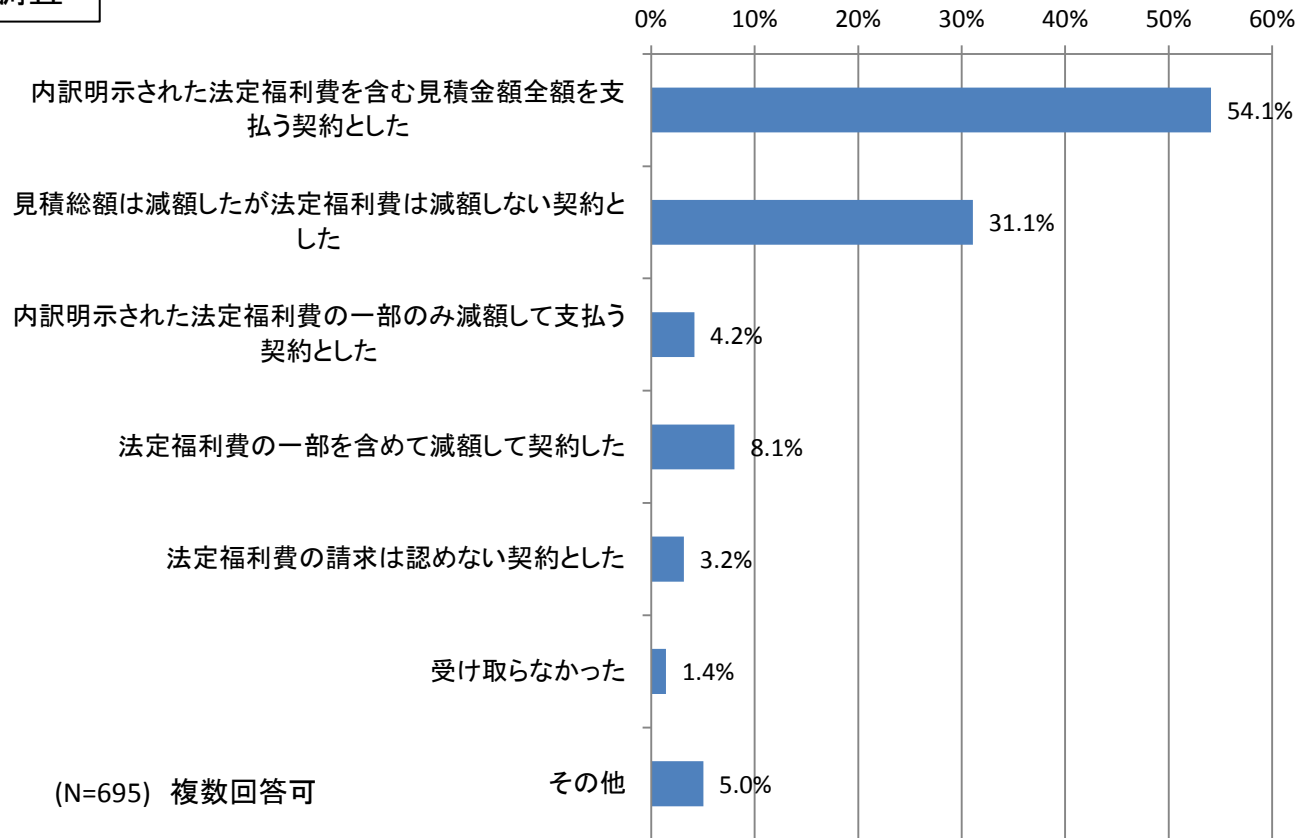
(N=1919)



社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【提出を受けた結果（現場別調査）】

- 内訳明示した見積書の提出を受けた結果、54.1%で内訳明示された法定福利費を含む見積金額全額を支払う契約としている。
- 見積総額は減額したが、法定福利費は減額しないとした場合を含めると85.2%。

現場別調査

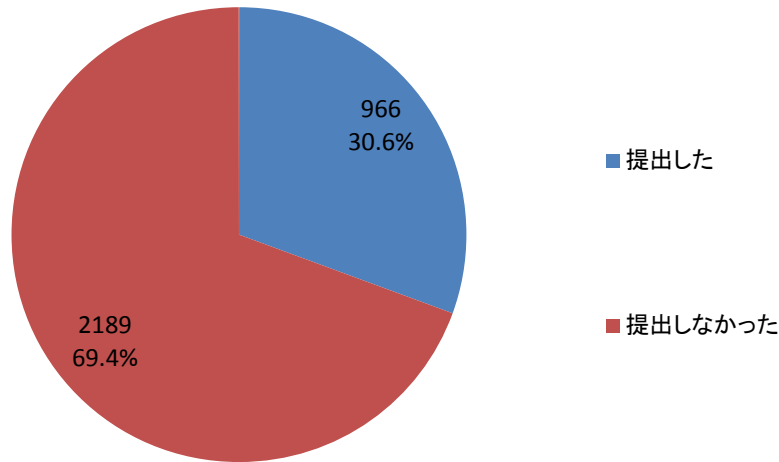


社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【注文者への提出状況】

- 注文者に対する内訳明示した見積書の提出について、現場別調査では30.6%が提出、企業別調査では32.6%がほとんど又はおおむね提出している。
- 一方で、現場別調査では69.4%が提出せず、企業別調査では48.3%がほとんど又はまったく提出していない状況。

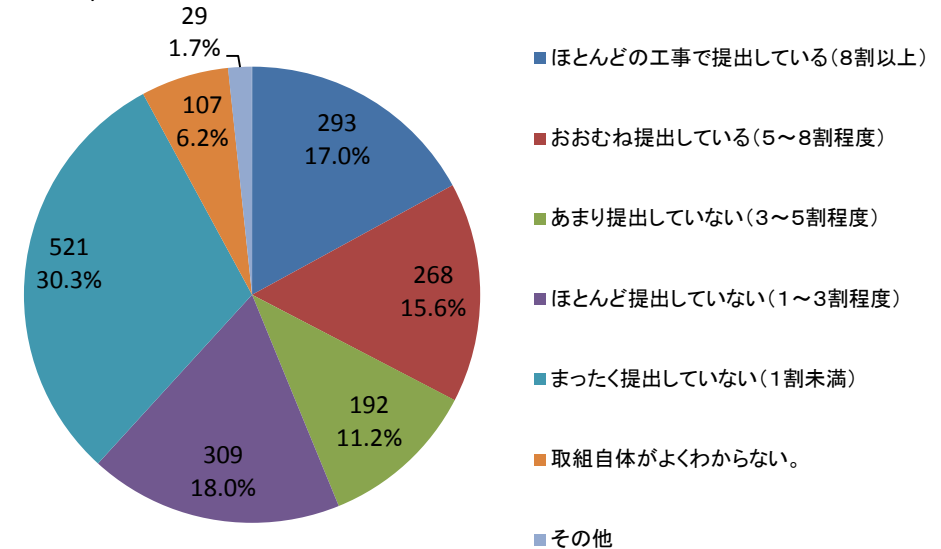
現場別調査

(N=3155)



企業別調査

(N=1719)

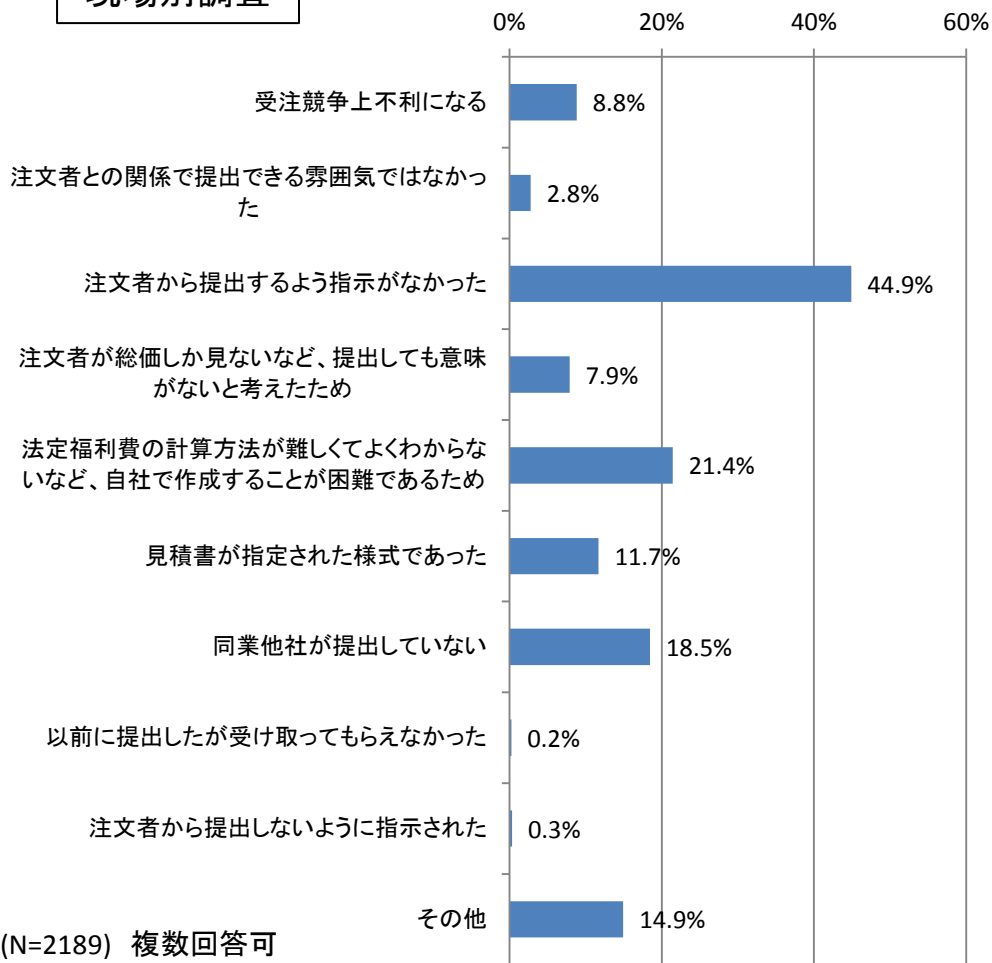


社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査

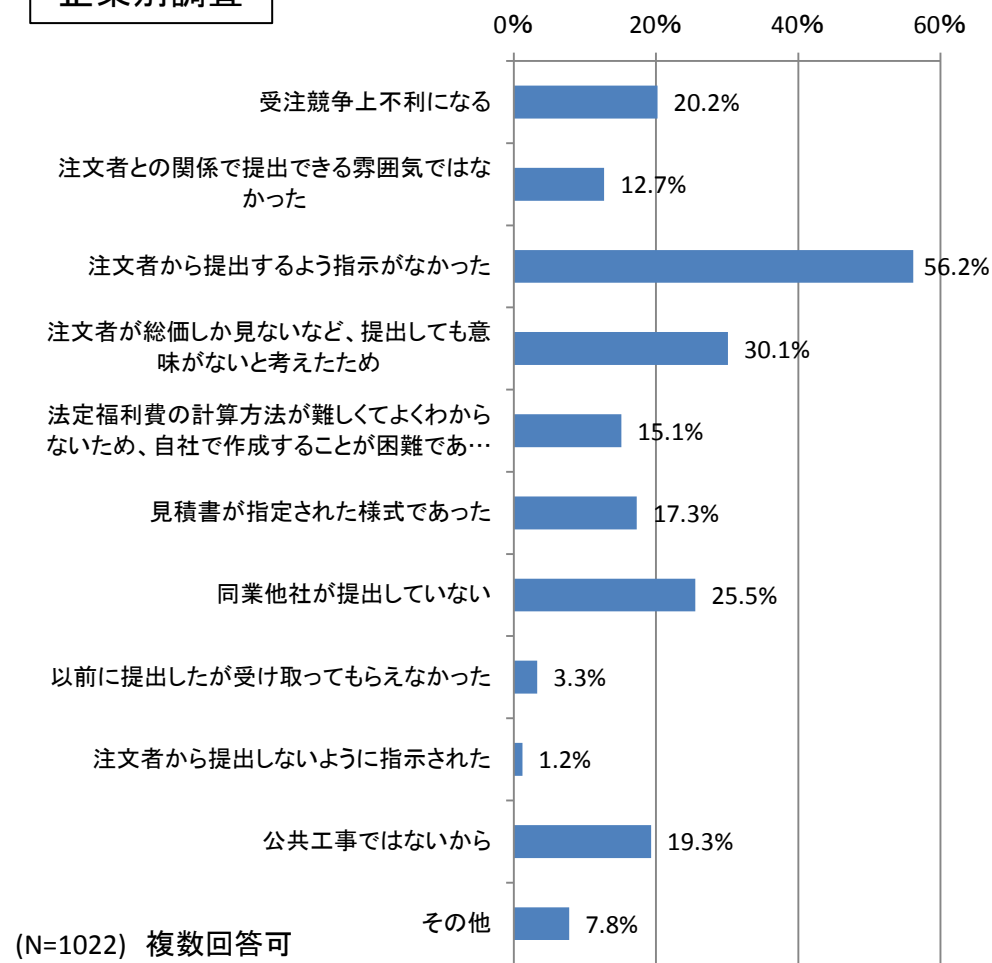
法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【注文者へ提出しなかった理由】

○ 注文者に対して内訳明示した見積書を提出しなかった理由として、現場別調査・企業別調査ともに、「注文者から提出するよう指示がなかった」が圧倒的に多い。(現場別調査44.9%、企業別調査56.2%)

現場別調査



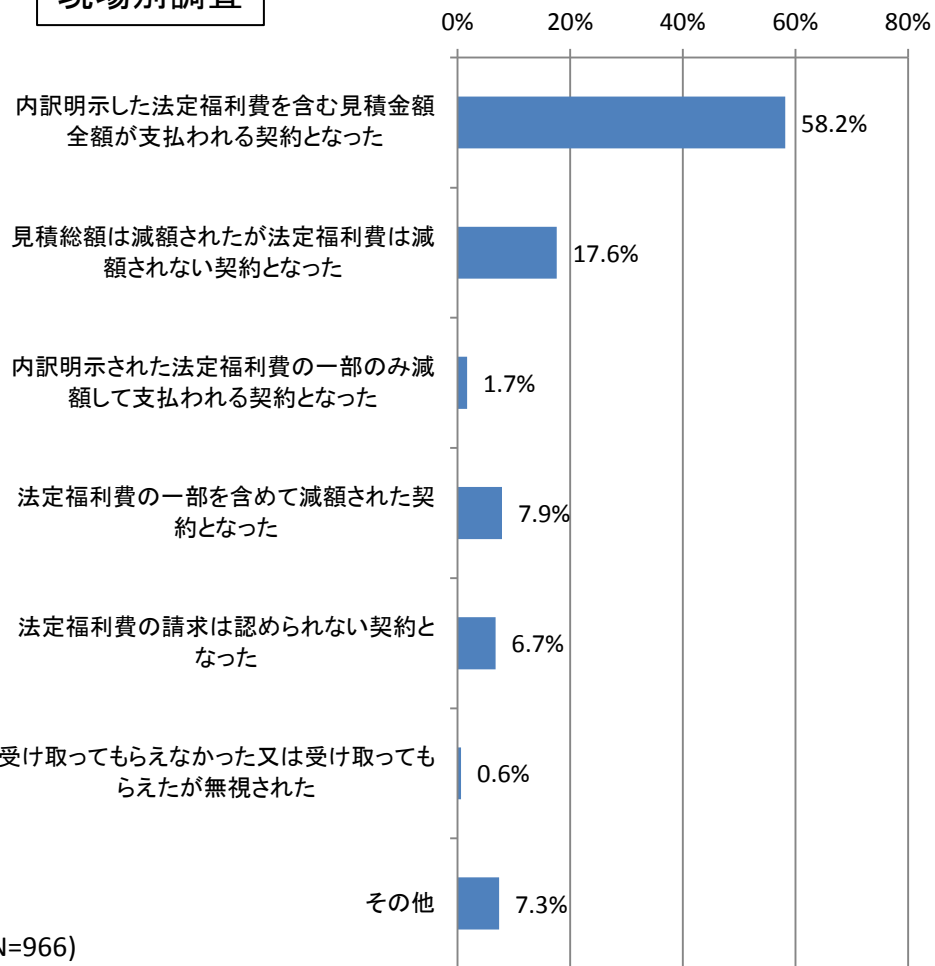
企業別調査



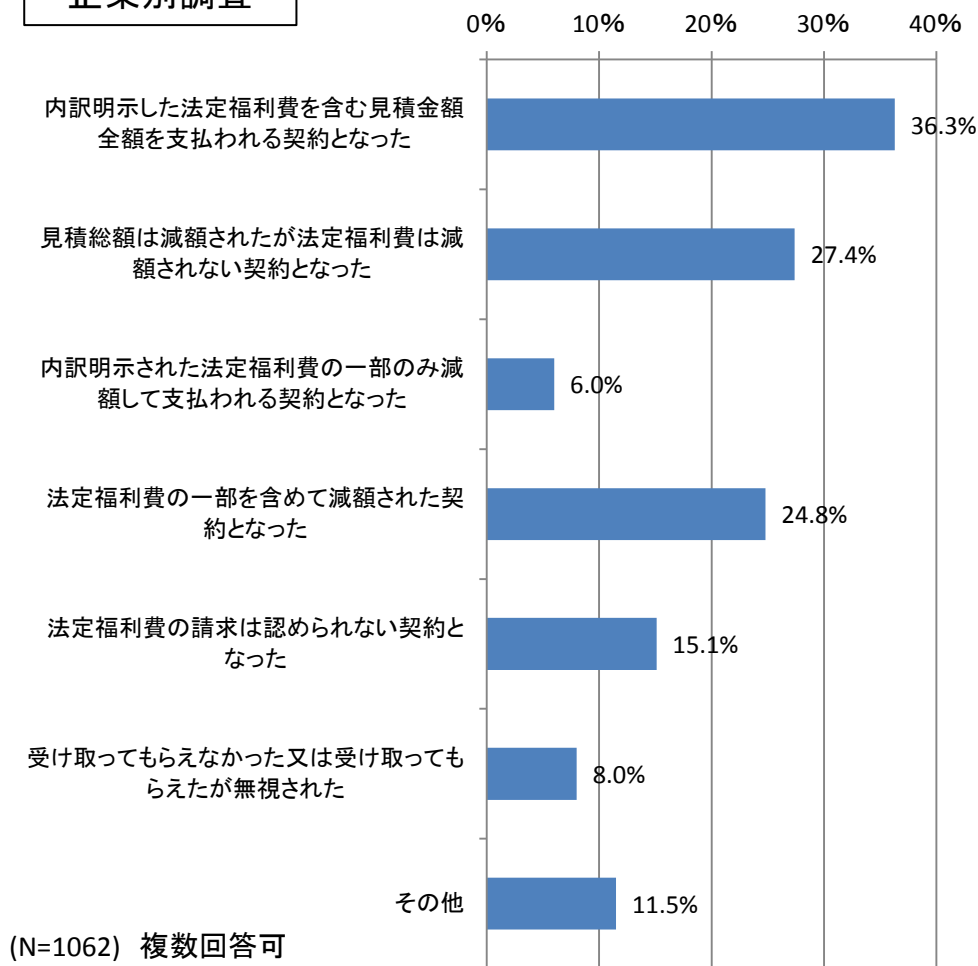
社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【注文者へ提出した結果】

○ 注文者に対して内訳明示した見積書を提出した結果、現場別調査・企業別調査ともに「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」が最も多い。(現場別調査58.2%、企業別調査36.3%)

現場別調査



企業別調査



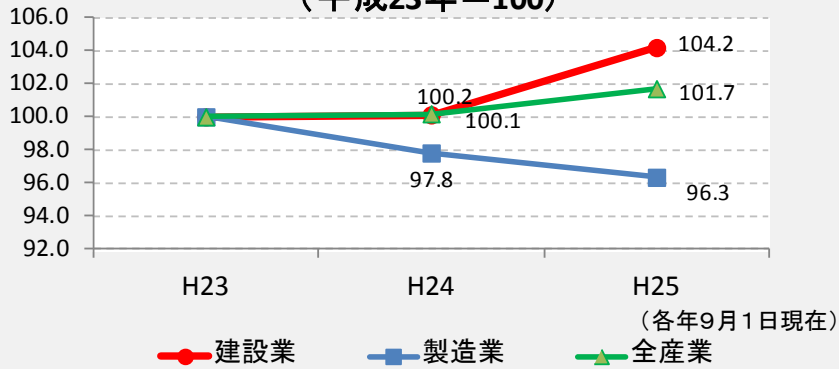
「厚生年金保険」「雇用保険」の適用事業所数・被保険者数の推移

○ 厚生年金保険及び雇用保険の適用状況をみると、適用事業所数・被保険者数ともに増加している。

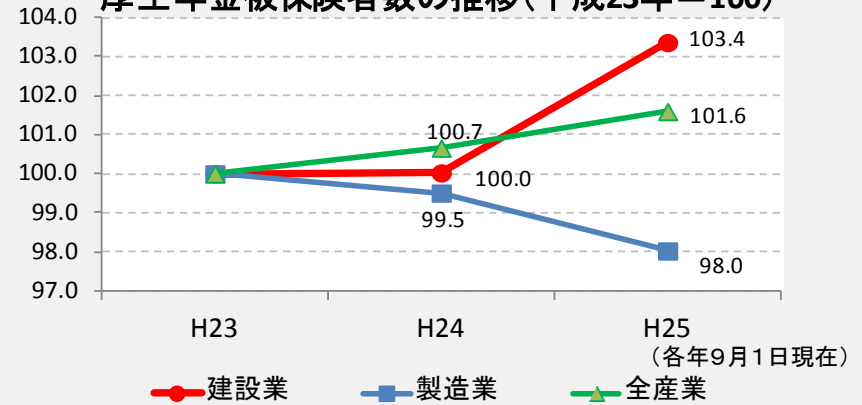
適用事業所数

被保険者数

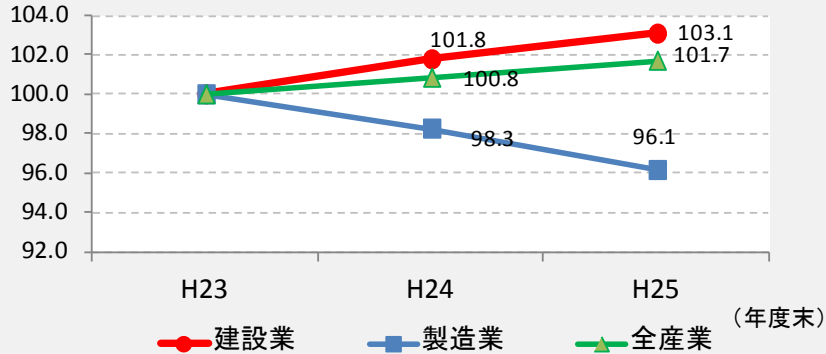
厚生年金適用事業所数の推移 (平成23年=100)



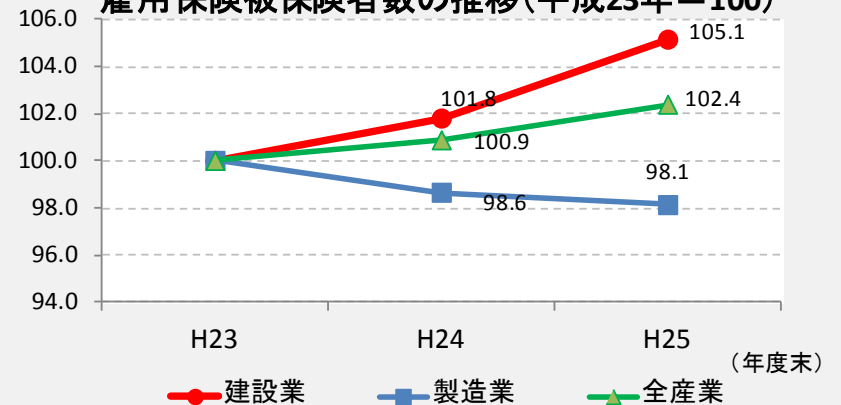
厚生年金被保険者数の推移(平成23年=100)



雇用保険適用事業所数の推移 (平成23年=100)



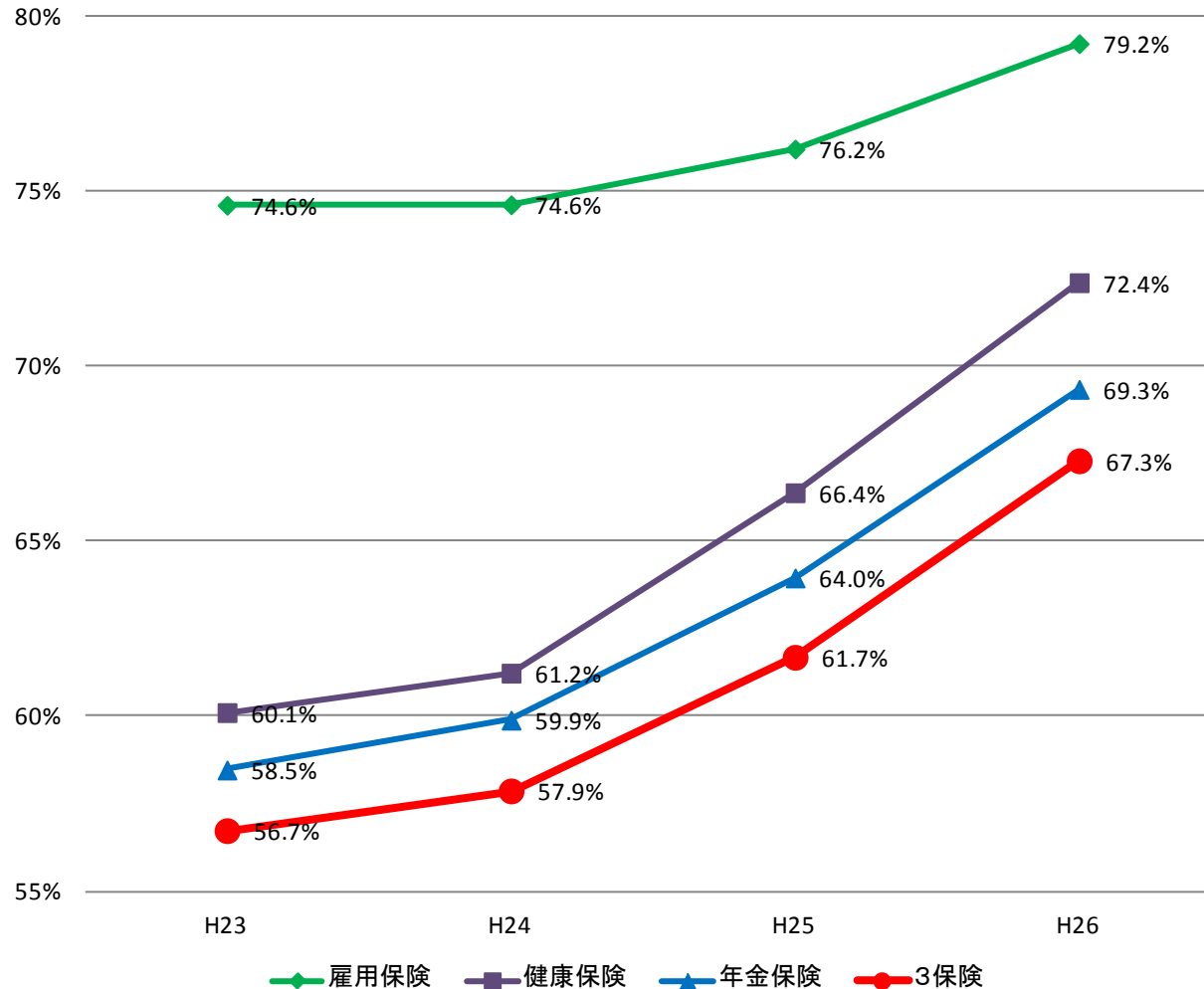
雇用保険被保険者数の推移(平成23年=100)



社会保険等の加入状況（公共事業労務費調査より）【速報値】

○3保険とも加入している技能労働者は、H25. 10調査から約5. 6ポイント上昇。（速報値）

社会保険加入率の推移

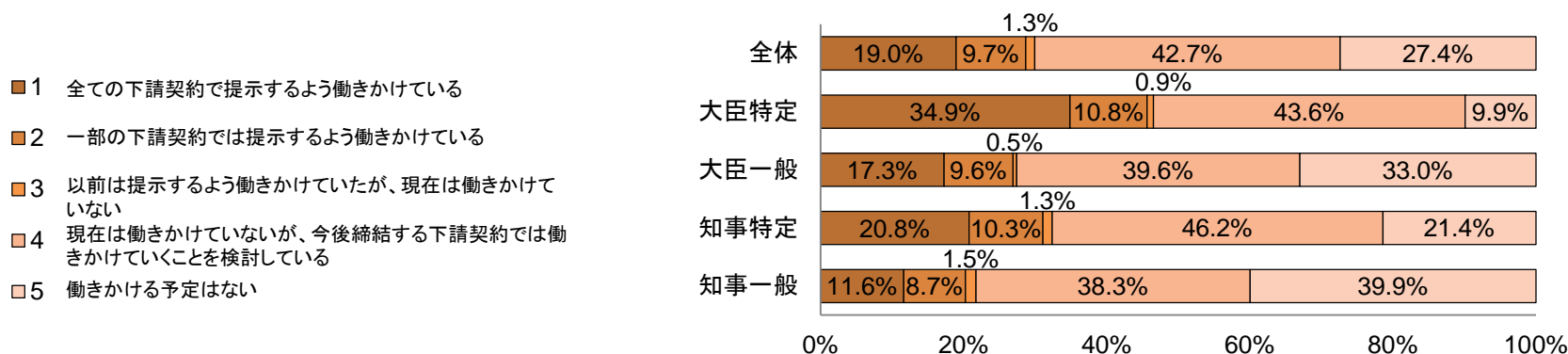


※平成23年10月、平成24年10月、平成25年10月及び平成26年10月公共事業労務費調査結果
※平成26年10月調査は速報値

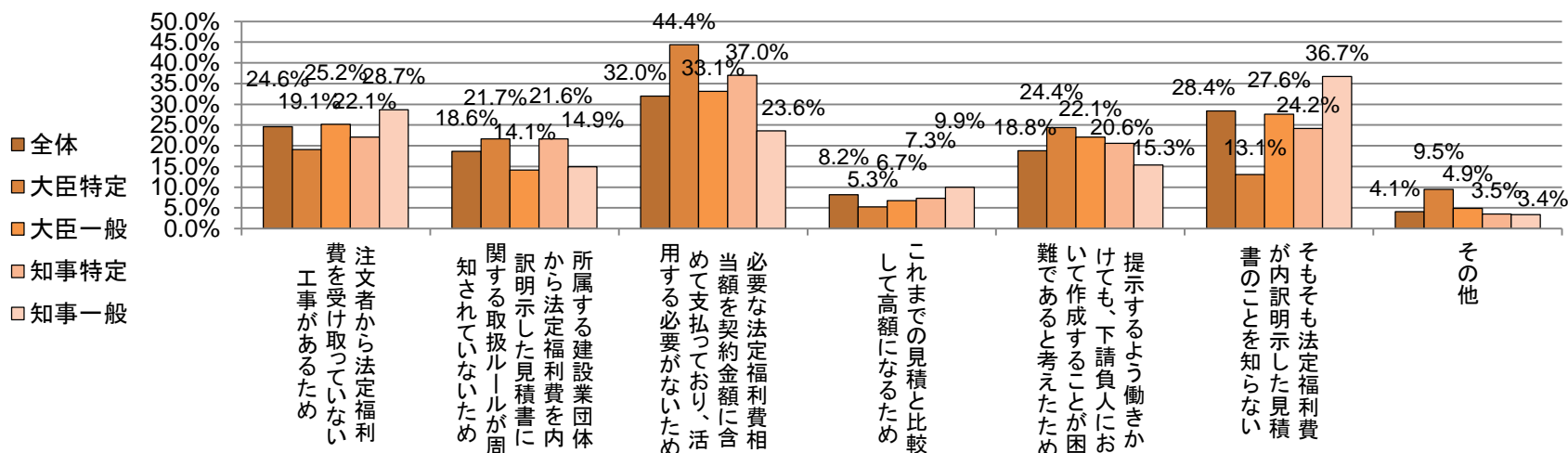
平成26年度 下請取引実態調査の結果

- 平成25年10月以降に締結した下請契約に際して、元請負人が下請負人に対し、法定福利費が明示された見積書の提示を、「全ての下請契約で働きかけている」又は「一部の下請契約で働きかけている」との回答は合わせて28.7%。
- 法定福利費が内訳明示された見積書の提示を働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、活用する必要がないため」(32.0%)が最も多い。

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示に係る下請負人への働きかけ】



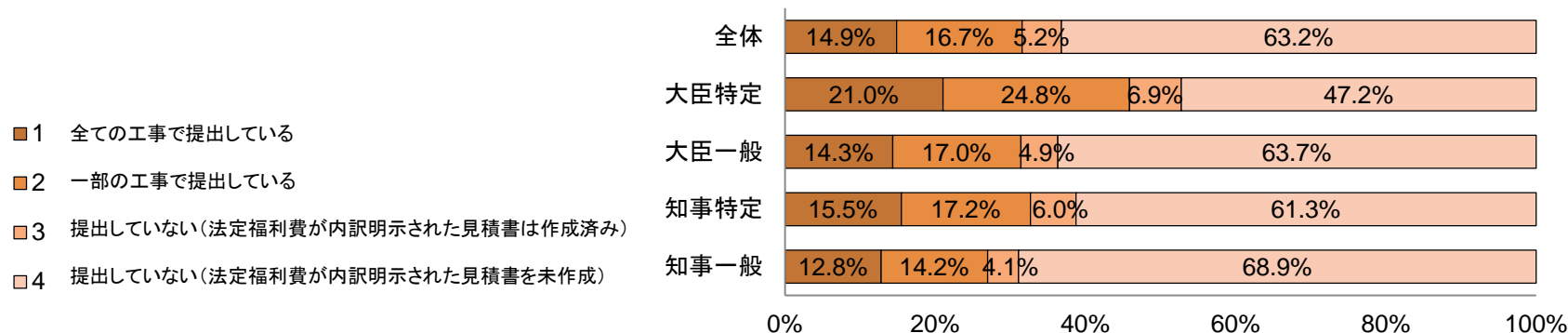
【法定福利費が内訳明示された見積書の提出を働きかけていない理由】



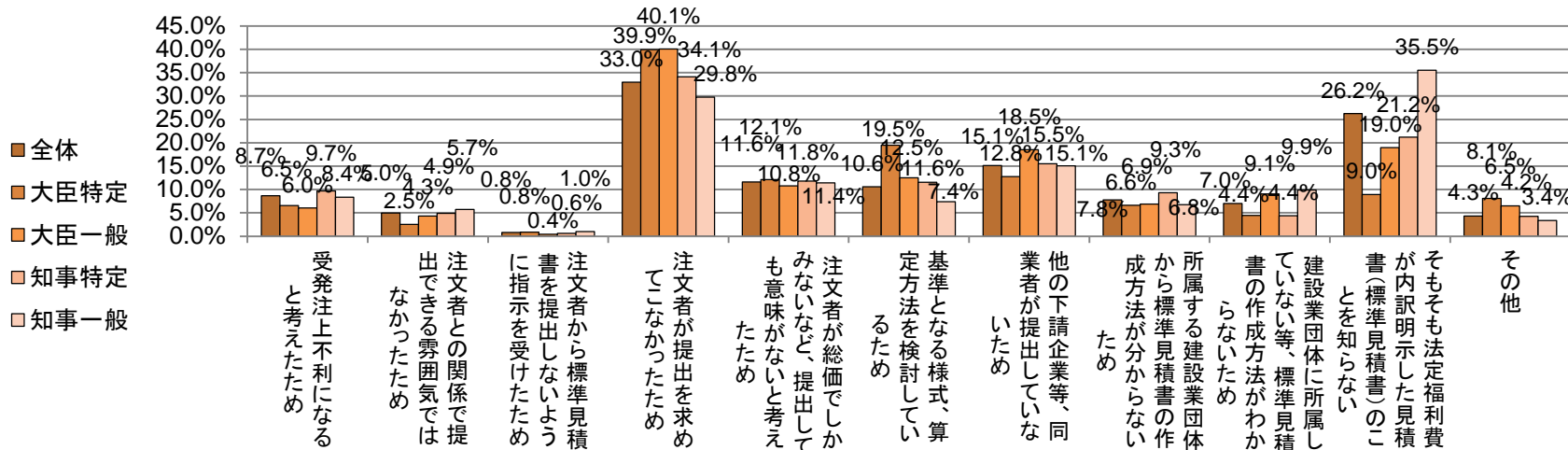
平成26年度 下請取引実態調査の結果

- 法定福利費が内訳明示された見積書（標準見積書）の活用状況については、「全ての工事で提出している」又は「一部の工事で提出している」との回答は合わせて31.6%。
- 標準見積書を提示しない理由としては、「注文者が提出を求めてこなかった」（33.0%）との回答が最も多い。知事一般建設業者に関しては、「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」（35.5%）が最も多い。

【下請負人の法定福利費が内訳明示された見積書（標準見積書）の活用状況】



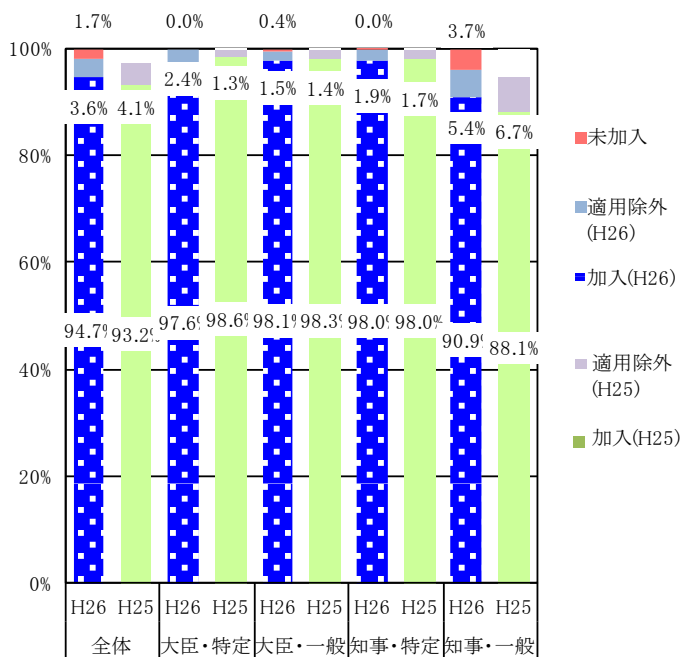
【下請負人が標準見積書を提示しない理由】



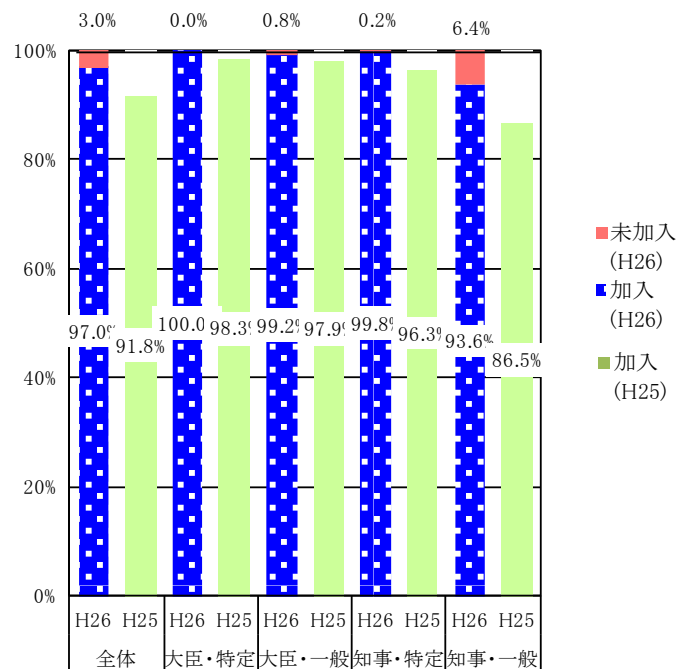
平成26年度 下請取引実態調査の結果

- 健康保険、年金保険、雇用保険の3保険全てにおいて昨年度より加入状況が改善。
- 全ての許可区分別において、加入率が90%を超え、各保険とも加入状況の改善が進んでいる。

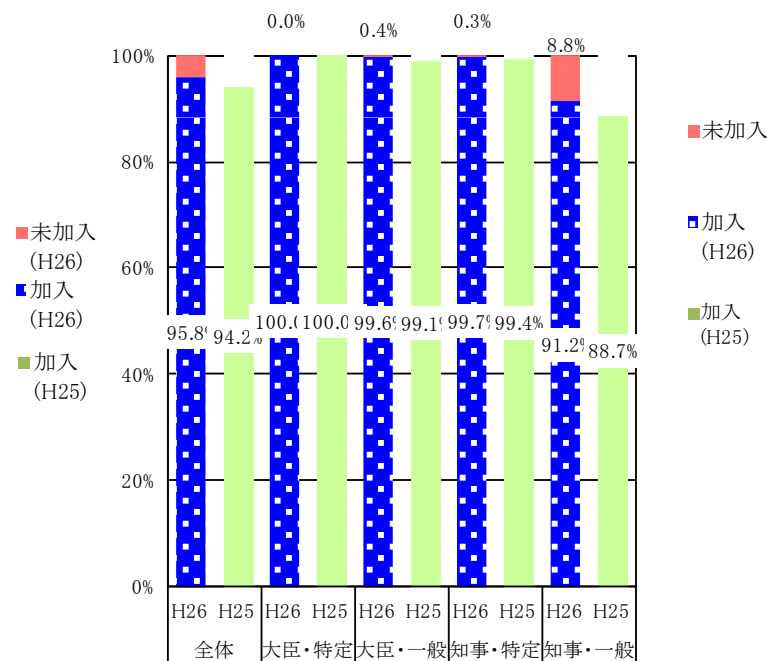
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況



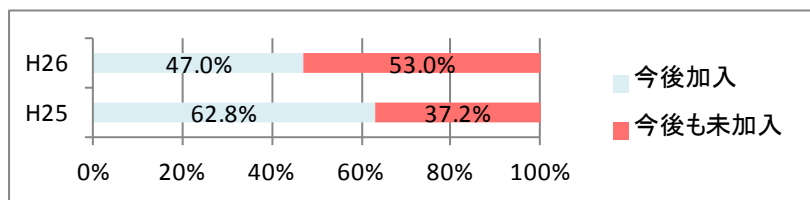
雇用保険の加入状況



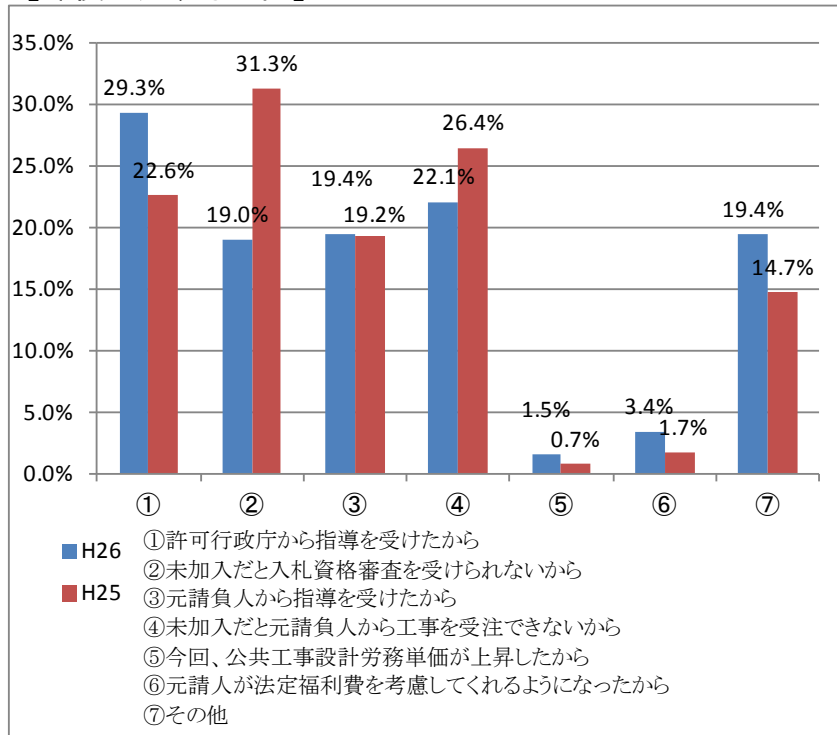
平成26年度 下請取引実態調査の結果

- 3保険のいずれかで未加入と回答している企業のうち、「今後加入する」と回答した企業は47.0%で昨年度より低下。
- 未加入と回答した企業が今後加入する理由として、「①許可行政庁から指導を受けたから」(29.3%)、「④未加入だと元請負人から工事を受注できないから」(22.1%)が多い。
- 今後も加入しない理由として、「⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない」(38.5%)、「⑨経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない」(30.7%)が多い。

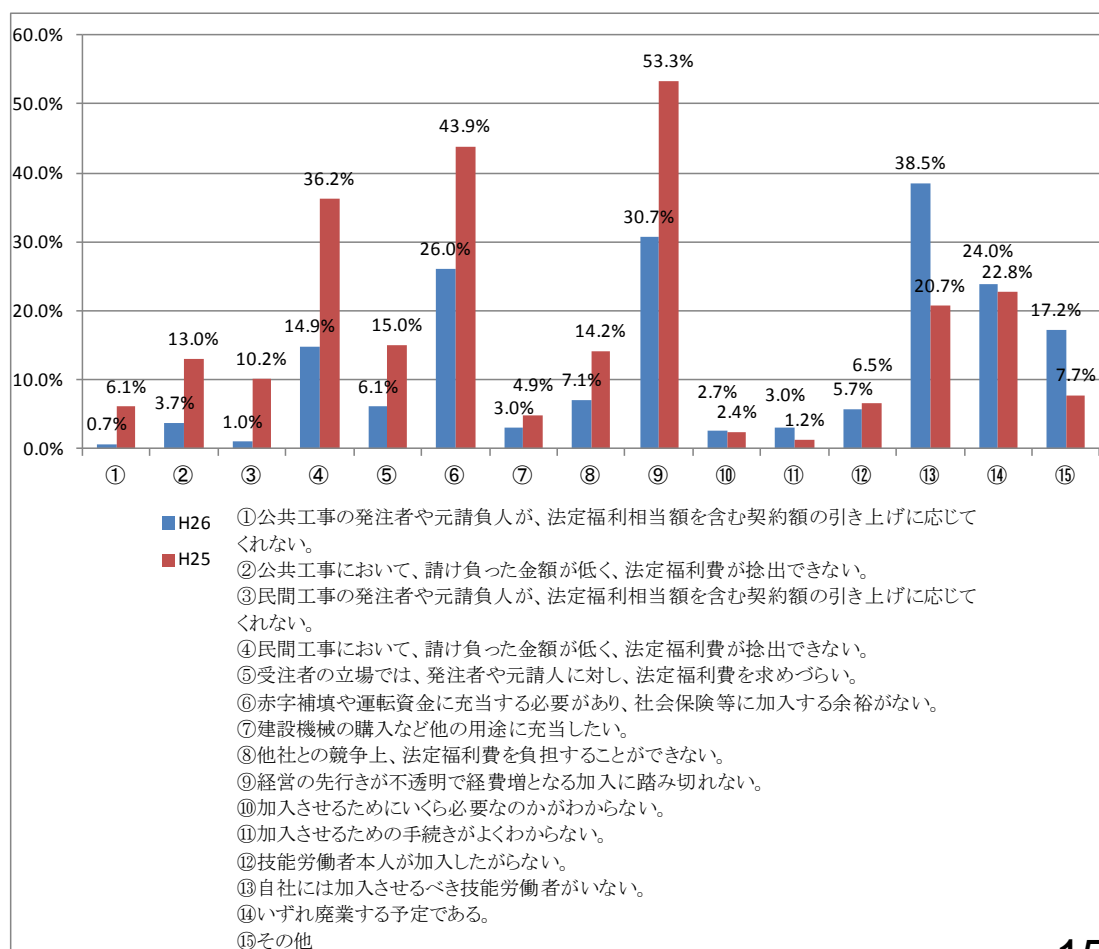
【未加入企業の今後の社会保険等への加入意向】



【今後加入する理由】



【今後も加入しない理由】



- 建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行。
- 本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、本取組状況等を踏まえて必要があると認められるときは、見直し等の所要の措置を実施するとしているところ。

検討上の課題・方向性

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用が十分に進んでいないことから、活用を促進するための環境整備が必要。
- 目標年次まで2年余りに迫っていることから、平成29年度以降の姿を見据えた具体的取組内容を明示するとともに、派生する課題への対応(加入状況の記載の真正性の確保、保険加入義務の潜脱を図った小規模事業主化の抑止)が必要。

改訂案の主な内容

法定福利費を内訳明示した見積書提出の見積条件への明示

- 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)。
- 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。

適切な保険に加入した下請企業・労働者のみからなる工事の試行的実施(モデル現場)

- 平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。

情報システムへの関係資料の添付による保険加入情報の記載の真正性の確保

- 保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。

施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿の正確な記載による雇用と請負の明確化

- 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。

- 平成27年1月15日 パブリックコメント実施。
- 平成27年4月 1日 改訂内容を適用。(平成27年4月1日付け一部改訂)

新労務単価を受けた技能労働者への適切な賃金水準の確保について

「H27.2から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)」の決定を受け、国土交通省土地・建設産業局長から**地方公共団体、建設業団体、民間発注者団体**あてに、「**技能労働者への適切な賃金水準の確保について**」等を依頼(H27.1.30付け)

資料5

※以下通知文から抜粋

地方自治体あて ～新労務単価の早期適用～

改正後の**公共工事品質確保法**において、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、**市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務**として位置づけられたことも踏まえ、その**積算に当たっては、新労務単価を速やかに適用**されるよう、よろしく願います。

建設業団体あて ～技能労働者への適切な水準の賃金の支払い～

改正後の**公共工事品質確保法**においては、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、**適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること**(第8条第1項)、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る**賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること**(第8条第2項)等が**受注者の責務**として位置づけられている。(中略)
このため、**元請業者においては適切な価格での下請契約の締結を徹底**するとともに、**下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請**する等の特段の配慮をすること。また、**専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図る**こと。

民間発注者団体あて ～適正な価格による工事発注～

工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保については、公共工事又は民間発注工事を問わず建設産業を巡る共通の課題であり、現在の労務費の上昇は、上記の通り、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあること等によるものであるところ、**工事の品質確保及び将来にわたる担い手確保のためには、適正な水準の賃金が発注価額に適切に織り込まれることが必要**です。

新労務単価に関する建設企業・技能労働者等からの相談窓口

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

～ 適正な契約による適切な賃金水準確保に向けて～



国土交通省では、技能労働者が不足している状況を反映するとともに社会保険への加入の徹底の観点から、平成25年3月末に平成25年度公共工事設計労務単価を設定し、全国平均で約15.1%の上昇となったところです。

これを受けて、現場の技能労働者に適切な水準の賃金が行き渡るよう、行政や業界を挙げて取り組むこととなりました。

この度、国土交通省では、これらの取り組み状況などの実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくことといたしました。

TEL.  **0570-004976**
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 **10:00-12:00** **13:30-17:00**

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」では、主に国土交通大臣許可業者が関連する、以下の情報を受け付けさせていただきます。

今回の公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

◆取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報の例

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一時的に押し付け、その額で下請契約を締結した。
- ・元請負人と下請負人間で、労務単価の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後元請負人が労務単価を一時的に決定した。

〔※元請負人と下請負人間での取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、ウェブ検索で国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧下さい。〕



その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態について、関連する情報をお寄せ下さい。
※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承ください。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が連絡情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収をするかどうかの判断をします。
下記に示すような、できる限り詳細な情報提供をお願いします。

- ◆情報を提供される方の氏名、住所
※情報を提供された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ番号は避けてください。
- ◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
- ◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄
(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等
なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に「建設業法令遵守推進本部」に提出等のご協力を願います。
また、いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただきますほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくことでもありますので、予めご了承ください。

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への通話料は、発信者の負担となります。

E-mail : shinromutanka-fsd@mlit.go.jp

<公共工事設計労務単価・公共事業労務費調査の方法や内容等の問い合わせ先は、ホームページをご覧ください。>

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

国土入企第 27 号
平成 27 年 1 月 30 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 4.2%、被災三県の平均では 6.3%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 28.5%、被災三県の平均では 39.4%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成 26 年 6 月 4 日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの二度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成 25 年 4 月及び平成 26 年 2 月）の際には、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 36 号及び平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号）を發出するとともに、平成 25 年 4 月 18 日には国土交通大臣が、同年 10 月 23 日及び平成 26 年 1 月 30 日には国土交通副大臣が、直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。また、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業

界を挙げて取り組んでこられているところです。

以上のことから、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 37 号及び平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 29 号）で貴職あてに要請した事項及び法改正の趣旨を踏まえ、下記の措置を講じることにより、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進して頂くようお願いいたします。

なお、別添 1 のように、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

記

1. 新労務単価の早期適用

改正後の公共工事品質確保法において、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられたことも踏まえ、その積算に当たっては、新労務単価を速やかに適用されるよう、よろしく願いいたします。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添 2 のとおり、

- ① 一定の既契約工事について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 394 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）1.（1）及び 2. から 8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する
- ② 平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、既に平成 24 年 4 月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されているところです。

これを踏まえ、貴団体発注工事においても法定福利費相当額（事業負担分及び本人負担分）が適切に予定価格に反映されるよう措置するとともに、受注者と下請業者との間でも、標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の提出などによって法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に法定福利費相当額の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払を指導するなどの特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。平成 26 年 9 月 30 日最終変更。以下「適正化指針」という。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされております。

これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付け総行第 231 号・国土入企第 14 号）等においても要請しておりますが、未実施の団体においては、これらの措置を講ずるようお願いいたします。

4. 適正な価格による契約の推進

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

改正後の入札契約適正化法においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項に新たにダンピング受注の防止が追加されたところであり、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等によりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いいたします。また、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、

工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いいたします。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、適正化指針において新たに記述されたとおり、改正後の公共工物品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に違反すること等から、「予定価格の適正な設定について」（平成 26 年 1 月 24 日付け総行第 13 号・国土入企第 27 号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」で要請したとおり、厳に行わないようお願いいたします。

国土入企第 26 号
平成 27 年 1 月 30 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 4.2%、被災三県の平均では 6.3%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 28.5%、被災三県の平均では 39.4%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成 26 年 6 月 4 日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの二度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成 25 年 4 月及び平成 26 年 2 月）の際には、その都度、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 36 号及び平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号）を発出するとともに、平成 25 年 4 月 18 日には国土交通大臣が、同年 10 月 23 日及び平成 26 年 1 月 30 日には国土交通副大臣が、直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられていると承知しております。

引き続き貴団体におかれては、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよ

う、貴団体傘下の建設業者に対して、これまで要請してきた事項及び法改正の趣旨を踏まえ、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう改めて周知徹底をお願い致します。

また、別添 1 のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

改正後の公共工事品質確保法においては、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第 8 条第 1 項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第 8 条第 2 項）等が受注者の責務として位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要がある。このため、元請業者においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。また、専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添 2 のとおり、

- ① 一定の既契約工事について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 394 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）1.(1) 及び 2. から 8. まで(4.(3)を除く。)の規定を準用する
- ② 平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添 1 の 2. のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、

1. の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額

の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労働単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、既に平成 24 年 4 月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

これを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請業者が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請業者に提出できるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により法定福利費を内訳明示した見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対して標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対しても法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重すること。加えて、自ら雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額（本人負担分）を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。平成 26 年 9 月 30 日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされたところであり、他の公共工事発注機関にもこれらの措置を講ずるよう要請しているので、ご留意願いたい。

4. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労働単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等の処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、適正な額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

6. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところである。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。

国地契第61号
 国官技第241号
 国営管第487号
 国営計第90号
 国港総第377号
 国港技第95号
 国空予管第500号
 国空安保第647号
 国空交企第553号
 国北予第28号
 平成27年1月30日

(公 印 省 略)

「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について」
 の運用に係る特例措置について

「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について」(平成27年1月30日付け国土建労第103号、国港技第90号)により「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)が決定され、平成26年2月から適用した公共工事設計労務単価(「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について」(平成26年1月30日付け国土建労第107号、国港技第94号)において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。)に比して全職種単純平均で4.2パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書第55条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)別冊工事請負契約書第55条、「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)別冊工事請負契約書第57条又は「工事標準請負契約書について」(平成8年3月19日付け空経第212号)別冊工事請負契約書第56条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

大臣官房官庁営繕部 各課長殿
 各地方整備局 総務部長殿
 企画部長殿
 営繕部長殿
 港湾空港部長殿
 北海道開発局 事業振興部長殿
 営繕部長殿
 各地方航空局 総務部長殿
 空港部長殿
 保安部長殿

国土交通省

大臣官房地方課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局安全部空港安全・保安対策課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長

(別添2)

この式において、P新及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

- (2) 平成27年1月31日以前に契約を締結した工事のうち、2月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

適正な価格による工事発注について

本日、平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これは、公共事業の積算に用いる労務費の単価であり、約16万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県・51種ごとに決定しているもので、新労務単価は、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で4.2%、被災三県の平均では6.3%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で28.5%、被災三県の平均では39.4%の上昇となります。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者は大きく減少しています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

また、公共事業に関しては、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保については、公共工事又は民間発注工事を問わず建設産業を巡る共通の課題であり、現在の労務費の上昇は、上記の通り、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあること等によるものであるところ、工事の品質確保及び将来にわたる担い手確保のためには、適正な水準の賃金が発注価額に適切に織り込まれることが必要です。

つきましては、技能労働者の適切な賃金水準の確保に不可欠となる、適正価格による工事発注に向け、下記のとおり、傘下の会員企業各位に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 新労務単価の背景事情を踏まえた適正価格による工事発注

新労務単価は、公共工事の予定価格を積算するために公共事業に従事する技能労働者の賃金支払い実態を調査し、その結果に基づき設定しているものであり、また、現場の技能労働者の募集に要する費用等、労働者に支払われない諸経費分は別途精算され、含まれておりません。

新労務単価は、公共事業の円滑な執行にさらに万全を期するとともに、この上昇が技能労働者の賃金に反映され処遇改善が進むことへの期待を背景としていることへの十分ご理解をいただき、建設工事を発注するときは、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようにお願いいたします。また、受注者から、物価、賃金等の変動を理由とする請負代金額の変更申請があったときは、柔軟に対応していただくようお願いいたします。

なお、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の発注者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で契約を締結してはならないことに、改めてご留意ください。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されているところです。

このため、建設工事を発注するときは、法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額で請負契約を締結するようにしてください。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあるとともに、建設業法第19条の3の違反当事者となるおそれがありますので、十分ご留意ください。

3. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところです。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願い致します。

〈主な民間発注者団体送付先一覧〉

(一社)日本経済団体連合会理事長 殿

日本商工会議所会頭 殿

(公社)日本建築士会連合会理事長 殿

(一社)日本建築士事務所協会連合会理事長 殿

(公社)日本建築積算協会理事長 殿

(公社)日本建築家協会理事長 殿

(一社)建築設備技術者協会理事長 殿

(一社)日本自動車工業会理事長 殿

(一社)日本電機工業会理事長 殿

石油化学工業協会理事長 殿

石油連盟理事長 殿

電気事業連合会理事長 殿

(一社)日本ガス協会会長 殿

日本百貨店協会理事長 殿

日本チェーンストア協会理事長 殿

(一社)日本民営鉄道協会理事長 殿

(一社)不動産協会理事長 殿

(一社)日本ビルヂング協会連合会理事長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会理事長 殿

(公社)全日本不動産協会理事長 殿

(一社)全国住宅産業協会理事長 殿

(一社)マンション管理業協会理事長 殿

(一社)不動産流通経営協会理事長 殿

(公社)日本不動産鑑定士協会連合会理事長 殿

(一社)不動産証券化協会理事長 殿

(一社)大阪土地協会理事長 殿

(一社)中部不動産協会理事長 殿

(一社)住宅生産団体連合会会長 殿

(一社)生命保険協会会長 殿

(一社)日本損害保険協会理事長 殿

(一財)建設業振興基金理事長 殿

全国建設労働組合総連合中央執行委員長 殿

日本建設産業職員労働組合協議会議長 殿

建設連合中央執行委員長 殿

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

日本行政書士会連合会会長 殿

総務省及び国土交通省は、改正公共工事品質確保促進法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（運用指針）を周知するため全国の地方自治体と地方議会へ通知を送付し、4月以降の本格運用に向けた適切な対応を求めました。併せて、発注関連業団体にも周知するとともに、建設業者団体及び民間発注者団体あてに参考送付しました。

※以下通知文から抜粋

地方自治体あて

総務省自治行政局行政課長、国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省土地・建設産業局建設業課長の3者連名で通知。改正品確法に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるようとりまとめたものであり、運用指針の趣旨を十分御理解いただき、公共工事の品質確保の促進について、適切に対応されるよう要請しました。併せて、各自治体の議会事務局へも同通知を送り理解を求めました。

発注関連業団体あて

運用指針について、各省庁並びに地方公共団体及びその議会あてに周知するとともに、建設業者団体及び民間発注者団体あてに参考送付していることをお知らせし、これらの取組について御理解と適切な対応を依頼しました。

建設業者団体あて

運用指針について、各省庁並びに地方公共団体及びその議会並びに発注関連業団体あてに周知するとともに、民間発注者団体あてに参考送付していることをお知らせしました。

民間発注者団体あて

運用指針は、公共工事の発注関係事務について策定されたものですが、その内容は、建設工事全般について、請負契約の適正化や適正な施工の確保に資するものとして考えており、参考として送付しました。

総行行第24号
国官技第246号
国土入企第38号
平成27年1月30日

国土入企第36号
平成27年1月30日

各都道府県総務部長・土木部長 殿
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市総務局長 殿
各指定都市議会事務局長 殿

発注関連業団体の長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

発注関係事務の運用に関する指針について

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

発注関係事務の運用に関する指針について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）は、平成26年6月4日に公布・施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）により改正されたところです。これを受け、本日、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより、別添のとおり「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）が策定されましたので、送付します。

運用指針は、法第22条に基づき、国が、法に規定された基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて定めるものであり、各発注者が、法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものです。

つきましては、貴職におかれても、運用指針の趣旨を十分御理解いただき、公共工事の品質確保の促進について、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）は、平成26年6月4日に公布・施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）により改正されたところです。これを受け、本日、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより、別添の通り「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）が策定されました。

運用指針は、法第22条に基づき、国が、法に規定された基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて定めるものであり、各発注者が、法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものです。

つきましては、運用指針について、各省庁並びに地方公共団体及びその議会あてに周知するとともに、建設業者団体及び民間発注者団体あてに参考送付しておりますので、お知らせいたします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

※ なお、運用指針及びその解説資料については、近日中に以下のホームページより電子データを入手できます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

国土入企第35号
平成27年1月30日

国土入企第37号
平成27年1月30日

建設業者団体の長 殿

民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

発注関係事務の運用に関する指針について

発注関係事務の運用に関する指針について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）は、平成26年6月4日に公布・施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）により改正されたところです。これを受け、本日、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより、別添の通り「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）が策定されました。

運用指針は、法第22条に基づき、国が、法に規定された基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて定めるものであり、各発注者が、法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものです。

つきましては、運用指針について、各省庁、地方公共団体及びその議会並びに発注関連業団体あてに周知するとともに、民間発注者団体あてに参考送付しておりますので、お知らせいたします。

※ なお、運用指針及びその解説資料については、近日中に以下のホームページより電子データを入手できます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）は、平成26年6月4日に公布・施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）により改正されたところです。これを受け、本日、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより、別添の通り「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）が策定されました。

運用指針は、法第22条に基づき、国が、法に規定された基本理念にのっとり、公共事業の発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて定めるものであり、各発注者が、法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものです。

運用指針は、公共工事の発注関係事務について策定されたものですが、その内容は、建設工事全般について、請負契約の適正化や適正な施工の確保に資するものと考えております。

つきましては、運用指針について、参考として送付いたします。

※ なお、運用指針及びその解説資料については、近日中に以下のホームページより電子データを入手できます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

<発注関連業団体送付先一覧>

(公社)日本建築士会連合協会会長 殿
(公社)日本建築家協会会長 殿
(一社)日本建築士事務所協会連合会会長 殿
(一社)日本建築積算事務所協会会長 殿
(公社)日本建築積算協会会長 殿
(一社)日本設備設計事務所協会会長 殿
(一社)建築設備技術者協会会長 殿
(一社)全国測量設計業協会連合会会長 殿
(一社)全国地質調査業協会連合会会長 殿
(一社)建設コンサルタンツ協会会長 殿
(公財)日本測量調査技術協会会長 殿

<主な民間発注者(25団体)>

(一社)日本経済団体連合会理事長 殿
日本商工会議所会頭 殿
(一社)日本自動車工業会理事長 殿
(一社)日本電機工業会理事長 殿
石油化学工業協会理事長 殿
石油連盟理事長 殿
電気事業連合会理事長 殿
(一社)日本ガス協会会長 殿
日本百貨店協会理事長 殿
日本チェーンストア協会理事長 殿
(一社)日本民営鉄道協会理事長 殿
(一社)不動産協会理事長 殿
(一社)日本ビルディング協会連合会理事長 殿
(公社)全国宅地建物取引業協会連合会理事長 殿
(公社)全日本不動産協会理事長 殿
(一社)全国住宅産業協会会長 殿
(一社)マンション管理業協会理事長 殿
(一社)不動産流通経営協会理事長 殿
(公社)日本不動産鑑定士協会連合会理事長 殿
(一社)不動産証券化協会理事長 殿
(一社)大阪土地協会理事長 殿
(一社)中部不動産協会理事長 殿
(一社)住宅生産団体連合会会長 殿
(一社)生命保険協会会長 殿
(一社)日本損害保険協会理事長 殿

1. 法定福利費の確保に向けた対応

○ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂

パブリックコメント実施中

- ・ 内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示すること新たに記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)
- ・ 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載

○ 法定福利費を内訳明示した見積書作成のポイント(仮称)の作成

平成26年度

○ 建設企業の経理実務等における法定福利費の明確化に向けた対応

平成26年度～

- ・ 建設業会計や経理実務における法定福利費の位置付けや取扱いに関する整理
- ・ 法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修(原価管理等)を実施

○ 実質的な法定福利費の担保に関する調査検討等

平成26年度～

- ・ 別枠支給、別枠明示、事後精算など、法令改正・請負契約における措置・代金支払における実務・商慣習など幅広い観点から検討

2. その他の対応

パブリックコメント実施中

○ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂

- ・ すべての下請企業を適切な保険に加入に限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を実施することが望ましいと記載。
- ・ 保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。
- ・ 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。

○ 社会保険未加入対策に関するQ&Aの作成、周知用リーフレットの作成

平成26年度

- ・ 社会保険未加入対策等に関するQ&Aを作成し、ホームページで公表
- ・ 高齢者の年金加入に関するメリット等に関するリーフレットを作成

○ 一人親方の労働者性・事業者性の判断基準を周知(パンフレット作成)

平成26年度

- ・ 平成25年3月に策定したリーフレットを活用した更なる周知徹底(簡易版の作成等)

上記は現時点での施策であり、この他にも、必要な施策に取り組んでいく

1. 加入指導状況(平成26年9月現在)

平成24年11月から平成26年9月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり	全国25年度末で約47万社	中国は約3万社
○これまでに確認した申請等件数	265,445件	全国(56%)を確認 中国では17,461件(58%)
・申請等件数のうち既に加入していた件数	232,490件	全国の加入率(88%) 中国では16,445件(94%)
・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数	32,955件	全国では(12%) 中国では1,016件(6%)
【指導を受けた件数の内訳】		
加入した件数	11,326件	全国では(34%) 中国では396件(39%)
加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数	14,037件	全国では(43%) 中国では427件(42%)
指導中又は加入確認待ちの件数	7,592件	全国では(23%) 中国では193件(19%)

2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

- 建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)
 - ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
 - ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大
- 社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)
 - ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
 - ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報
- 建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)
 - ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定
- 国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する通知を发出(平成26年5月)
 - ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況
(平成24年11月～平成26年9月まで)

「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。

「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。

「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。

「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。

「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に加入した建設業者の件数。

「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。

	申請等			指導		加入確認待ち		加入		通報	
	申請等件数 (a)	既加入件数 (b)	既加入率 (b)/(a)	指導件数 (c)	指導率 (c)/(a)	件数 (d)=(c)-(e)-(f)	比率 (d)/(c)	加入件数 (e)	加入率 (e)/(c)	通報件数 (f)	通報率 (f)/(c)
北海道・東北	34,655	31,348	(90.5%)	3,307	(9.5%)	829	(25.1%)	1,184	(35.8%)	1,294	(39.1%)
関東	71,516	55,726	(77.9%)	15,790	(22.1%)	3,705	(23.5%)	4,955	(31.4%)	7,130	(45.2%)
北陸	12,309	11,571	(94.0%)	738	(6.0%)	130	(17.6%)	366	(49.6%)	242	(32.8%)
中部	28,454	24,588	(86.4%)	3,866	(13.6%)	809	(20.9%)	1,069	(27.7%)	1,988	(51.4%)
近畿	49,521	44,202	(89.3%)	5,319	(10.7%)	1,202	(22.6%)	2,028	(38.1%)	2,089	(39.3%)
中国	17,461	16,445	(94.2%)	1,016	(5.8%)	193	(19.0%)	396	(39.0%)	427	(42.0%)
四国	10,654	10,198	(95.7%)	456	(4.3%)	38	(8.3%)	271	(59.4%)	147	(32.2%)
九州・沖縄	40,875	38,412	(94.0%)	2,463	(6.0%)	686	(27.9%)	1,057	(42.9%)	720	(29.2%)
合計	265,445	232,490	(87.6%)	32,955	(12.4%)	7,592	(23.0%)	11,326	(34.4%)	14,037	(42.6%)
大臣	9,538	9,520	(99.8%)	18	(0.2%)	3	(16.7%)	14	(77.8%)	1	(5.6%)
知事	255,907	222,970	(87.1%)	32,937	(12.9%)	7,589	(23.0%)	11,312	(34.3%)	14,036	(42.6%)

健康保険・厚生年金保険に係る地方整備局等からの
通報に基づく適用促進の実施状況（ブロック本部別）

（平成26年9月末総計）

(単位:件)

ブロック本部名	① 通報件数	対応状況			⑤ 引き続き対応を行っ ている件数 ①-(②+③+④)
		② 既に適用済み	③ 適用対象外	④ 適用に至った	
北海道	487	104	22	104	257
東北	870	205	44	226	395
北関東・信越	2,961	535	78	486	1,862
南関東	3,509	655	139	772	1,943
中部	1,809	222	97	297	1,193
近畿	1,598	389	82	310	817
中国	369	76	24	129	140
四国	127	16	20	58	33
九州	559	92	121	192	154
全国計	12,289	2,294	627	2,574	6,794

(注1) 平成24年11月～平成26年9月末までの通報件数及び対応状況件数を計上

(注2) ②欄については、①の通報があった時点において、事業主から自主的な届出等によって適用事業所等と確認できた件数を計上

(注3) ③欄については、適用対象外であることが判明した件数を計上

(注4) ④欄については、加入指導等を行った結果、適用に至った件数を計上

(注5) ⑤欄については、対応済みを除いたもので、引き続き、対応を行っている件数を計上

※雇用保険に関しては、9月末集計は行っていない。

社会保険加入促進要綱

平成 27 年 1 月 19 日
一般社団法人 日本建設業連合会

我が国の建設市場は、東日本大震災復興工事の本格化や国土強靱化に向けた事業の拡大、アベノミクス効果による民間需要の増加などにより、平成 22 年度を底に回復基調にある。建設市場が過去の縮小局面から好転した今こそ、健全な建設産業へと再生する貴重なチャンスとして、この機会に建設業界を挙げて建設技能労働者の処遇改善を促進し、将来の担い手の確保・育成につなげていかなければならない。

国土交通省では、公共工事設計労務単価を二度にわたって引き上げ、また社会保険^{※1}未加入対策を進め、平成 29 年度を目途に企業単位では加入義務のある許可業者の加入率 100%、労働者単位では製造業相当の加入^{※2}という目標を掲げている。さらにはいわゆる担い手三法^{※3}の改正に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」等を制定するなど、建設業における担い手確保・育成のため建設技能労働者の処遇改善に向けて積極的に取り組んでいる。

日建連においては、建設技能労働者の処遇改善には社会保険未加入対策が不可欠であるとの認識の下、平成 24 年 4 月に他団体に先駆けて「社会保険加入促進計画」を策定し、社会保険加入促進に積極的に取り組んできたところである。

国土交通省が目標年度とする平成 29 年度までの 5 年のうち、既に半分が経過した現在、社会保険の公共事業における加入率^{※4}は企業単位で 90%、労働者単位では 62%と加入状況に改善はみられるものの、民間事業についてはこれよりも相当低い状況にあると想定され、さらには地域、職種による格差が大きいなど、依然として芳しい状況にはなっていない。また、政府の経済財政諮問会議において民間議員から、建設技能労働者の社会保険の加入率は極めて低く、こうした労働環境の是正を早急に進めるべきであるとの指摘がなされたところである。

こうした状況から、日建連は担い手確保・育成対策の一環として、下記の通り新たに「社会保険加入促進要綱」を策定し、平成 29 年度以降に工事現場における全ての労働者が社会保険に適正に加入していることを目標として、これまでの取り組みをさらに加速させることとした。

もとより、社会保険への加入を促進するためには、行政、元請企業、下請企業等の関係者が一体となってそれぞれの役割を果たすことが肝要であり、日建連会員企業は、建設業界のリーディングカンパニーとして、足並みをそろえ本要綱に基づき積極的に取り組むものとする。

※1 社会保険とは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。

※2 雇用保険で 92.6%、厚生年金保険で 87.1%。（「建設産業の再生と発展のための方策 2011」の資料より）

※3 担い手三法とは品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）、入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）、建設業法をいう。

※4 加入率は国土交通省「公共事業労務費調査（平成 25 年 10 月調査）」における保険加入状況調査の結果による。

記

第1 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業（以下「元請企業」という。）は、従来のデフレ経済の下での低価格受注の多発が労働者の劣悪な処遇を招いたことを真摯に受け止め、発注者との契約において、適正価格での受注、適正工期の確保、適正な契約条件の確保を徹底する。

第2 受注時における適正な法定福利費^{*}の確保

元請企業は、第4により内訳明示された適正な法定福利費を確保し、企業及び労働者の社会保険加入を促進することの重要性を踏まえ、発注者に対して、法定福利費を適正に計上した金額による見積及び契約締結を徹底する。

第3 社会保険加入の徹底

(1) 一次下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、元下契約時等において企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、契約後に加入状況を確認し、未加入の場合は適正な加入を徹底するよう指導する。

(2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し再下請負契約時等において企業単位及び労働者単位での社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、元下契約後に二次以下の下請企業及び労働者の加入状況を確認し、未加入の場合は、一次下請企業等を介し適正な加入を徹底するよう指導する。

第4 元下契約等における適正な法定福利費の確保

(1) 法定福利費の内訳明示について

①一次下請企業について

元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底させる。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。

(2) 適正な法定福利費の確保について

①一次下請企業について

元請企業は、提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業から提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。

第5 雇用と請負の明確化（偽装請負の排除）

（1）重層下請構造の改善について

元請企業は、行き過ぎた重層下請構造が労働者の劣悪な処遇を招いていることを十分に認識し、一次下請企業に対して、平成30年度までに再下請負契約について原則二次下請まで（設備工事は三次下請まで）とするよう指導する。

（2）偽装請負の排除について

①一次下請企業について

元請企業は、偽装請負等により労働者が本来加入できる社会保険に加入できていないことが少なくないことに鑑み、元下契約に際し、一次下請企業に対して偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、同様に、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業が偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

第6 社会保険未加入企業の排除

（1）一次下請企業について

元請企業は、平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことを徹底する。

（2）二次以下の下請企業について

元請企業は、平成28年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを徹底するよう指導する。

第7 行政に対する要請

日建連は国の行政機関に対して以下の事項を要請する。

- ① 受給資格の緩和など労働者が加入しやすい社会保険制度を整備すること
- ② 建設業許可・更新時に社会保険加入指導を徹底すること
- ③ 専門工事業者に対する社会保険加入指導をさらに徹底すること
- ④ 専門工事業者に対して標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書の理解と浸透を図るとともに、法定福利費の算出方法について簡便な方式を作成し指導すること
- ⑤ 企業及び労働者の社会保険への加入実態の確認が容易となる就労管理システム（仮称）を早急に構築すること

第8 適用

本要綱は、平成27年4月1日から適用する。

※ 法定福利費とは社会保険料に係る事業主負担分をいう。

平成 27 年 1 月 19 日
一般社団法人 全国建設業協会

社会保険加入促進計画の推進状況について

I 取組み強化キャンペーンの実施

【目的】「全建社会保険加入促進計画」の推進及び「適切な賃金水準の確保」
の趣旨の徹底

イ. 取組み強化セミナー等の実施

都道府県協会関係者に対してセミナーを開催

- ・全建協議員会において国土交通省労働資材対策室長の講話（平成 25 年 9 月 19 日（木））
- ・全国建設労働問題連絡協議会においてセミナーを実施（平成 25 年 11 月 5 日（火））
- ・全国専務理事・事務局長会議において説明会を実施（平成 26 年 3 月 25 日（火））

ロ. 取組み強化キャラバンの派遣

全建の役職員が都道府県協会を訪問して要請

【実施済】

宮城県協会（25 年 8 月 19 日）、茨城県協会（8 月 26 日）、秋田県協会（8 月 26 日）、埼玉県協会（8 月 28 日）、香川県協会（8 月 29 日）、神奈川県協会（9 月 2 日）、山口県協会（9 月 4 日）、山梨県協会（9 月 6 日）、三重県協会（10 月 17 日）、岐阜県協会（10 月 31 日）、大分県協会（11 月 7 日）、沖縄県協会（11 月 8 日）富山県協会（11 月 13 日）、高知県協会（11 月 15 日）、兵庫県協会（12 月 6 日）、福井県協会（12 月 6 日）、福井県協会（12 月 13 日）、長崎県協会（26 年 1 月 16 日）、愛知県協会（2 月 20 日）、新潟県協会（5 月 22 日）、熊本県協会（6 月 3 日）

ハ. 取組み相談窓口の設置

全建労働部に取組み強化キャンペーンに係る相談窓口を 25 年 7 月 26 日に設置

ニ. 取組み強化キャンペーンのホームページの開設

全建ホームページに開設

II 取組み強化のためのアンケート調査等の実施

(1) 建設技能労働者の賃金水準の実態調査

国土交通省から依頼を受けて都道府県建設業協会（被災3県及びその周辺の7県を除く）に対し調査を四半期ごとに実施

(2) 適切な賃金水準の確保等の取組み状況のアンケート調査

国は、平成25年度公共工事設計労務単価を引き上げ、建設業界に対して適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を要請。全建は、この要請に対してどのような課題があるかを把握し今後の取組みの基礎資料とするために、8月に各都道府県協会会員企業のそれぞれ30社を無作為に選定しアンケート調査を実施

調査結果を平成25年9月27日に公表

さらに平成26年8月に各都道府県協会会員企業のそれぞれ30社を無作為に選定して「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」策定のためのアンケート（現場労働者ベースを含む）調査を実施。調査結果を10月3日に公表

III 本年2月に策定する「将来の地域産業の担い手確保・育成のための行動指針」に社会保険の加入促進を盛り込む予定（17年1月13日担い手確保・育成WGで議論）

(1) 民間建築工事についても記載予定

(2) 27年2月20日理事会で行動指針を策定予定

「将来の地域建設産業の担い手確保育成のための行動指針」 策定のためのアンケート調査の結果概要

調査の結果は以下の通り

- 1 国等の公共工事設計労務単価の引上げ等を踏まえた賃金水準の確保については
 - ①会員企業の約9割は従業員の賃金引上げの動きを示している。
 - ②下請企業と契約する際の労務単価についても約8割が引上げの動きを示している。

- 2 社会保険の加入状況については、会員企業のすべて、一次下請企業の9割以上が加入しており、現場労働者ベースで見ても約8割以上が加入している。
 - ①会員企業の8割以上が、下請企業に対し社会保険への加入指導を実施
 - ②3保険別の加入状況は、
 - 【健康保険】
会員企業は100%、一次下請企業は93.4%が加入、現場労働者の加入は82.8%。
 - 【年金保険】
会員企業は100%、一次下請企業は92.5%が加入、現場労働者の加入は81.0%。
 - 【雇用保険】
会員企業は100%、一次下請企業は92.9%が加入、現場労働者の加入は75.8%。

注1 「現場労働者」は代表的な現場を施工体制台帳で把握したもの。

注2 雇用保険の「未加入」には、個人経営者、会社の役員等、雇用保険の対象とならない者が含まれている。

- 3 標準見積書については、
 - ①会員企業の約7割が標準見積書の提出指導を行っており、その約4割が「すでに活用」、約5割が「提出されれば尊重している」と回答している。
 - ②下請企業への指導を行っていない会員企業もそのほとんどが、「提出されれば尊重する」としている。

- 4 週休2日制については、
 - ①変形労働時間制を含め会員企業の約2割以上が週休2日制を実施している。また、約5割の会員企業が隔週2日など一部実施を行っている。
 - ②週休2日制を定着させるための条件としては、「適正な工期」を挙げるものが最も多かった。

- 5 重層下請については、
 - ①下請次数が3次以下の会員企業が全体の約9割を占め、全体の約3分の2は2次以下となっている。
 - ②重層下請の解消のための条件としては、「適切な下請業者への発注」、「受注量の平準化」、「人員確保」などが挙げられている。

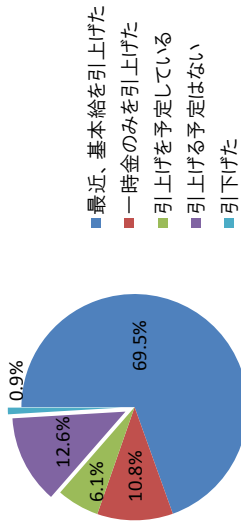
以上

「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」 策定のためのアンケート調査結果

賃金水準の確保について

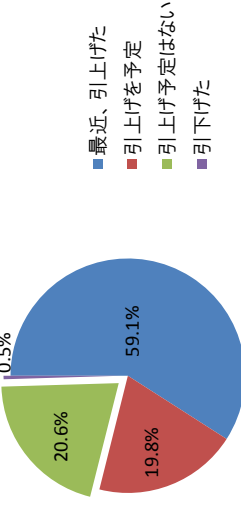
引上げ済み及び予定は**約9割**

会員企業従業員の賃金の状況



引上げ済み及び予定は**約8割**

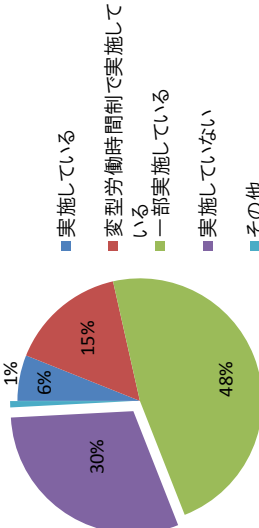
下請企業と契約をする際の労務単価の状況



週休2日制の普及状況

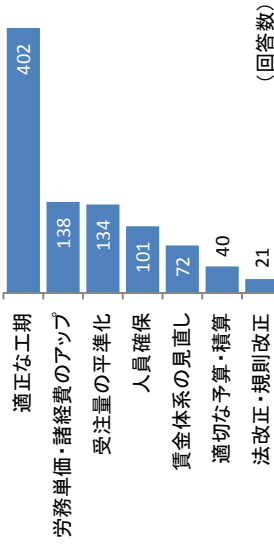
週休2日制が実施できている会員企業は**約2割**
一部実施は約5割

週休2日制の普及状況



適正な工期がネック

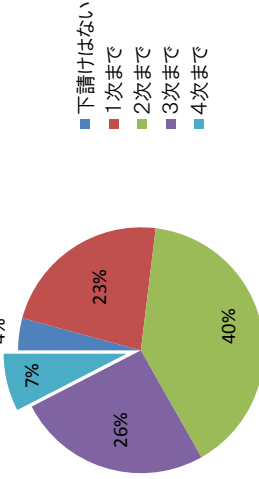
週休2日制を定着させるための条件



重層下請けの状況

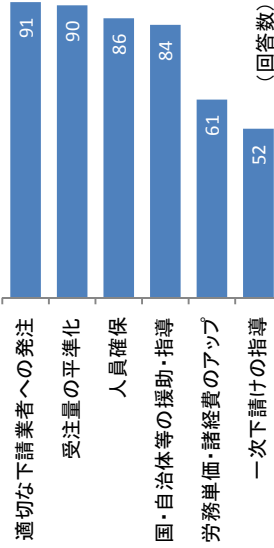
下請次数は3次までが**9割**、過半は2次まで

下請次数の状況



下請業者及び受注がネック

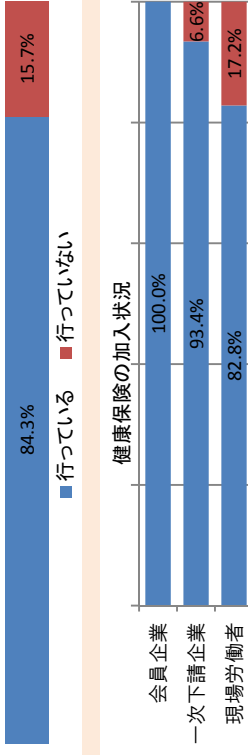
行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件



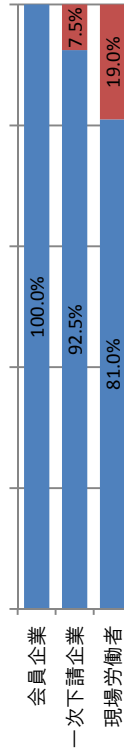
社会保険の加入状況について

下請指導を行っている会員企業は**8割以上**。施工体制台帳でみた現場労働者レベルでは**約8割**が加入。

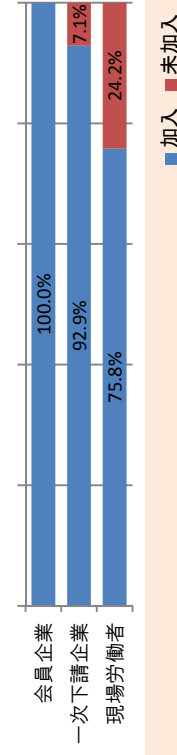
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



年金保険の加入状況



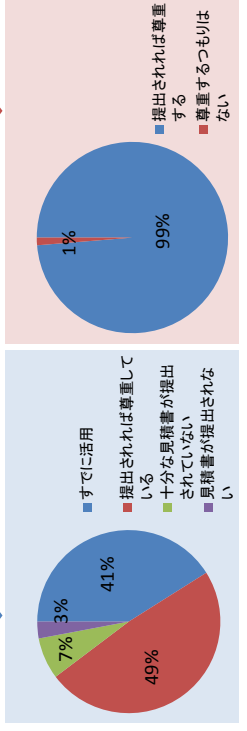
雇用保険の加入状況



標準見積書の提出指導状況

会員企業の**約7割**が標準見積見積書の提出指導。未指導会員企業も提出されれば尊重する意向。

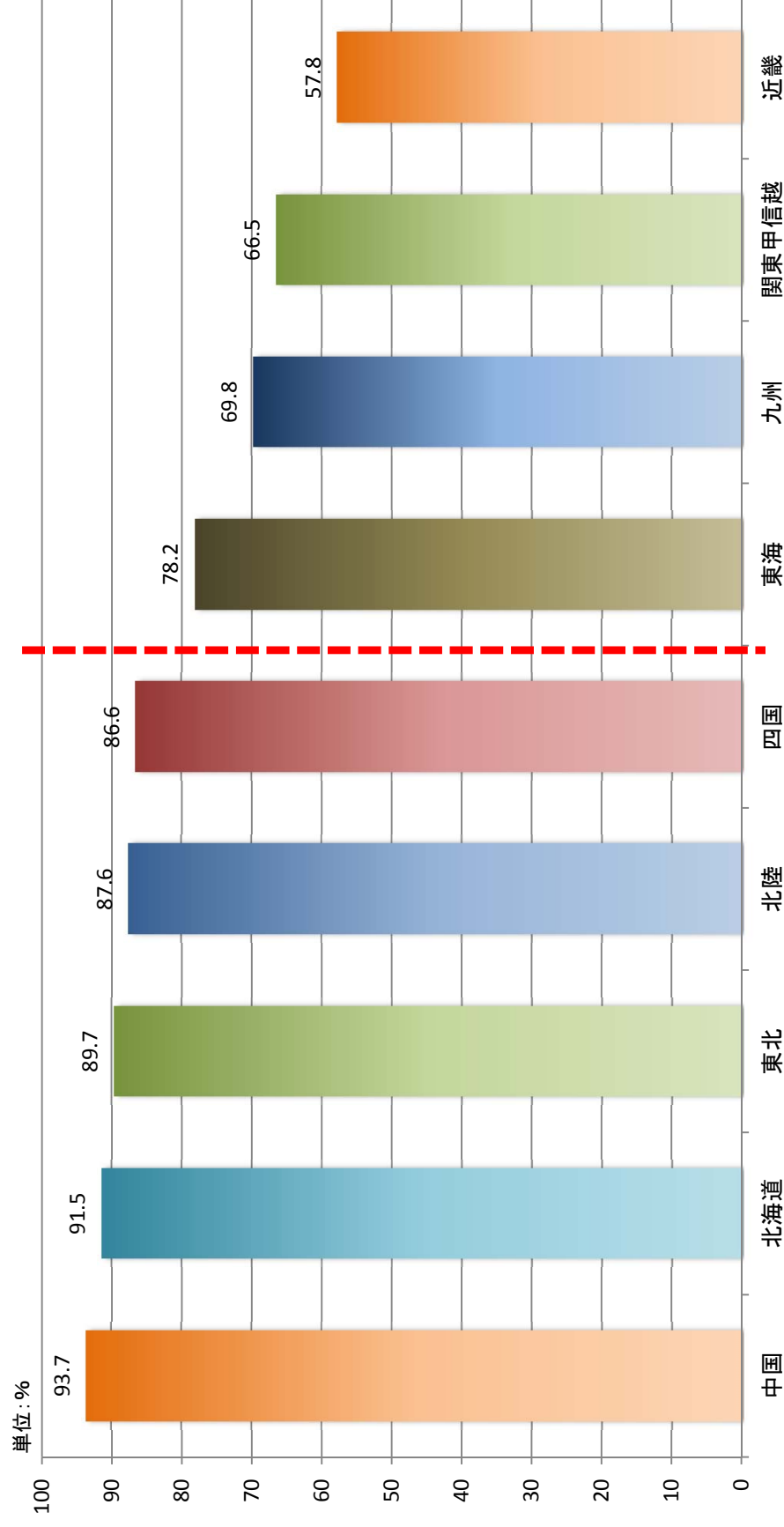
行っている 69.6%
行っていない 30.4%



雇用保険の加入割合(現場労働者ベース) 【地域ブロック別比較】

雇用保険の加入割合は、

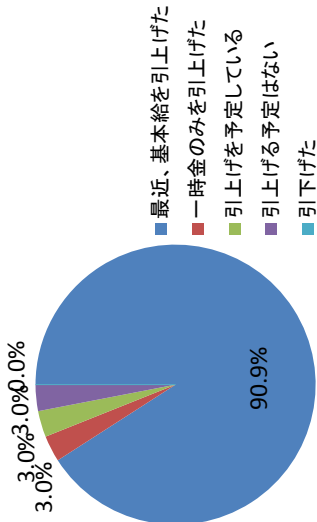
- ・大都市部を含む「近畿」、「関東甲信越」、「九州」、「東海」では、低くなっている。
- ・その他の「中国」、「北海道」、「北陸」、「四国」では、9割前後の高い加入率となっている。



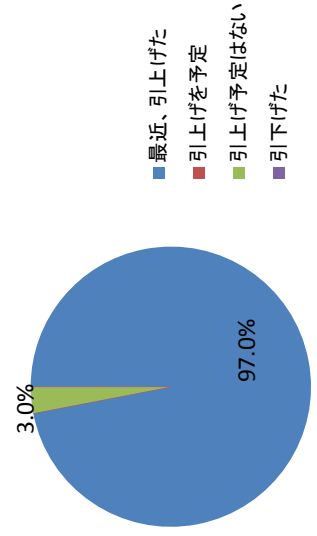
北海道

賃金水準の確保について

会員企業従業員の賃金の状況

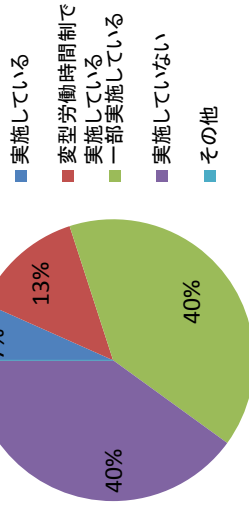


下請企業と契約をする際の労働単価の状況

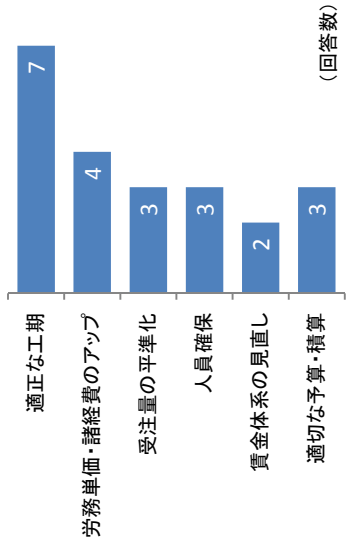


週休2日制の普及状況

週休2日制の普及状況

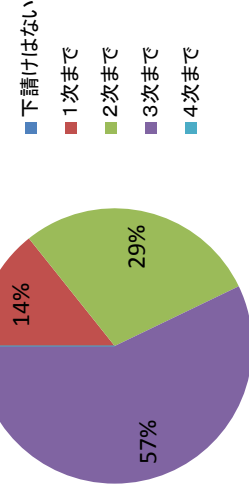


週休2日制を定着させるための条件

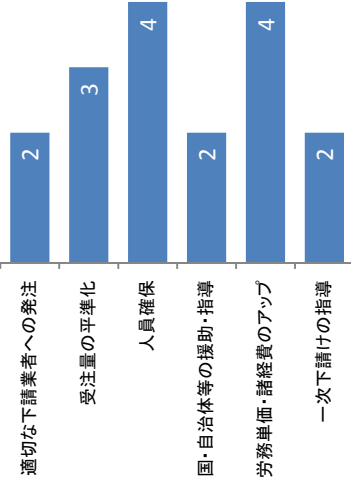


重層下請けの状況

下請け数の状況



行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件

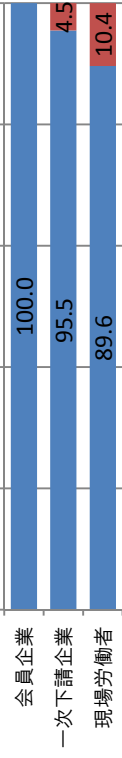


社会保険の加入状況について

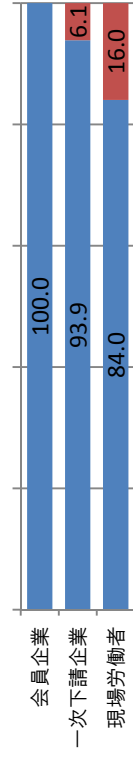
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



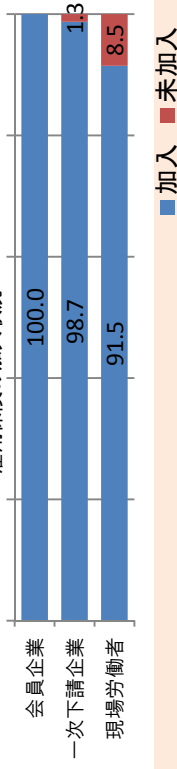
健康保険の加入状況



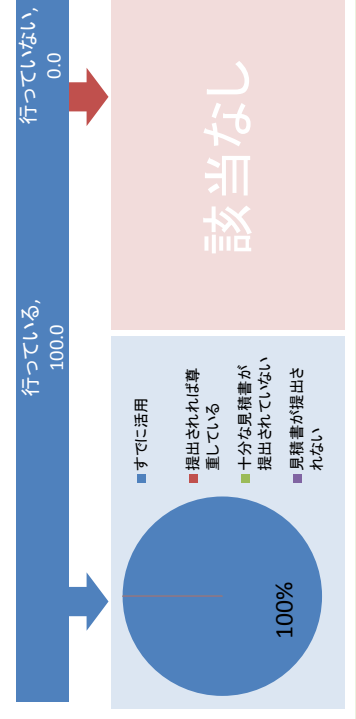
年金保険の加入状況



雇用保険の加入状況



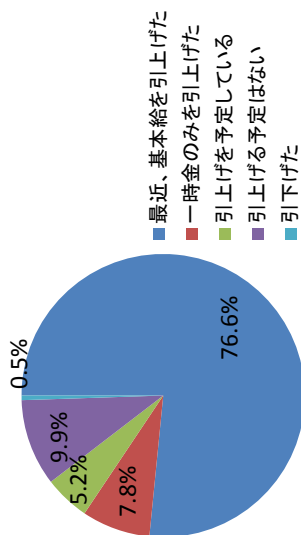
標準見積書の提出指導状況



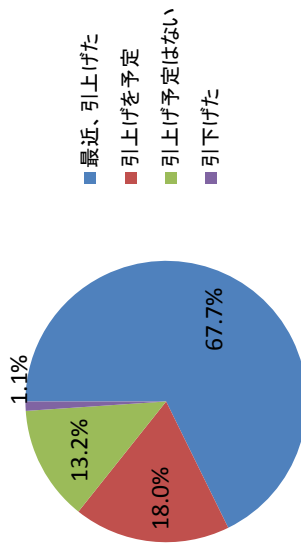
東北ブロック

賃金水準の確保について

会員企業従業員の賃金の状況

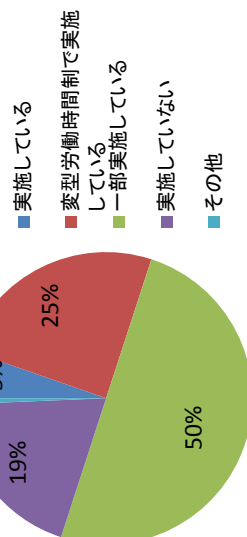


下請企業と契約をする際の労務単価の状況

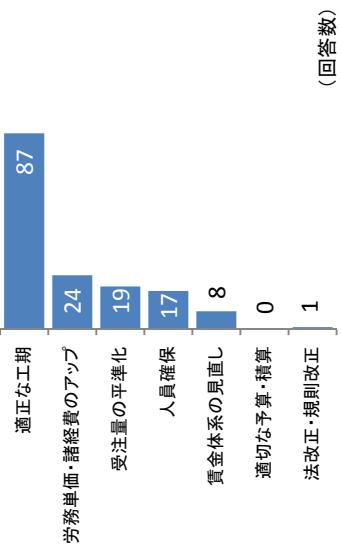


週休2日制の普及状況

週休2日制の普及状況

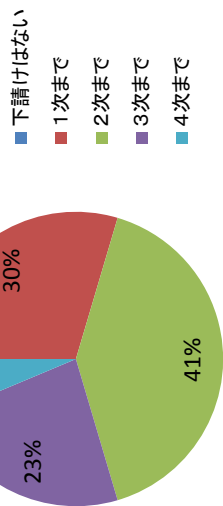


週休2日制を定着させるための条件

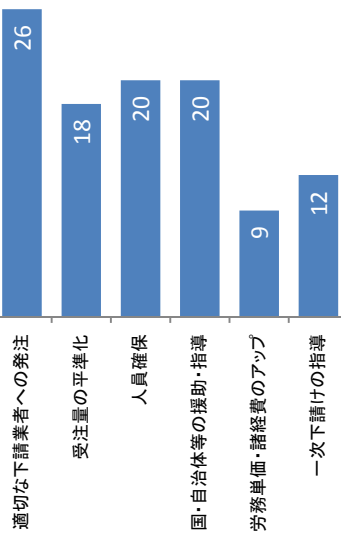


重層下請けの状況

下請次数の状況



行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件

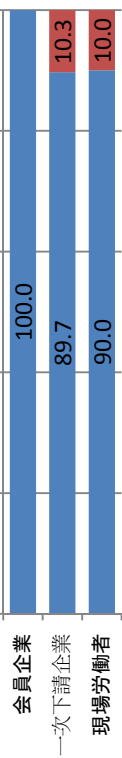


社会保険の加入状況について

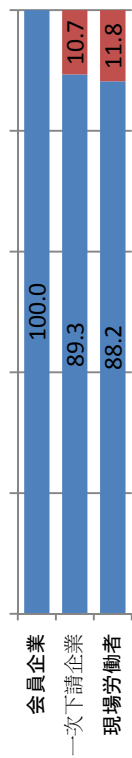
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



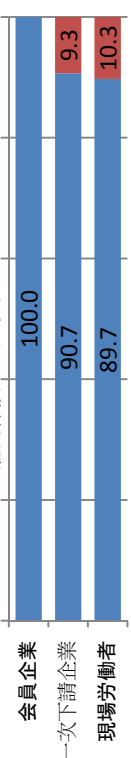
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況



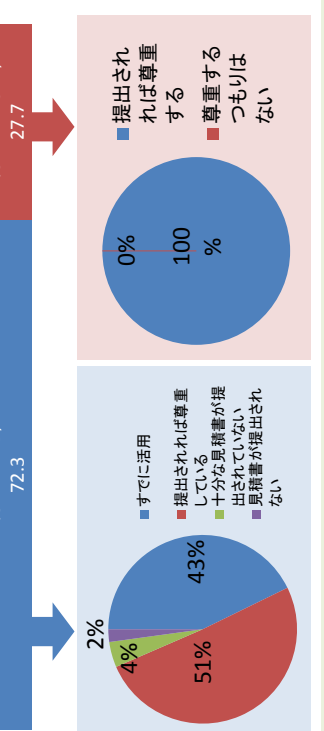
雇用保険の加入状況



■ 加入 ■ 未加入

標準見積書の提出指導状況

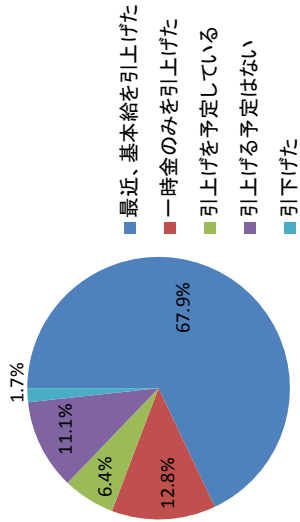
行っている, 行っていない



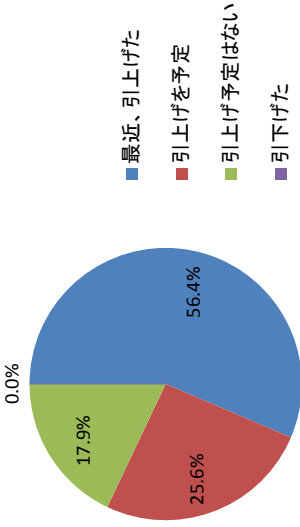
関東甲信越ブロック

賃金水準の確保について

会員企業従業員の賃金の状況

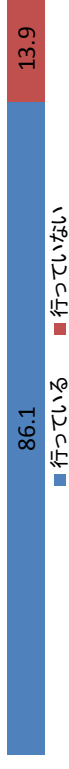


下請企業と契約をする際の労働単価の状況

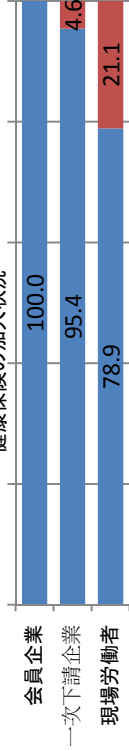


社会保険の加入状況について

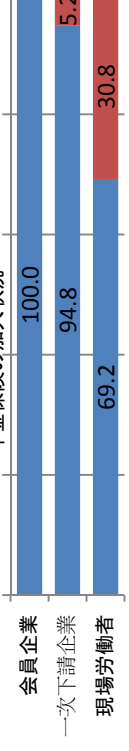
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



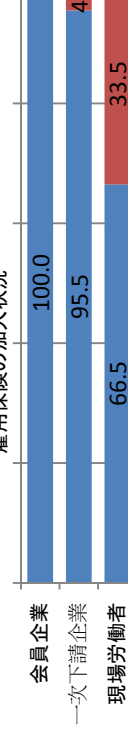
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況



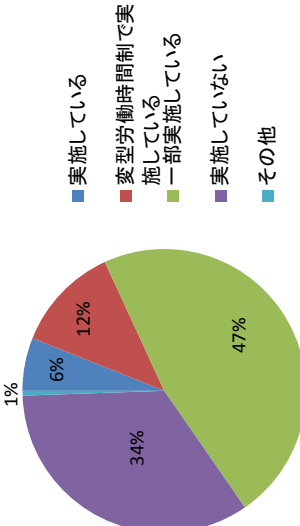
雇用保険の加入状況



■ 加入 ■ 未加入

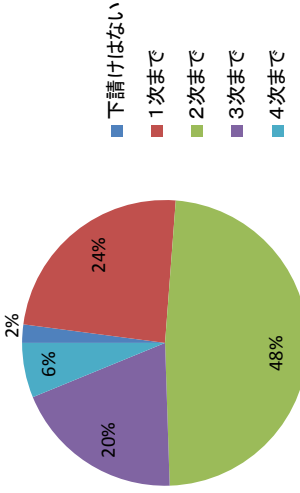
週休2日制の普及状況

週休2日制の普及状況

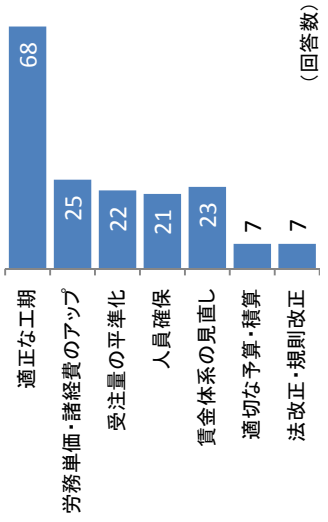


重層下請けの状況

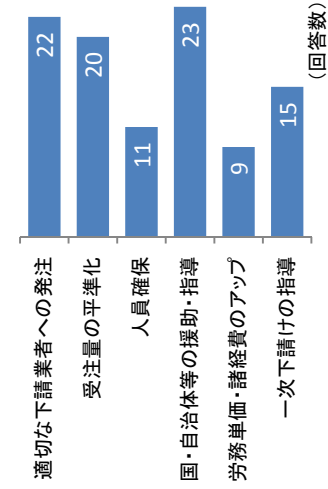
下請次数の状況



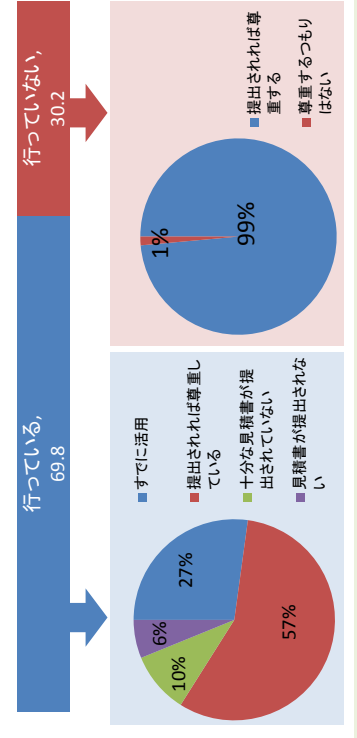
週休2日制を定着させるための条件



行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件



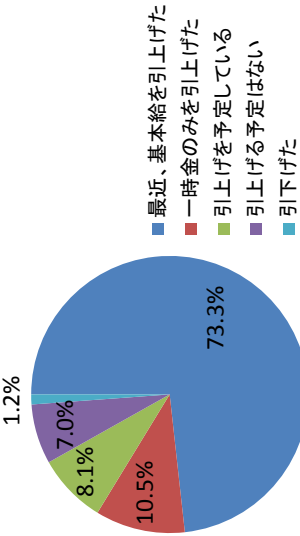
標準見積書の提出指導状況



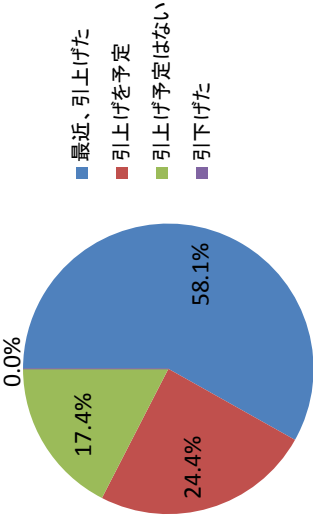
東海ブロック

賃金水準の確保について

会員企業従業員の賃金の状況

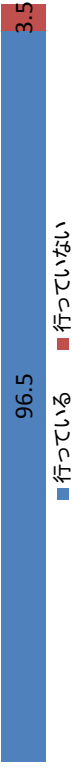


下請企業と契約をする際の労務単価の状況

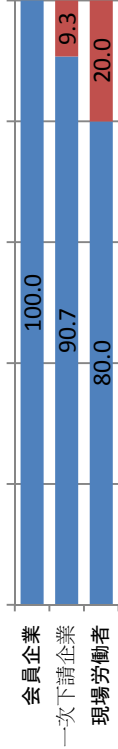


社会保険の加入状況について

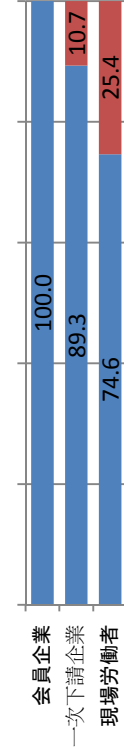
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



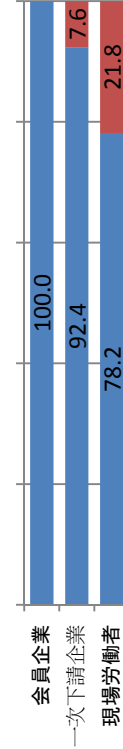
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況



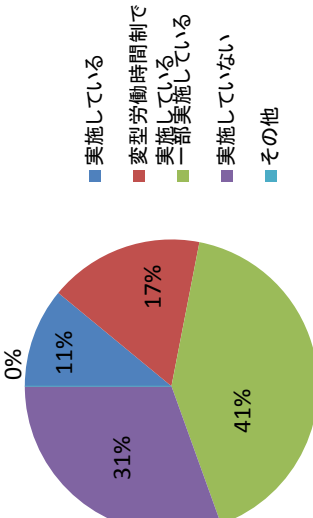
雇用保険の加入状況



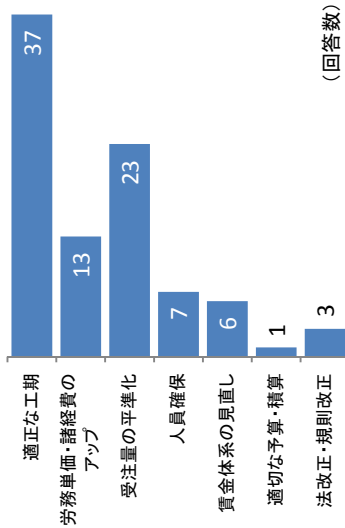
■ 加入 ■ 未加入

週休2日制の普及状況

週休2日制の普及状況

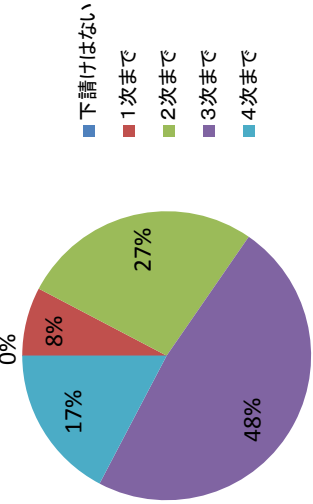


週休2日制を定着させるための条件

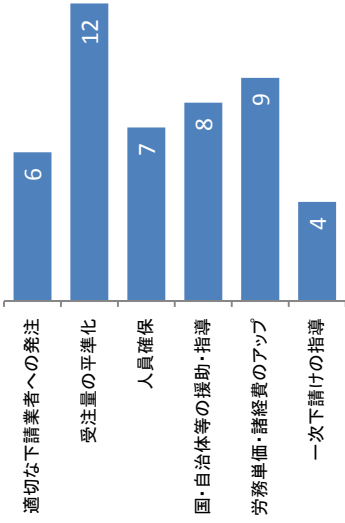


重層下請けの状況

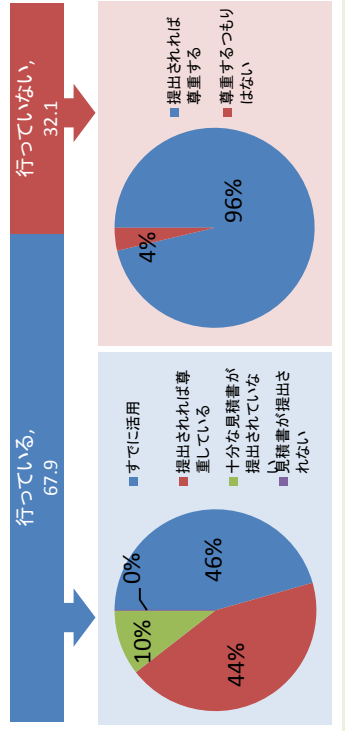
下請次数の状況



行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件



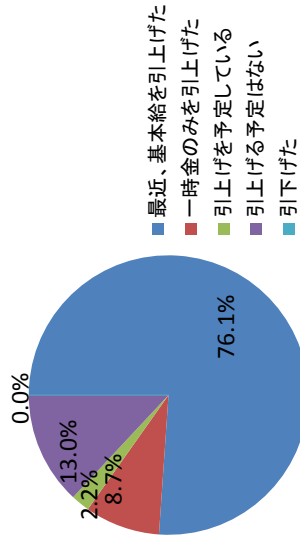
標準見積書の提出指導状況



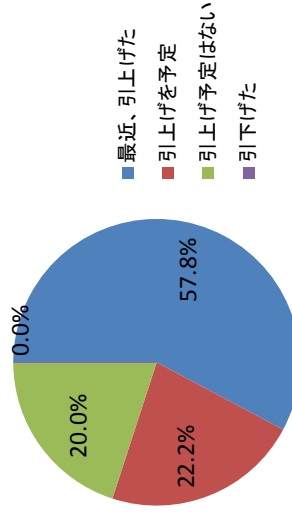
北陸ブロック

賃金水準の確保について

会員企業従業員の賃金の状況

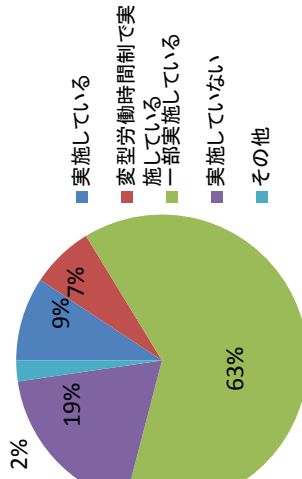


下請企業と契約をする際の労働単価の状況

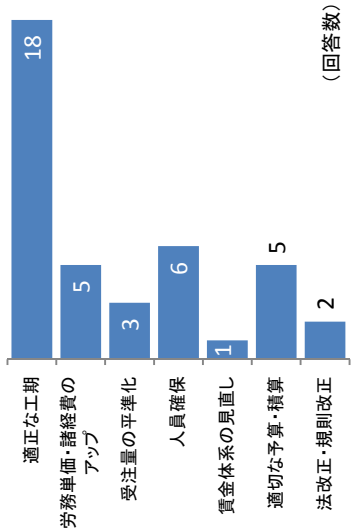


週休2日制の普及状況

週休2日制の普及状況

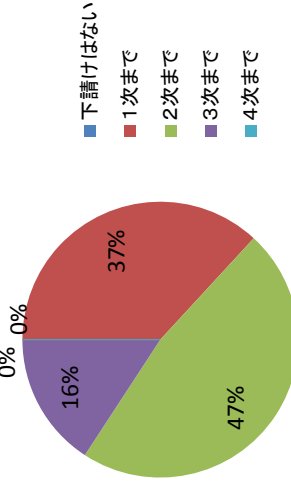


週休2日制を定着させるための条件

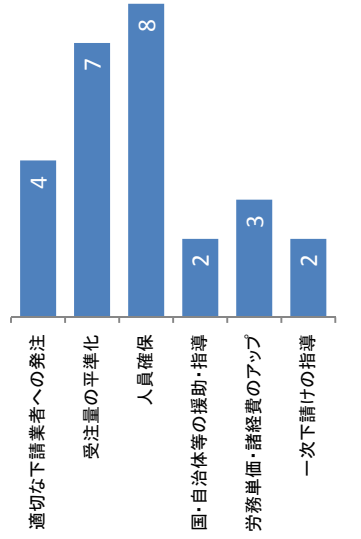


重層下請けの状況

下請次数の状況



行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件

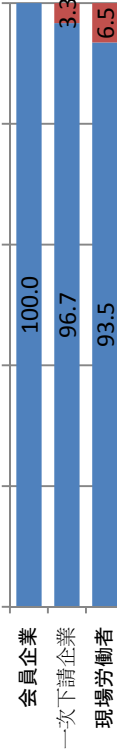


社会保険の加入状況について

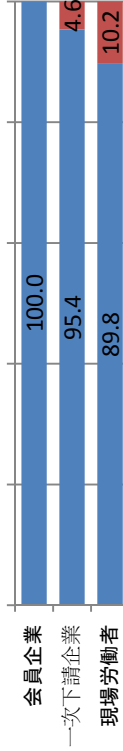
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



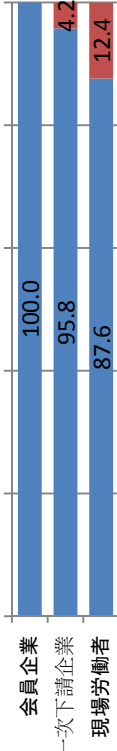
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況

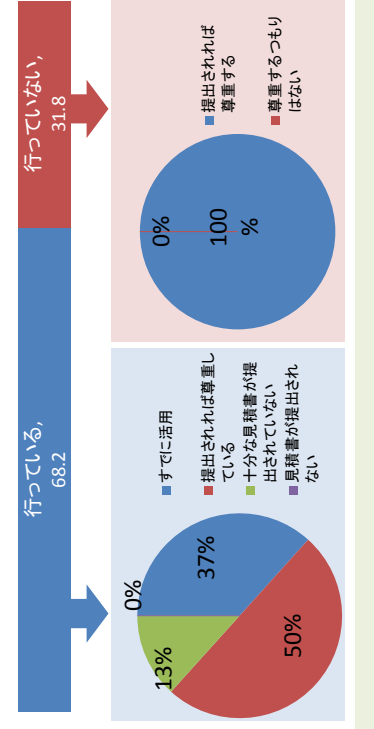


雇用保険の加入状況



■ 加入 ■ 未加入

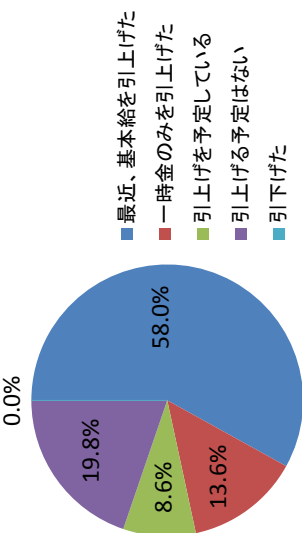
標準見積書の提出指導状況



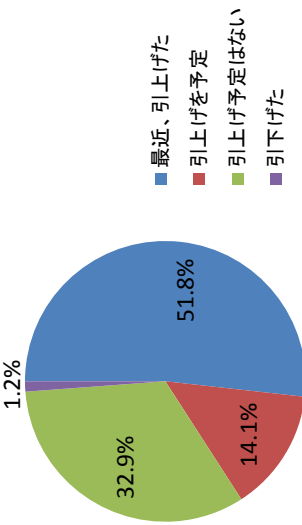
近畿ブロック

賃金水準の確保について

会員企業従業員の賃金の状況

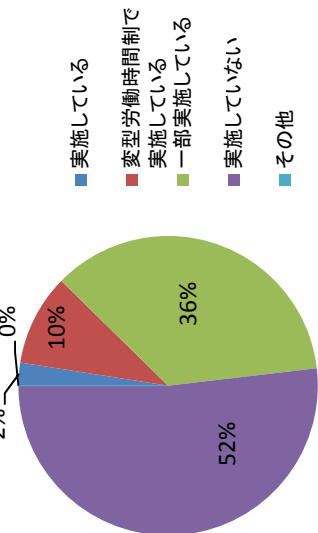


下請企業と契約をする際の労働単価の状況

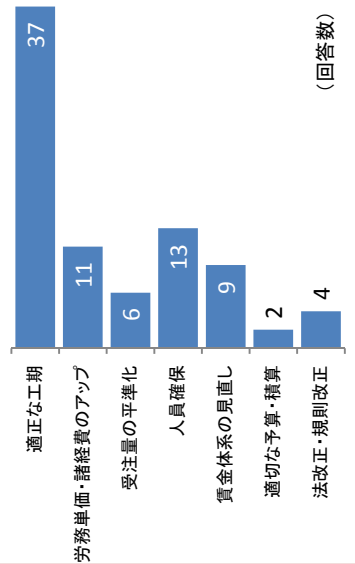


週休2日制の普及状況

週休2日制の普及状況

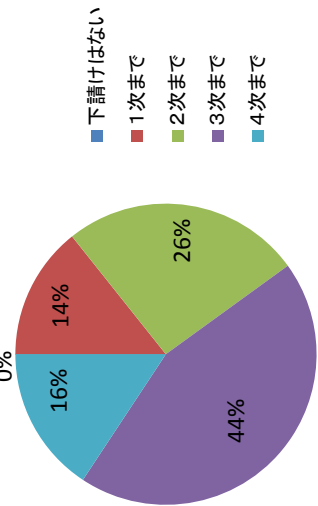


週休2日制を定着させるための条件

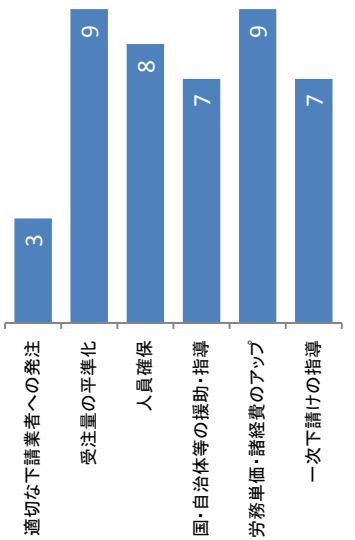


重層下請けの状況

下請次数の状況



行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件

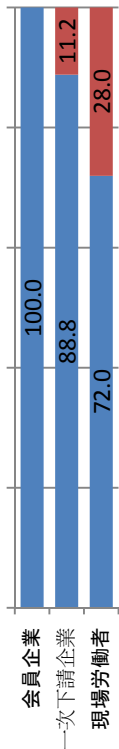


社会保険の加入状況について

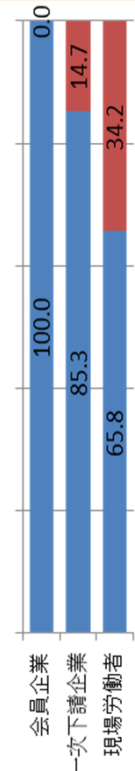
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



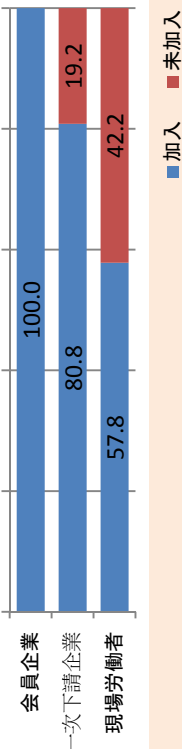
健康保険の加入状況



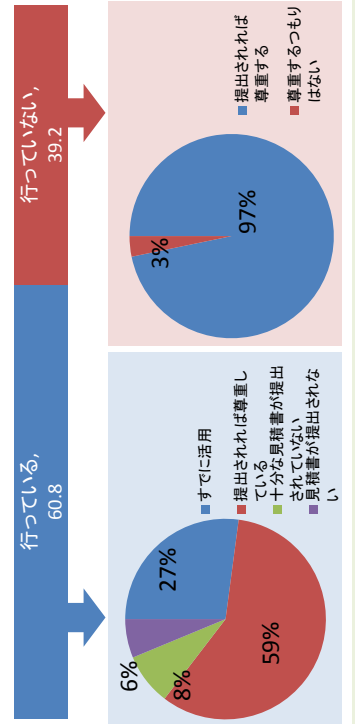
年金保険の加入状況



雇用保険の加入状況



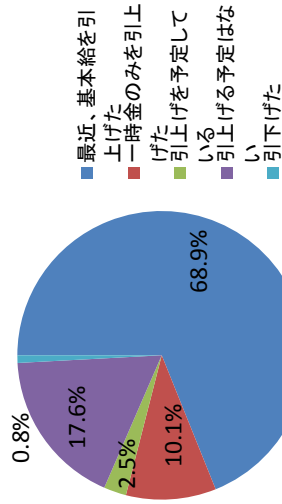
標準見積書の提出指導状況



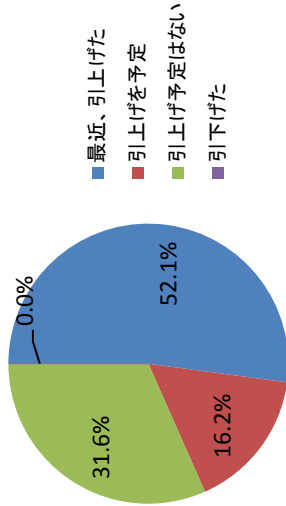
中国ブロック

賃金水準の確保について

会員企業従業員の賃金の状況

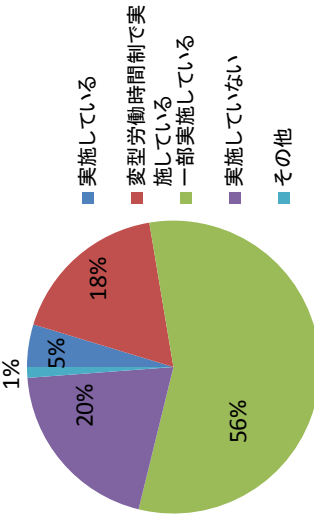


下請企業と契約をする際の労働単価の状況

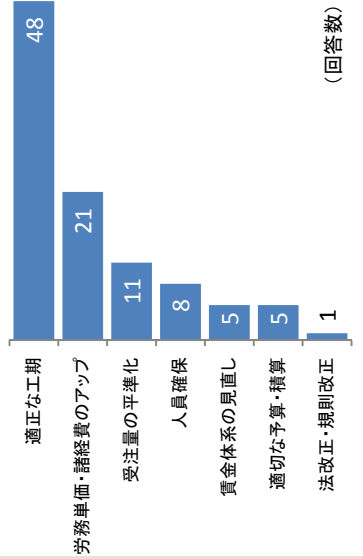


週休2日制の普及状況

週休2日制の普及状況

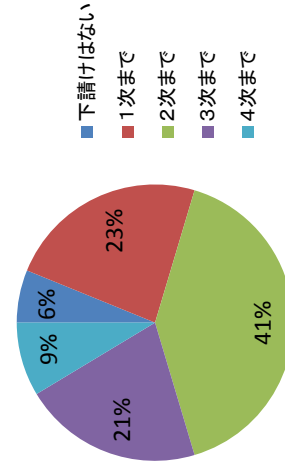


週休2日制を定着させるための条件

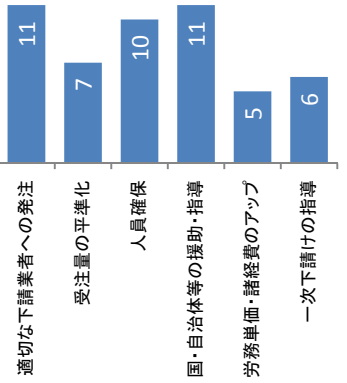


重層下請けの状況

下請次数の状況

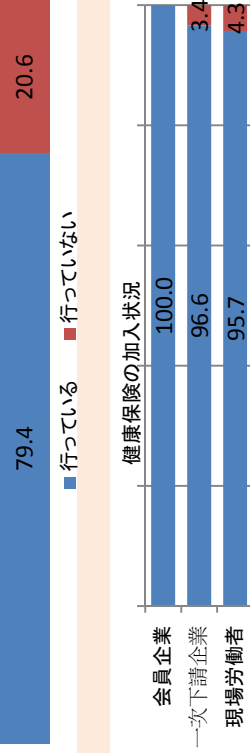


行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件

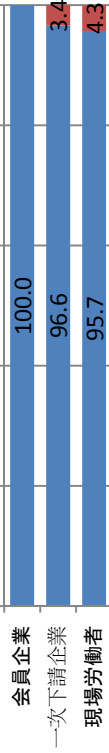


社会保険の加入状況について

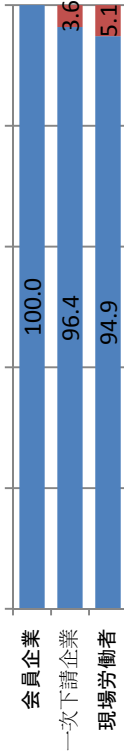
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



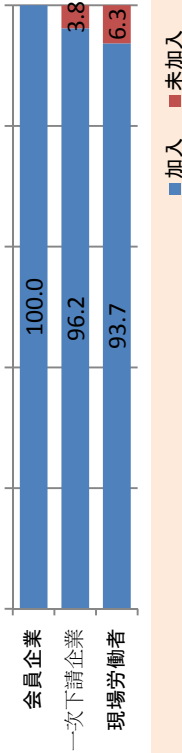
健康保険の加入状況



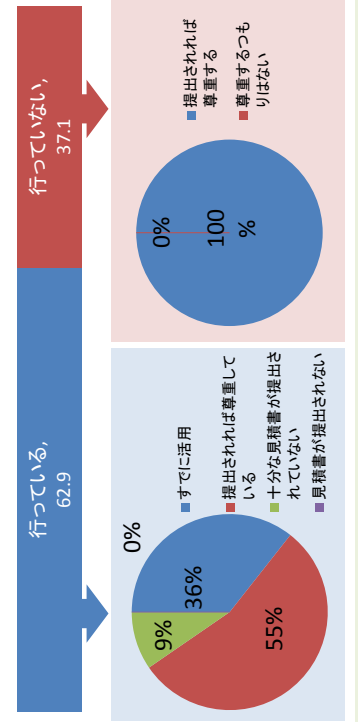
年金保険の加入状況



雇用保険の加入状況



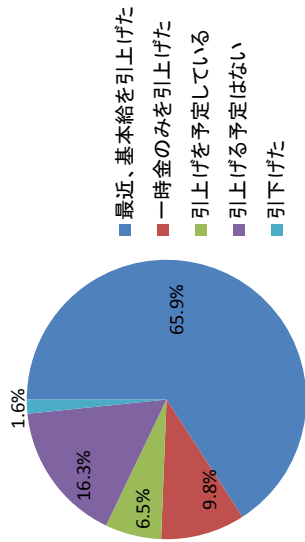
標準見積書の提出指導状況



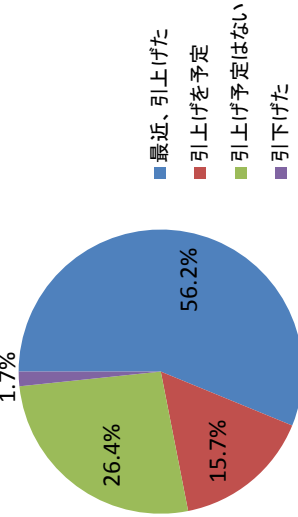
四国ブロック

賃金水準の確保について

会員企業従業員の賃金の状況



下請企業と契約をする際の労働単価の状況

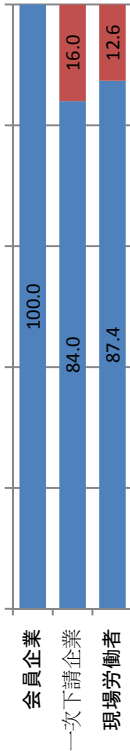


社会保険の加入状況について

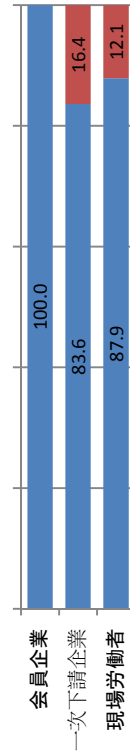
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



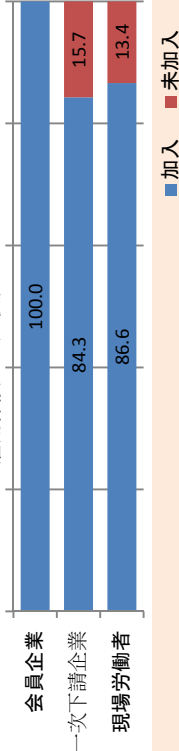
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況

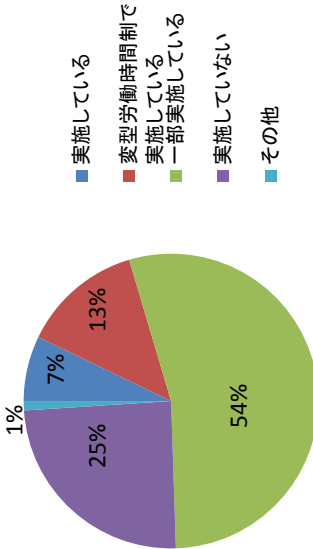


雇用保険の加入状況

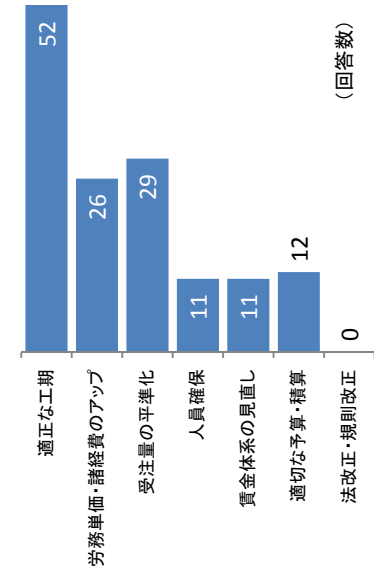


週休2日制の普及状況

週休2日制の普及状況

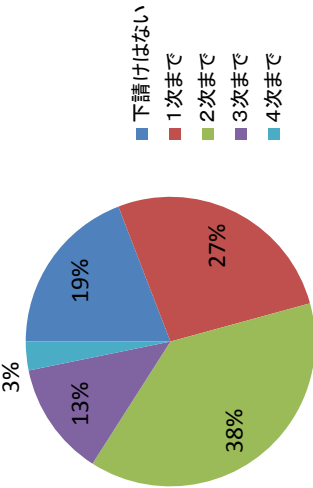


週休2日制を定着させるための条件

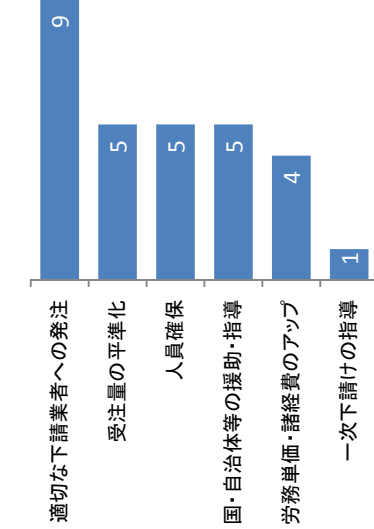


重層下請けの状況

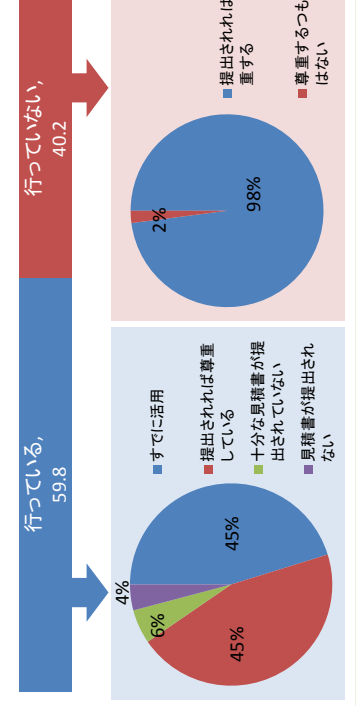
下請次数の状況



行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件



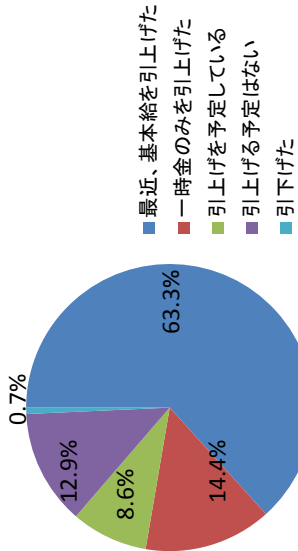
標準見積書の提出指導状況



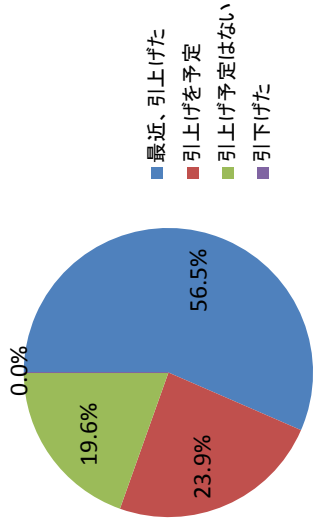
九州ブロック

賃金水準の確保について

会員企業従業員の賃金の状況



下請企業と契約をする際の労務単価の状況

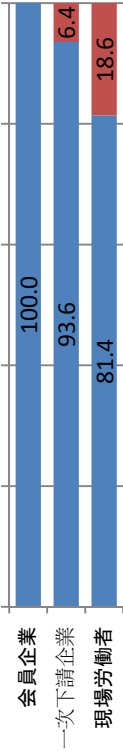


社会保険の加入状況について

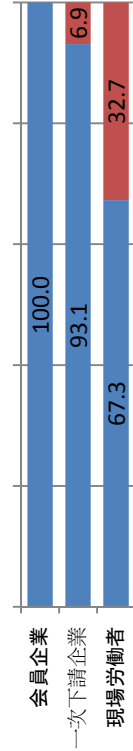
下請企業に対する社会保険の加入指導状況



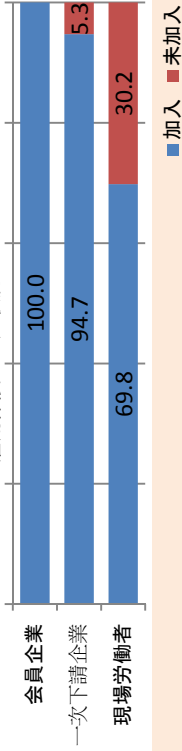
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況

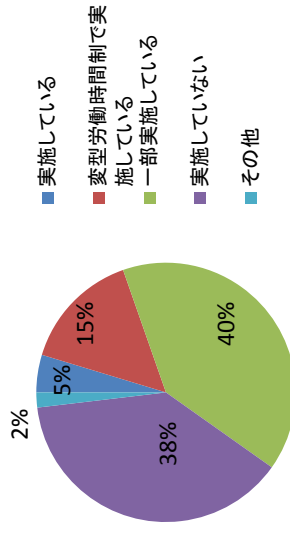


雇用保険の加入状況



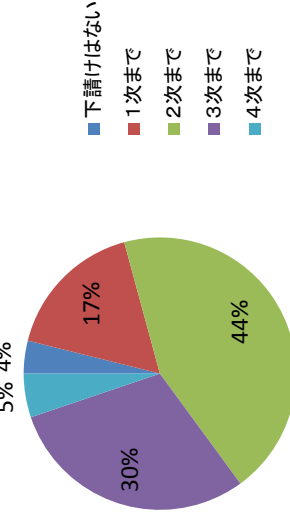
週休2日制の普及状況

週休2日制の普及状況

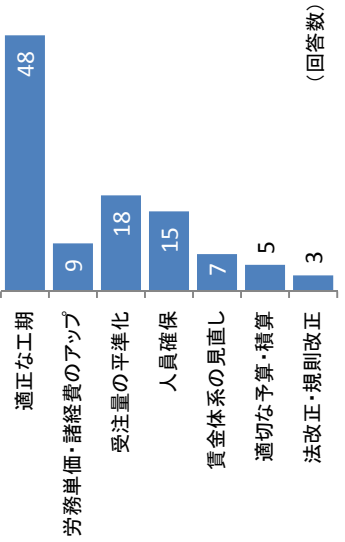


重層下請けの状況

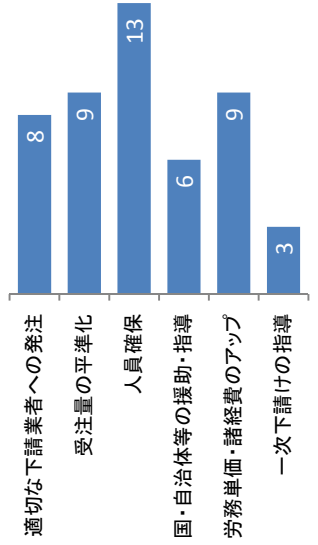
下請次数の状況



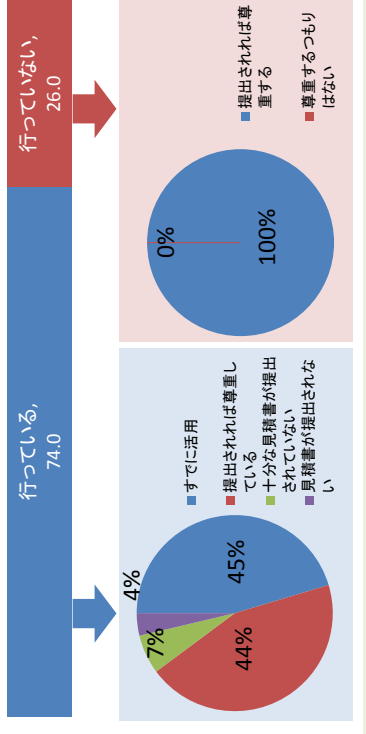
週休2日制を定着させるための条件



行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件



標準見積書の提出指導状況



(一社)全国中小建設業協会の社会保険未加入対策の取組状況

(全中建広島県支部)

年月日	全 中 建 本 部	全 中 建 広 島 県 支 部	摘 要			
24. 5.29	社会保険未加入対策推進協議会(第1回)		社会保険加入対策関係通知文等の周知			
24. 8.30		社会保険未加入対策推進中国地方協議会(第1回)				
24. 9.13	社会保険加入促進計画策定		周知年月日	関 係 文 書	発 出 元	発 出 日
24.10.26	事務局長会議で国交省と意見交換		24.9.19	法定福利費の確保による社会保険未加入対策の徹底について	国交省・建設市場整備課長	24.9.13
24.10.29 ～11.30	社会保険加入促進に係るアンケート調査 (調査結果は別紙の通り)	社会保険加入促進に係るアンケート調査	24.9.20	社会保険加入促進計画	全中建	24.9.13
24.10.31	社会保険未加入対策推進協議会(第2回)		25.4.2	技能労働者への適切な賃金水準の確保について	国交省・土地・建設産業局長	25.3.29
24.12.21		理事会で社会保険加入促進に係る意見交換	25.5.14	標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について	国交省・建設市場整備課長	25.5.10
25. 5.29	太田国交大臣の要請に伴う公共事業の適切な執行に関する決議		25.5.31	太田国交大臣の要請に伴う公共事業の適切な執行に関する決議	全中建	25.5.29
25. 9.26	社会保険未加入対策推進協議会(第3回)		25.9.30	法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について	社会保険未加入対策推進協議会	25.9.26
25.10.25		社会保険未加入対策推進中国地方協議会(第2回)	25.10.8	法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による建設業における社会保険等未加入対策の徹底について	国交省・建設市場整備課長	25.9.26
25.10.17 ～12.18	公共事業の適切な執行に関する意見交換会 10.17 青森 11.28 宮崎 10.18 宮城 12.5 高知 11.13 京都 12.6 香川 11.14 大阪 12.18 広島 11.27 鹿児島	公共事業の適切な執行に関する意見交換会 ・日 時：幣制25年12月18日(水)11:00～13:00 ・場 所：メルパルク広島 ・出席者：国 交 省 土地・建設産業局 建設業課長 中国地整 建政部長、計画・建設産業課長 全 中 建 名誉会長外4名 広島支部 支部長外25名 ・議 題：社会保険未加入対策、設計労務単価の引上げ	26.2.5	技能労働者への適切な賃金水準の確保について	国交省・土地・建設産業局長	26.1.30
26. 3.18	技能労働者への適切な賃金の確保に関する決議		26.3.26	技能労働者への適切な賃金の確保に関する決議	全中建	26.3.18
26.10.20 ～11.28	人材確保・育成対策等に係るアンケート調査 (調査結果は別紙の通り)	人材確保・育成対策等に係るアンケート調査	26.5.21	発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について	国交省・建設業課長	26.5.16
26.10.2 ～12.2	改正品確法等及び人材確保・育成対策に係る工程表等について意見交換会 10.2 東京 11.12 愛知 10.7 福井 11.20 香川 10.27 岩手 11.25 沖縄 11.5 東京 12.2 広島	改正品確法等及び人材確保・育成対策に係る工程表等について意見交換会 ・日 時：平成26年12月2日(火)12:00～14:30 ・場 所：メルパルク広島 ・出席者：国 交 省 入札制度企画指導室長 中国地整 建政部長、計画・建設産業課長 全 中 建 名誉会長外4名 広島支部 支部長外26名 ・議 題：人材確保・育成対策工程表、担い手3法	26.2.5	技能労働者への適切な賃金水準の確保について	国交省・土地・建設産業局長	27.1.30
27. 1.19	社会保険未加入対策推進協議会(第4回)					

(社会保険加入状況アンケート調査の結果)

(別紙)

1 平成24年度

(1) 調査の概要

- ・調査対象数：288社(会員会社の約10%)
- ・回収数：252社(回収率87.5%)
- ・調査内容：会員会社、元請工事現場(H24.11.15現在)の就労者の社会保険加入状況
- ・調査時期：平成24年10月29日～11月30日

(2) 調査結果

①会員会社

区分	健康保険	厚生年金	雇用保険	調査人数
正社員	2,377 95.6%	2,351 94.5%	2,049 82.4%	2,487
加入技能	6,598 98.0%	6,620 98.2%	6,411 95.2%	6,736
未事・技	36 0.4%	38 0.4%	119 1.3%	9,223
正以外	97 52.7%	95 51.6%	139 75.5%	184
加入技能	344 71.7%	335 69.8%	364 75.8%	480
未事・技	96 14.4%	101 15.2%	61 9.2%	664

(注)「正以外」は「正社員以外」、「未」は「未加入」、「事・技」は「事務・技能」を表す。

②元請け工事の現場(元請十下請の人数)

区分	健康保険	厚生年金	雇用保険	調査人数
社員	2,254 93.5%	2,134 88.5%	2,054 85.2%	2,411
未加入	122 5.1%	162 6.7%	179 7.4%	
以外	719 71.8%	702 70.2%	679 65.1%	1,001
未加入	226 22.5%	251 25.1%	272 26.1%	

(注)「以外」は「社員以外」を表す。

(3) 社会保険未加入の主な理由

区分	健康保険	厚生年金	雇用保険
会員会社	正社員 75歳以上(加入不可)	70歳以上(加入不可)	事業主・役員(加入不可)
	正以外 //	//	本人の希望
元請工事現場	社員 資金の余裕がない 本人の希望	資金の余裕がない 70歳以上(加入不可) 本人の希望	事業主・役員(加入不可) 資金の余裕がない 本人の希望
	社員以外 資金の余裕がない 本人の希望	資金の余裕がない 70歳以上(加入不可) 本人の希望	事業主・役員(加入不可) 資金の余裕がない 本人の希望

- ・他に加入申請中、見習期間のため
- ・70歳以上の者は原則として会社の厚生年金を脱退し、健康保険のみに加入
- ・75歳以上になると後期高齢者医療制度に移行するので、会社の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入

2 平成26年度

(1) 調査の概要

- ・調査対象数：約2400社
- ・回収数：1080社(回収率45%)
- ・調査内容：会員会社の社会保険加入状況、歩切り、女性の就労、週休2日制、重層下請について
- ・調査時期：平成26年10月20日～11月28日

(2) 調査結果(社会保険加入状況のみ)

①会員会社の正規職員

区分	健康保険	厚生年金	雇用保険	
技術者	加入	98.4	97.7	94.3
	未加入	0.2	0.5	1.1
	適用除外	1.4	1.8	4.6
	対象人数	17,948	17,732	17,532
技能者	加入	96.8	94.4	95.2
	未加入	1.6	1.8	0.8
	適用除外	1.5	1.8	4.0
	対象人数	4,194	3,926	3,849

②元請工事の現場で働く1次下請け業者の正規職員(技術者、技能者)

区分	健康保険	厚生年金	雇用保険
加入	89.9	89.1	88.4
未加入	8.1	8.8	8.7
適用除外	2.0	2.1	2.9
対象人数	7,909	7,632	6,850

法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の
確保に向けた関係者の更なる取組の強化について

第4回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去3回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化に向けて、以下のとおり申し合わせます。

- 元請企業は、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請企業が法定福利費を内訳明示した見積書を提出しやすい環境を構築するため、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示します。
- 下請企業は、建設労働者について、雇用者と請負関係にあるものを明確に区分した上で、自ら雇用する建設労働者を適切な保険に確実に加入させるとともに、請負関係にある者に対しても同様の対応を行うよう指導を強化します。また、下請企業は、注文者（元請企業又は直近上位の下請企業）に対して法定福利費を内訳明示した見積書を確実に提出します。そのためにも、自社の経理を明確化します。再下請負人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重します。
- 国土交通省は、法定福利費を内訳明示した見積書の作成を促進するための環境整備を行うとともに、法定福利費の確保を含めた社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための関係者への働き掛けを積極的に展開します。

平成27年1月19日
社会保険未加入対策推進協議会

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

	団 体 名	計画策定	アンケート
1	全国管工事業協同組合連合会	○	
2	日本空調衛生工事業協会	○	○
3	日本塗装工業会	○	
4	全国建設業協会	○	○
5	日本左官業組合連合会	○	○
6	日本サッシ協会	○	○
7	日本電設工業協会	○	○
8	全国クレーン建設業協会	○	○
9	日本道路建設業協会	○	○
10	鉄骨建設業協会	○	
11	日本建設組合連合	—	—
12	全国中小建設業協会	○	○
13	建設産業専門団体連合会	—	—
14	建設業労働災害防止協会	—	—
15	情報通信エンジニアリング協会	○	○
16	日本橋梁建設協会	○	○
17	全国鉄筋工事業協会	○	
18	日本鳶工業連合会	○	
19	日本室内装飾事業協同組合連合会	△	○
20	日本タイル煉瓦工事工業会	○	
21	全日本板金工業組合連合会	※	※
22	日本造園建設業協会	○	○
23	日本冷凍空調設備工業連合会	○	
24	日本機械土工協会	○	
25	日本シャッター・ドア協会	○	○
26	全国建設室内工事業協会	○	○
27	カーテンウォール・防火開口部協会	※	※
28	プレストレスト・コンクリート建設業協会	○	○
29	日本保温保冷工業協会	○	○
30	全国基礎工業協同組合連合会	○	○
31	日本ウエルポイント協会	○	○
32	日本グラウト協会	○	○
33	日本建設躯体工事業団体連合会	○	
34	日本造園組合連合会	○	○
35	日本建設業経営協会	○	○
36	全国防水工事業協会	○	○
37	日本基礎建設協会	○	
38	全日本瓦工事業連盟	○	○
39	日本型枠工事業協会	○	
40	全国ダクト工業団体連合会	△	

	団 体 名	計画策定	アンケート
41	全国コンクリート圧送事業団体連合会	○	○
42	全国タイル業協会	○	○
43	日本計装工業会	○	
44	日本エクステリア建設業協会	△	
45	全国道路標識・標示業協会	○	
46	日本金属屋根協会	○	○
47	全国建設産業団体連合会	—	—
48	日本内燃力発電設備協会	○	○
49	日本建築板金協会	○	○
50	消防施設工事協会	○	
51	日本運動施設建設業協会	○	○
52	全国圧接業協同組合連合会	○	
53	中小建設業住宅センター	—	—
54	全国マスチック事業協同組合連合会	○	
55	全国ポンプ・圧送船協会	○	○
56	全国板硝子工事協同組合連合会	○	○
57	日本屋外広告業団体連合会	○	
58	全国解体工事業団体連合会	○	
59	日本建設インテリア事業協同組合連合会	○	
60	日本ウレタン断熱協会	○	○
61	日本配管工事業団体連合会	○	○
62	ビルディング・オートメーション協会	○	○
63	日本トンネル専門工事業協会	○	
64	日本アンカー協会	○	○
65	日本潜水協会	○	
66	全国特定法面保護協会	○	○
67	日本在来工法住宅協会	○	
68	ダイヤモンド工事業協同組合	○	
69	日本建設業連合会	○	○
70	フローリング協会	△	○
75	プレストレスト・コンクリート工事業協会	○	○
76	住宅生産団体連合会	○	○
77	全国鐵構工業協会	△	
78	マンション計画修繕施工協会	○	○
79	全国建具組合連合会	△	
	計画策定団体数(左)・アンケート提出団体数(右)	61	41

【計画策定欄】 「○」…策定済み、「△」…策定中、「※」…その他(共同作成等)、「—」…策定対象外
【アンケート欄】 「○」…提出済み、「 」…未提出、「※」…その他(共同作成等)、「—」…提出対象外

○本とりまとめは、平成27年1月15日までに提出があったものを対象としている。
○社会保険加入促進計画については、実施状況の点検・評価のため毎年実施状況をフォローアップし、その結果を見ながら必要な対策を実施し、必要に応じて計画の改定を行うこととしている。
○今回の各団体のフォローアップ調査の結果を踏まえ、事務局より取組内容に関する情報提供、状況確認、計画の見直し等について連絡することもある。

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	<推進協議会への参加> 国交省からの参加要請に従い、社会保険未加入対策推進協議会(以下「協議会」という。)やそのWGに引き続き参加する。		A	平成27年1月19日の推進協議会に参加予定である。
(2)	<社会保険加入状況の把握> 企業会員の協力を得て、社会保険加入状況の実態を把握するための調査を行う。	平成24年7月に実施した加入状況調査において、企業会員加入率100%(回収率90%(89社))である。現在、企業会員の協力会社の社会保険加入状況を調査(2回目)中である。	A	平成26年度の年度末に協力会社の加入状況調査のアンケート結果を纏める予定である。
(3)	<関連情報の会員への提供及び周知・啓発> 会長から会員への文書による通知、事務局からの随時の連絡及びメール、関連情報を集めたホームページの作成・更新、機関誌「空衛」での情報提供などにより、建設業許可部局及び社会保険担当部局の動向等の他、関連情報の会員への提供に努める。 また、企業会員の安全大会、新規入場者教育などの機会を通じて、協力会社等への周知・啓発に努める。	①事務局から会員への随時の連絡及びメールでの情報提供を行った。 ②各種委員会で関連情報の提供を行った。 ③協会ホームページの社会保険未加入対策専用ページの更新をおこなった。 ④機関誌「空衛」で標準見積書などの関連情報を掲載した。 ⑤企業会員の安全大会、新規入場者教育などの機会を通じて、協力会社等への周知・啓発を行った。	A	引き続き関連情報の会員への提供及び周知・啓発に努める。
(4)	<標準見積書の作成及び活用> 平成25年9月26日付けで会長から通知した「標準見積書及びその作成手順書」を活用し、元請企業へ法定福利費の内訳明示した見積書を提出することとする。 また、下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された見積書についてはこれを適切に評価して必要な法定福利費を含む契約を行うこととする。	平成25年9月に標準見積書の活用について会長通知を发出し、その取り組み及び関連情報について、会員への周知を図った。	B	引き続き標準見積書の活用について会員への周知に努める。
(5)	<専門工事業団体との連携> 空調衛生工事業に係る専門工事業団体のうち、協議会に参加している一般社団法人日本配管工事業団体連合会、一般社団法人全国ダクト工業団体連合会及び一般社団法人日本保温保冷工業協会との連携を図る。	関係3団体と適宜情報交換や打合せを行い連携を図った。 また、平成26年12月12日に関係3団体と意見交換会を開催し連携を図った。	A	引き続き関係3団体と適宜情報交換や打合せを行い連携を図る。
(6)	<ダンピング受注の防止と適正工期の確保> ダンピング受注及び工期のしわ寄せについては、平成18年6月及び平成20年11月に発出した会長通知に従い、これらの適正化に努めているところであるが、引き続きダンピング受注の防止と適正工期の確保に努める。	平成26年5月の定時総会でのスローガン決議並びに平成25年3月29日付け国土交通省土地・建設産業局長通知「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(国土入企第36号)の要請に基づき、平成26年7月に発出した会長通知の取り組みについて周知を図った。	A	引き続きダンピング受注の防止と適正工期の確保に努める。
(7)				
(8)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

平成27年1月8日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただく2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人全国建設業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
<p>記入例</p> <p>保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。</p>	<p>本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。</p>	<p>(A～Dで評価)</p>	<p>対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。</p>
<p>(1)</p> <p>【会員企業等への周知・啓発】 ・全建及び各県協会は、各自が発行する広報誌等を活用して会員企業等に周知するとともに、社会保険等の加入状況記載欄を設けた全建統一様式の活用促進により周知・啓発に努める。 ・会員企業は、下請業者に対し業界を挙げて社会保険等への加入促進に取り組んでいること、及び下請契約する際の法定福利費の明示に努め下請業者の保険加入を啓発する。</p>	<p>・全建、各県協会は、機関誌及びホームページ等を活用した広報活動に取り組むとともに、国土交通省等が作成したリーフレット等を活用し周知・啓発に努めた。 ・さらに、平成25年8月から取組み強化キャンペーンとして、「社会保険加入促進計画の推進」を掲げ、取組強化セミナー、取組強化キャラバンの派遣、取組相談窓口の設置、取組強化キャンペーンのホームページの開設を行っている。 ・また、適切な賃金水準の確保等の取組状況に関するアンケートを1,410社に対して行った。 ・さらに、平成26年8月には会員企業1,410社に対して賃金水準の確保及び社会保険加入状況(労働者レベルを含む。)等に関するアンケートを実施し、その結果を受けて10月のブロック会議地域懇談会で議論を深化させた。 ・全建統一様式の活用(約2万部)</p>	<p>A</p>	<p>・全建、各県協会及び会員企業は、継続して周知・啓発活動に努める。 ・将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針を2月に取りまとめる予定で作業を行っている。</p>
<p>(2)</p> <p>【社会保険未加入事業者への対応】 ・会員企業は、原則として社会保険加入業者と請負契約を行うとともに毎年一定時期に協力会社の社会保険加入状況をチェックし、社会保険未加入業者に対して加入促進に取り組む。</p>	<p>・全建及び各県協会は、「本促進計画」並びに「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づいた取組みの徹底を会員企業に要請するとともに、取組み強化キャンペーンにおいて適正な請負契約の締結と社会保険未加入の下請企業には社会保険への加入の要請を行うこととし、取組強化セミナー、取組強化キャラバンの派遣、取組相談窓口の設置、取組強化キャンペーンのホームページの開設を行っている。 ・また、適切な賃金水準の確保等の取組状況に関するアンケートを1,410社に対して行った。 ・さらに、平成26年8月に会員企業1,410社に対し賃金水準の確保及び社会保険加入状況(労働者レベルを含む。)等に関するアンケートを実施し、その結果を受けて10月のブロック会議地域懇談会で議論を深化させた。</p>	<p>A</p>	<p>・全建及び各県協会は、会員企業の下請指導等の状況を確認しつつ継続的に周知・啓発に取り組む。 ・将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針を2月に取りまとめる予定で作業を行っている。</p>
<p>(3)</p> <p>【ダンピング対策及び法定福利費の確保】 ・全建及び各県協会は、国や地方公共団体、並びに民間の発注者に対して請負契約額に適正な利潤と法定福利費が確保されるよう要請する。 ・会員企業は、自ら「脱ダンピング受注」に努めるとともに下請業者からの法定福利費の内訳を明示した見積書の提出を求めるとともに法定福利費の適正な負担を促すよう努める。</p>	<p>・全建は、国土交通大臣からの「建設労働者の適切な賃金水準の確保等」の要請に基づき緊急決議を行うとともに、取組み強化キャンペーンとして、取組強化セミナー、取組強化キャラバンの派遣、取組相談窓口の設置、取組強化キャンペーンのホームページの開設を行っている。 ・また、適切な賃金水準の確保等の取組状況に関するアンケートを1,410社に対して行った。 ・さらに平成26年8月には会員企業1,410社に対して賃金水準の確保及び社会保険加入状況(労働者レベルを含む。)等に関するアンケートを実施し、その結果を受けて10月のブロック会議地域懇談会で議論を深化させた。</p>	<p>A</p>	<p>・全建及び各県協会は、会員企業の下請指導等の状況を確認しつつ継続的に周知・啓発に取り組む。 ・将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針を2月に取りまとめる予定で作業を行っている。</p>
<p>(4)</p> <p>【重層下請構造の是正】 ・全建は、各県協会及び会員企業に対して必要最小限の下請負契約で済むよう、重層構造の解消に取り組む下請業者との優先的な発注を要請する。 ・会員企業に対し、各社の協力会社等を通じて重層化を抑制するための分割下請の推進を要請する。 ・会員企業は、下請負契約の必要性、適法性をチェックして、施工力のある下請業者を選定するよう努める。</p>	<p>・全建及び各県協会は、「本促進計画」に基づき重層下請構造の是正について会員企業に対して周知・徹底に努めるとともに、現在、取組み強化キャンペーンとして、取組強化セミナー、取組強化キャラバンの派遣、取組相談窓口の設置、取組強化キャンペーンのホームページの開設を行っている。 ・また、適切な賃金水準の確保等の取組状況に関するアンケートを1,410社に対して行った。 ・さらに、平成26年8月に会員企業1,410社に対して賃金水準の確保及び社会保険加入状況等(労働者レベルを含む。)に関するアンケートを実施し、その結果を受けて10月のブロック会議地域懇談会で議論を進化させた。</p>	<p>B</p>	<p>・全建、各県協会及び会員企業は、継続して周知・啓発活動に努める。 ・将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針を2月に取りまとめる予定で作業を行っている。</p>
<p>(5)</p> <p>【偽装請負等の是正及び一人親方対策】 ・全建は、会員企業等に対して労務関係諸経費の削減を意図して請負契約の形式を取りながら実態は労働者として扱った偽装請負等を是正させるため、職業安定法や労働者派遣法を容易に理解できる資料を作成し請負・雇用に關するルールを徹底する。 ・会員企業は、偽装請負の是正や一人親方化の改善に努めるため、関係法令を十分に確認し下請業者等への指導を行う。</p>	<p>・全建及び各県協会は、国土交通省等が作成したリーフレット等を活用し会員企業に対して制度の周知・徹底を図っている。</p>	<p>B</p>	<p>全建、各県協会及び会員企業は、継続して周知・啓発活動に努める。</p>
<p>(6)</p> <p>【就労履歴管理への対応】 ・全建は、国が推進する就労履歴管理システムの導入を目指している一般社団法人就労履歴登録機構への参加の是非を検討する。</p>	<p>・国土交通省が設置する「技能労働者に技能の『見える化』WG」に参画し意見を述べた。</p>	<p>A</p>	<p>国土交通省が設置する「技能労働者に技能の『見える化』WG」に参画し意見を述べた。</p>
<p>(7)</p> <p>【社会保険未加入者の排除】 ・全建は、各県協会及び会員企業に対して、定期的に行うアンケート調査の結果に基づき促進計画を見直しつつ、当面5年を目安に社会保険未加入者との契約を行わないことや作業員の現場入場を認めないことを念頭において促進計画の推進に努力するよう要請する。</p>	<p>・平成25年度に、全建は、各県協会を通じて会員企業1,410社に対して社会保険加入状況等のアンケート調査を実施し、取りまとめた。 ・さらに、平成26年8月に会員企業1,410社に対して賃金水準の確保及び社会保険加入状況(労働者レベルを含む。)等に関するアンケートを実施し、その結果を受けて10月のブロック会議地域懇談会で議論を深化させた。</p>	<p>B</p>	<p>・全建及び各県協会は、協力会社等の社会保険等への加入状況を把握しつつ適切な対応が図られるよう促進計画の見直しを含めた対応を図ることとする。 ・将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針を2月に取りまとめる予定で作業を行っている。</p>
<p>(8)</p>			
<p>(9)</p>			
<p>(10)</p>			

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本電設工業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
◇会員企業及びその協力会社への周知 社会保険未加入対策推進協議会等が作成する啓発資料等を電設協HPに掲載するなど、会員企業への周知啓発を行うとともに、下記内容について周知徹底を図る。 ・ 会員企業に対し、社会保険未加入対策について業界を挙げて推進していること、及び、未加入の場合には加入を進めるべきこと ・ 会員企業に対し、協力会社の登録の条件化、下請契約を行う際の条件化、工事現場での確認等により社会保険の加入を徹底すること ・ 会員企業を通じ協力会社に対し、5年間を目標期間として、社会保険の加入の徹底について業界を挙げて推進していること	平成25年度、平成26年度アクションプランの重点目標として周知 平成25年度、平成26年度会員大会決議項目として会員に周知徹底	B	平成27年度アクションプランに継続して重点目標として周知徹底 平成27年度会員大会決議項目として会員に周知徹底
◇法定福利費の確保 電気設備工事の見積書に工事費とは別枠で「社会保険料相当額」を計上するための標準見積書を作成し、その活用を会員企業に周知徹底するとともに、国、民間発注者団体等に対して、法定福利費の確保を要請する。 また、会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保すること、及び、協力会社に対して標準見積書の活用を周知徹底することを要請する。(平成24年9月)	「社会保険料相当額」を計上するための標準見積書を平成24年11月作成、ホームページに掲載 平成25年度アクションプランの重点目標として周知 平成25年10月理事会で再要請、改訂版の活用を促進 平成25年度会員大会決議項目として会員に周知徹底 平成26年度アクションプランの重点目標として周知 平成26年度会員大会決議項目として会員に周知徹底	B	平成27年度アクションプランに継続して重点目標として周知徹底 平成27年度会員大会決議項目として会員に周知徹底
◇中間時点の平成26年度に社会保険加入状況の実態調査を実施するとともに、取組の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直し等所要の措置を講ずる。		B	平成27年2月に会員企業等に取組の実施状況調査を予定
(4)			
(5)			
(6)			
(7)			
(8)			
(9)			
(10)			

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人日本道路建設業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
<p>記入例</p> <p>保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。</p>	<p>本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。</p>	<p>(A～Dで評価)</p>	<p>対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。</p>
<p>(1) ○保険加入の状況 ・社会保険加入状況のアンケート調査を年2回程度実施し、未加入率等の概数のとりまとめを行い報告している。</p>	<p>・アンケート調査回答の関係もあるが、会員企業についてはほとんどが加入している状況が確認されている。 ・平成25・26年度とアンケート調査を実施し、役員会等で報告した。</p>	<p>A</p>	<p>・会員企業及び一次下請けに限った社会保険の加入状況を実施する。(2次下請以下については、舗装工事の工期的な問題と、アンケート調査期間の関係から有効なデータの収集が困難である。)</p>
<p>(2) ○会員企業への周知 ・社会保険未加入対策に関する推進。 協会HPや機関誌「道路建設」等を通じた周知。 ・ポスター等の配付による事業者技能労働者の加入の働きかけ。</p>	<p>・協会「社会保険加入促進計画」を協会HPに掲載並びに会員通知。 ・協会HP上に「社会保健相談窓口」を開設。 ・アンケート調査に併せ社会保険未加入対策について周知。</p>	<p>A</p>	<p>・会員企業のほとんどが社会保険に加入している状況となっている。</p>
<p>(3) ○法定福利費の確保 ・民間発注者団体に対して、ダンピングの防止、法定福利費確保の働きかけ。 ・会員企業に対し、下請け会社からの見積書における法定福利費内容明示のための標準見積書を活用して、法定福利費を適正に確保するよう徹底する。 ・建退共制度について、加入促進活動へ積極的な支援を行う。</p>	<p>・理事会で決定した「適正な受注活動と技能労働者の労働環境改善に関する決議」の1. 適正価格での受注の徹底について明示し会員に通知した。 ・「建退共制度加入促進強化月間」活動に協賛し、ポスターの配付等を実施。 ・法定福利費を明示した見積書の活用マニュアルを決定し会員各位に対し取組の促進を通知した。 ・建退共の加入促進説明会等への参加。</p>	<p>B</p>	<p>・法定福利費を明示した見積書の活用状況について、アンケートによる調査を実施する予定。</p>
<p>(4) ○就労履歴管理対応 ・就労履歴管理システム等の構築に向けた検討へ参画し、実用化に向けた検討等へ参画していく。</p>		<p>D</p>	<p>・国土交通省の取組状況を注視し、対応していく。</p>
<p>(5) ○適正工期の確保 ・適正な工期の設定は労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。このため、労働環境の現状把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記要請活動、パンフレット等による広報活動。</p>	<p>・理事会で決定した「適正な受注活動と技能労働者の労働環境改善に関する決議」の2. 適正工期の確保において、過度に短い工期は労働環境の悪化、労働災害の発生等の問題を生じやすくすることから、適正な工期の確保に努めること、を明示し会員に通知。 ・労働環境の現状把握をするため、11月及び6月に土曜日の事業所閉所状況及び社員の勤務状況について調査し、支部長等会議で報告した。</p>	<p>A</p>	<p>・平成26年11月の調査について取りまとめ、過去の状況等を踏まえた土曜閉所等の結果の検討を実施予定。</p>
<p>(6)</p>			
<p>(7)</p>			
<p>(8)</p>			

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

平成〇年〇月〇日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)全国中小建設業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険加入状況の把握及び会員団体への周知	平成26年10月～11月 加入状況のアンケート調査を実施 特に1次下請業者の加入状況を調査 (一昨年の調査では、会員企業は95%以上が加入と回答)	B	現在集計中 結果公表は2月下旬を予定 結果は、委員会等で検討し理事会やブロック会議で周知する。元請として、下請業者に加入促進を求め指導の徹底を図る。
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)情報通信エンジニアリング協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員会社への周知 ・保険未加入対策に関する会員会社への啓蒙を図るとともに、会員会社として取り組むべき施策の周知徹底に努める。	・団体内における各種幹部会議において、適宜周知を図るとともに、周囲の新聞報道や国土交通省からの周知事項を即時に会員会社へ周知。	A	・今後、新聞報道や国土交通省からの周知の都度、団体内における各種幹部会議において、適宜周知を継続的に実施。
(2)	保険加入状況の確認 ・会員会社が下請企業との契約時に、団体として共通的に社会保険加入状況の把握が必要な工事について、加入状況を毎年一定時期にアンケート調査により確認する。 ・確認した状況を踏まえ、会員会社及び下請企業における加入促進等に向けた対策を検討し周知を図る。	・加入状況を毎年1回実態調査を実施し、精度が向上するとともに社会保険加入率は微増している。調査結果を分析し、加入促進策を検討。	B	・継続的に実施。 得られた調査結果を検討しつつ、加入促進への周知・働き掛けを継続。
(3)	法定福利費等の確保 ・国等関係機関での活動を参考に、見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。 ・民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を確認し、必要に応じて働き掛け等を行う。 ・会員会社に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに下請企業における社会保険への適用を、周知・指導する。	・民間発注者に対して、加入促進の背景について理解を得よう働き掛けを行うと共に、法定福利費の確保について契約での確認を要請。 ・発注者としては国土交通省に準拠して法定福利費を確保している状況。	B	・随時、会員会社の契約の際に確認を行うよう働き掛けを継続し、課題が発生すれば適切な対処を図る。
(4)	下請契約の改善 ・関係法令に沿った下請契約の要否確認と適切な下請企業の選定を会員会社に要請する。	・団体内における会員会社参加の各種幹部会議において、適宜周知を実施	B	・継続的に実施。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：一般社団法人 日本橋梁建設協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員企業への周知 ・保険未加入対策に関する会員企業への啓もうを図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	国土交通省より通知された「建設業者の社会保険等未加入対策について」への内容と対応方法等の説明会を2014年8月と11月に実施し、会員企業へ周知徹底を図った。	A	今後、実際の対象工事が動き出すため、調査の実情等の内容について報告をあげてもらい、対応方法の見直し等を会員企業への周知すると共に、会員下請企業への社会保険加入指導を強化する様に依頼する。
(2)	社会保険加入を徹底するための対策についてのアンケートの実施	2014年2月に会員企業に対して、社会保険加入を徹底するための対策・取組み についてのアンケート調査を実施した。	A	会員企業各社の取組み状況を確認した。 各社とも前向きに取り組んでいるため、今後も取組状況や会員下請企業の加入状況をフォローしていく。
(3)	労務賃金・保険加入状況の調査 ・技能労働者の賃金、社会保険加入状況を確認するための調査	2013年2月に労務賃金・保険加入状況の調査を実施し、会員企業に周知した。2014年12月に再度調査を実施中である。	A	2月末までに調査結果を取りまとめ、調査結果の実態を特別委員会にて検討し、会員企業に周知する。 また、実態調査は毎年実施する。
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 日本室内装飾事業協同組合連合会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	同業の6団体と協力して「壁紙施工の業界統一標準の積算書・見積書」等の業界の共通資料を作成し、協力団体が一体となって主催者として講習会を開催。	「壁紙施工の積算・見積りに関する研究報告書」の「要部抜粋」「壁紙施工の打ち合せ事項」「社会保険料(法定福利費)の計算事例」「元請企業も納得!社会保険料(法定福利費)見積金額の計算方法」を 社会保険労務士に依頼し作成。	A	平成27年度内に北海道地区・信越地区・中部地区・沖縄地区で実施予定。 近畿地区(第2回目)・関東地区(第3回目)を開催予定。
(2)	講習会は共催で、国土交通省地方整備局の10ヶ所の所在地で行う。但し、その地区の事情により所在地以外で行うこともある。	地方整備局所在地の関東地区(東京都)・近畿地区(大阪)で開催。以下は国土交通省地方整備局のご協力を頂いた。平成26年内は四国地区(4月4日高松市)・中国地区(7月25日広島市)・九州地区(11月28日福岡市)・東北地区(12月5日仙台市)で開催。	B	社会保険の加入未加入及び見積書への計上に関わる調査を行う。
(3)	協力団体の所属員以外の参加者(員外者)には、所属員と同等に対応する。	員外者2社4名の参加者に対し、所属員と同様に対応したが、参加者が4名と少なかったため評価しない。	-	
(4)	講習会の講師の謝金及び交通費、会場設営費、資料作成費等の講習会実施に関わる一切の費用は主催者が負担し、他に費用の負担を求めない。	主催者が全額負担。	A	
(5)	講習会で配布する一切の資料は、参加者に無償で配布する。	資料は無償配布。	A	
(6)	参加者には、地区の指導者としてのご活躍をお願いする。	自主的に講習会を開催した団体(日装連の北信越ブロック会・徳島県・長野県・福井県・富山県・香川県の各組合)	A	
(7)	社会保険労務士に講習会実施の協力をお願いする。	組合の自主的講習会開催に資料を持参し講義。	A	
(8)	建築関係団体等に「壁紙施工の業界統一標準の積算書・見積書」等を無償配布して、法定福利費計上の普及を図る。		D	
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：全国クレーン建設業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険未加入対策の啓蒙・周知を行うとともに法定福利費を別枠明示した標準見積書を作成し、その活用の推進を図る。	機関誌、各種会議等で、社会保険加入に対する啓蒙を行うとともに、標準見積書の使用促進を啓蒙周知している。なお、本年9月に標準見積書の活用状況を調査したところ、まだまだ、活用が進んでいないところがあった。	B	標準見積書の活用について、更なる周知徹底を図り等社会保険未加入対策を推進する。
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行くべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人 日本造園建設業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険等加入状況の確認 ・会員企業等の企業単位及び労働者単位の社会保険等の加入状況に関するアンケート調査を定期的に実施し、調査結果を分析し、必要に応じて対策に反映する。	・会員企業単位の社会保険等の加入状況については、毎年、経営規模等評価結果通知書により確認。	B	労働者単位の加入状況については、建設産業専門団体連合会が社会保険等の加入状況に関する調査を実施しており、その一環として調査を行う。
(2)	会員企業への周知 ・加入促進計画をはじめ社会保険等未加入対策に関する会員企業への啓発を図るとともに、「日造協として取組むべき対策」及び「会員企業として自ら取組むべき対策」の周知徹底に努める。 ・また、社会保険等未加入会員企業には加入促進のための啓発を図る。	・当協会HPIに、日造協・社会保険等加入促進計画、標準見積書、標準見積書作成手順書を掲載、併せて国土交通省作成の啓発リーフレット、ポスターを掲載し、会員企業等に周知・啓発。 ・25年2月～7月に全国10総支部単位に「社会保険等未加入対策講習会」を開催。 ・日造協・社会保険等未加入対策マニュアル(案)を作成し、会員企業に社会保険等未加入対策に関する啓発活動を実施。	B	引き続き、社会保険等未加入対策に関する周知啓発活動を適宜実施する。
(3)	法定福利費の確保のための要請活動 ・法定福利費が適正に確保されるよう、公共工事の発注機関、民間工事の発注者団体、元請団体等に要請活動を実施する。	・要望・提言活動の一環として公共工事の発注機関に法定福利費の確保を要請。	B	引き続き、要請活動を実施する。
(4)	標準見積書の活用・尊重の周知 ・会員企業に対して下請契約の見積時における「法定福利費の内訳明示された標準見積書」の活用・尊重、下請企業への社会保険等加入の指導徹底の周知を要請する。	・当協会HPIに、日造協・標準見積書、標準見積書作成手順書を掲載し、会員企業等に周知・啓発。 ・25年2月～7月に全国10総支部単位に「社会保険等未加入対策講習会」を開催し、日造協・社会保険等未加入対策マニュアル(案)を用いて標準見積書の活用・尊重、下請企業への保険加入指導の徹底を周知。 ・社会保険未加入対策部会において、25年5月から標準見積書・作成手順書のブラッシュアップの検討に着手。9月に改定案を作成。 ・25年11月から総支部、支部単位に「社会保険等未加入対策(標準見積書作成)実務講習会」を開催し、下請企業への保険加入指導の徹底、標準見積書の作成手順等を周知。 ・標準見積書の活用について、毎月発行の「日造協ニュース」で周知。	B	引き続き、標準見積書、標準見積書作成手順書の活用について周知を図る。
(5)	実効性のある低入札防止対策の徹底の要請 ・国、地方自治体等の発注機関に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を要請する。	・要望・提言活動の一環として国等の発注機関にダンピング対策の徹底を要請。	B	引き続き、ダンピング対策の徹底に関する要請活動を行う。
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：(一社)日本シャッター・ドア協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	(4)-1 協会会員および会員企業と契約する施工事業者に対し実態調査を実施する。	H24. 7月～8月にかけ、社会保険加入状況調査を実施した結果、年金未加入者が多いことがわかった。 H25. 11月に、第2回目の調査を予定したが、施工管理部門の繁忙等により延期していた。	B	・これまでの変化・推移を確認するため、同条件にてH27. 2月に調査をおこなう。
(2)	(5)-1 会員企業への周知・保険加入の徹底	協会ホームページ会員向けに、①これまでの経緯、②社会保険の加入概要③加入促進計画④対応策「標準見積書」(協会モデル)を掲載し、いつでも確認できる状況としている。また、その後の申し合わせ等、国土交通省指導の各種案内資料もあわせて格納し、周知をはかった。	B	・今後の動向や情報(国土交通省からの連絡等)は会員企業へ連絡するとともに、協会ホームページに掲載し、周知をはかる。
(3)	(5)-2 標準見積書の活用と法定福利費の確保	・保険料率が変わった際、「標準見積作成手順書」に修正を加えた。 ・H26. 3月に活用状況を把握するため、アンケート調査を実施した。 ・毎月開催する会員企業の委員会で活用状況等を報告し、現状と課題の共有化をはかっている。	B	・委員会での活用状況報告を継続実施し、活用の徹底をはかる。
(4)	(5)-3 保険加入の促進	H25. 11月、H26. 11月の会員企業向けの契約適正研修会で、社会保険加入促進のこれまでの推移や今後の動向について説明をおこない、加入促進の環境づくりをおこなった。	C	・研修会での社会保険加入促進説明の継続。 ・H26. 3月実施の標準見積書活用アンケート結果やH27. 2月実施予定の実態調査結果をもとに、未加入企業への説明等、加入促進の環境づくりをおこなう。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

平成27年1月7日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人全国建設室内工事業協会

No.1

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険未加入対策推進協議会への参画	本部=協議会、各九支部で地方対策協議会に参画	A	
(2)	会員企業・関係企業への保険加入の周知	・年6回発行する「全室協ニュース」で保険加入の周知を行った。また、各支部・各県単位で加入推進の研修会を実施した。 ・加入状況アンケートは建専連のアンケート調査に参画し実施した。	A	・引き続き各支部、各県単位で加入推進及び標準見積書の活用に関する研修会を開催し、保険加入推進を図る。 ・加入状況アンケート調査を各年度毎に、建専連の実施に合わせて行う。
(3)	未加入事業者・個人の確認・指導	9月・11月の理事会、及び各支部で開催する役員会で、加入状況の確認調査を行い、未加入会員業者には、加入指導を各支部会長より、加入指導を行った。(会員企業は100%近く加入)	B	・年4回(4月・9月・11月・3月)の理事会、各支部役員会、及び年6回発行の「全室協ニュース」等により、保険加入の働きかけを引き続き行う。
(4)	未加入業者の排除	理事会・各支部役員会で、保険未加入の企業(主に協力会)に主旨の徹底を行い、保険加入推進を徹底した。	B	・各支部単位で定期的に現況調査を行い、未加入企業には排除について周知徹底する。
(5)	適正工期の確保	昨年に引き続き、各支部単位で元請け業者に「適正工期の確保、標準見積書の活用等の要望書」を持参し、適正工期の確保について働きかけを実施した。	B	・今後も引き続き定期的に継続し、適正工期の確保、府追う順見積書の活用の働きかけを実施する。
(6)	法定福利費の確保	・労務比率アンケートの結果に基づき、理事会、役員会で法定福利費の別枠計上実施の徹底を図った。 ・法定福利費の別枠請求及び受取等について、アンケート調査を実施した。(現在結果は集計中)	B	・標準見積書の活用について、アンケート結果に基づき引き続き各支部単位で研修会を実施し、法定福利費確保の周知徹底を行う。
(7)	重層下請構造の是正	引き続き、「一人親方」「偽装請負」などの適法性研修会により指導を実施した。	B	今後とも引き続き、理事会・役員会で指導の徹底を行う。
(8)	一人親方対策	理事会・役員会で「法の遵守等」の徹底を指導した。	B	・年6回発行の「全室協ニュース」で、法令遵守を呼びかけ指導する。
(9)	就労履歴管理システムへの対応	「見える化WG」の委員によりの意見に対応する。	B	・「見える化WG」の情報により、検討課題として取り組む ・企業単位で技能者の登録制度(カード制による)の確立に取り組む。
(10)	優良企業認定制度の取組	優良事業者認証制度の試行を実施した。(思考で役員会社) ・適格企業3社、優良企業15社に認証書を発行。	B	・会員企業全体を対象にした実施に向け活動を行う。

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

平成27年1月7日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：一般社団法人全国建設室内工事業協会

No.2

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(11)	保険関係事務手続きの支援	・加入方法、手続きについて研修会の開催及び企業単位での指導に努めるよう要請を行った。(悪質な社会保険労務士に注意するよう指導)	B	・引き続き支部・県単位で研修会を定期的実施し、加入方法等の指導を行う。
(12)	保険未加入者の排除	理事会・役員会で、保険加入を会員協力会社に排除に向けた趣旨を周知徹底した。	B	・引き続き100%加入に向け推進活動を行うとともに、排除に向けた活動を並行して行う。
(13)				
(14)				
(15)				
(16)				
(17)				
(18)				
(19)				
(20)				

平成27年1月8日 提出

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本サッシ協会
(一社)カーテンウォール・防火開口部協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
<p>記入例 保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。</p>	<p>本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。</p>	<p>(A~D で評価)</p>	<p>対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。</p>
<p>(1) ①平成26年1月に中小企業会員に法定福利費を明示した見積書への取組みに関するアンケート調査を実施した。 ②平成26年度スチールドア契約適正化全国研修会(全国11地区で406名受講申し込み者数)で行政や会員企業の取組み状況などを報告した。 ※研修会は主催(一社)日本サッシ協会、(一社)日本シャッター・ドア協会、(一社)カーテンウォール・防火開口部協会の三団体主催。(一財)建設業振興基金協賛で実施しております。</p>	<p>左記研修会で平成24年度より毎年社会保険加入推進を講習テーマに取り上げ周知に取り組んでおります。</p>	<p>B</p>	<p>平成27年度もスチールドア契約適正化全国研修会でテーマに取り上げ継続して社会保険加入促進に取り組む予定です。</p>
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
(6)			
(7)			
(8)			
(9)			
(10)			

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の確認、指導 ・(下請企業の団体で当協会と密接な関係にある)(一社)プレストレスト・コンクリート工業協会(以下PC工業協会という。)と連携し、下請企業の社会保険の加入状況を確認し、未加入者の所属企業に対し、加入の啓蒙、指導を行う。更に二次下請け以降についても一次下請け経由で指導するように働きかける。	・平成25年9月(支払実績)を第1回目とし、その後四半期毎にこれまで5回労務単価調査及び社会保険加入状況調査を実施。 同時にPC工業協会が、「公共事業労務費調査」の調査票を当該会員の協力により取りまとめを実施。 それぞれの調査結果は、当協会とPC工業協会のそれぞれの委員で構成する「技能労働者の処遇等に関する連絡会議」に報告し、未加入者に対する加入促進策等を検討。 ・「技能労働者の処遇等に関する連絡会議」の支部組織を立ち上げ、第1回目の各支部連絡会議を昨年7月に実施。本部と支部の連絡会議が今後連携して情報の共有化を図ることとした。	B	労務単価調査及び社会保険加入状況調査並びに「公共事業労務費調査」の取りまとめ(PC工業協会)を今後も継続し、本・支部「連絡会議」の定期的開催により調査結果の実態把握の徹底を図る。
(2)	法定福利費の確保 ・発注者の理解を得ながら、入札、契約等に当たり、適正な法定福利費の確保に努める。 ・PC工業協会との連携により、下請企業に対し、契約の見積り時点から法定福利費を適正に取り扱うよう指導する。また同時に、今後下請企業から適正な法定福利費が明示された見積書が提示された場合には、これを尊重した建設工事の請負契約の締結を行う。	平成25年10月に会員企業の担当者を集め説明会を実施。 (今後実施する労務単価及び社会保険加入状況調査に対する理解促進と標準見積書の活用促進に関する説明会)	B	
(3)	保険未加入企業および未加入作業員の排除 ・遅くとも平成29年度までに元請企業が必要な法定福利費を確保するという目標を達成し、保険未加入企業や作業員は現場から排除する。	・平成25年10月に会員企業の担当者を集め説明会を実施。 (今後実施する労務単価及び社会保険加入状況調査に対する理解促進と標準見積書の活用促進に関する説明会)	B	
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：日本保温保冷工業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
<p>記入例</p> <p>保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。</p>	<p>本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。</p>	<p>(A～Dで評価)</p>	<p>対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。</p>
<p>(1) (1) 団体が取り組むべき対策 ①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ◆建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、専門工事業団体の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。</p>	<p>「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、そこで出された方針・方策・推奨案等を当協会の社会保険未加入対策に反映させている。</p>	<p>B</p>	<p>「社会保険未加入対策推進協議会」の方針に沿った当協会社会保険未加入対策を推進する。</p>
<p>(2) ② 会員企業への周知 ◆保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。</p>	<p>協会員への周知活動として、次の3項目を実施 ①当協会ホームページで専用頁「社会保険加入促進活動の紹介」を設定 ②平成25年12月～平成26年2月に各地区にて社会保険説明会を実施 ③当協会理事会・地区役員会にて社会保険加入促進活動の報告と次年度計画の承認</p>	<p>A</p>	<p>協会員への周知活動として、次の3項目を実施予定 ①当協会ホームページでの活用による加入促進諸施策の周知 ②当協会ホームページの委員会頁を活用した各委員間の情報共有 ③当協会理事会・地区役員会への社会保険加入促進活動報告と次年度計画の承認</p>
<p>(3) ③ 建設業諸団体との連携 ◆(社)建設産業専門団体連合会 ◆他と適切な連携を図り、専門工事業者の保険加入状況の伝達を確実にするとともに、加入促進を図るための施策を検討する。</p>	<p>機械設備業界及び関連専門工事業団体との関連団体連絡会を開催し、情報の共有化と施策の検討を行っている。</p>	<p>B</p>	<p>継続して実施</p>
<p>(4) ④ 就労履歴管理システムの構築等 ◆就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、事業所での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため、就労履歴管理システム、又は保険加入チェックシステムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用について、国と一体となった検討体制に参画して、実用化に向けた検討を進める。</p>	<p>現在、国および建設業者団体による就労履歴管理システムの構築が推進されている。当協会はこれらシステムの実用化に向け協力し参画していくが、現在のところ具体的進展はない。</p>	<p>C</p>	<p>システム構築の進捗に合わせ対応予定</p>
<p>(5) ⑤ 法定福利費等の確保 ◆国と一体となって見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。 ◆民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を働き掛ける。 ◆会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業として作成する標準見積書の活用を周知方要請する。 ◆法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動へ積極的に協賛する。</p>	<p>社会保険諸費用を明示した「標準見積書」を作成し国交省に提出した。「標準見積書」は、協会ホームページに掲載公開するとともに、協会誌にも関連記事を掲載した。 また、協会員に対しては、各地区にて社会保険説明会を実施し、「標準見積書」の活用を周知した。</p>	<p>B</p>	<p>継続して実施</p>
<p>(6) ⑥ 適正工期の確保 ◆適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けてアンケート調査による現状の把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記の要請、パンフレット等による民間発注者への働き掛けを行う。</p>	<p>発注団体には、協会として適正工期の確保を要請した。 ただし、保温保冷工事は最終工程に属することから、先行工程に大きく左右されることに加え、工期短縮を前提とした受注競争も行われており、適正工期確保の実現は難しい状況にある。</p>	<p>D</p>	<p>協会員から意見を聞きながら、対応策を検討する。</p>

(7)	<p>⑦重層化の改善</p> <p>◆「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。</p> <p>◆下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。</p>	<p>協会員に対し、関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を要請している。</p> <p>協会員も本旨に沿って努力しているが、構造的な問題もあり、あまり進捗していないのが現状である。</p>	D	<p>協会員から意見を聞きながら、対応策を検討する。</p>
(8)	<p>(2)会員企業が自ら実施すべき対策</p> <p>①保険加入状況の確認及び指導</p> <p>◆下請企業に対して、協力会社会ならびに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。</p> <p>◆下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)</p> <p>◆現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)</p>	<p>協会員は社会保険加入促進についての当協会ホームページ・冊子等を活用しながら周知・啓蒙活動を実施している。</p> <p>また、社会保険加入状況に関しては、平成26年度実態調査を実施中である。</p>	B	<p>平成26年度実態調査結果により、社会保険加入促進策を検討予定</p>
(9)	<p>②法定福利費等の確保</p> <p>◆発注者との見積交渉、入札、契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。</p> <p>◆下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。</p> <p>◆法定福利費に併せて、建退共制度加入に必要な費用も同様の取扱いとなるよう取り組む。</p>	<p>協会員には、法定福利費等の確保、「標準見積書」の使用については周知されている。しかし、元請側の認識不足により、実施されていないケースもみられる。</p> <p>また、法定福利費等の確保に関する状況については、平成26年度の実態調査を実施中である。</p>	C	<p>平成26年度実態調査結果により、法定福利費等の確保対策を検討予定</p>
(10)	<p>③重層化の改善</p> <p>(上記②⑦の教宣資料の作成を受けて、以下の事項について取り組む)</p> <p>◆下請企業に対して、「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定、さらには同主旨の再下請企業への指導を求める。</p>	<p>協会員には、関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定や下請企業に対する指導について周知されており、一部発注者にて実施中である。</p>	C	<p>継続して実施</p>
(11)	<p>④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除</p> <p>◆平成29年度以降(社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階)、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。</p>	<p>協会員には、保険未加入企業及び未加入の作業員の排除については、周知されており、一部発注者にて実施中である。</p>	C	<p>継続して実施</p>

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

平成26年12月17日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名： 全国基礎工業協同組合連合会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の確認 平成24年8月に加入組員へのアンケート調査を実施。今後は毎年1回実施し、未加入者を把握し、加入促進指導を行う。	平成24年4月組員に対し社会保険等加入対策事業の認識度調査実施(調査結果は別添「添付資料1」参照)。 平成24年8月加入状況アンケート実施(結果は別添「添付資料2」参照)。 平成26年8月加入状況アンケート実施。	A	社会保険加入状況アンケートを平成27年9～10月に予定
(2)	社会保険加入対策協議会等への参画 専門家“社労士”を顧問として招へい。	平成24年7月国土交通省社会保険未加入対策協議会参画を受けて、組合内に社会保険未加入対策事業委員会を設置。 委員会開催と事業展開の継続。	A	今後も社労士を招へいし、相談・指導にあたる。
(3)	会員企業への周知 社会保険に関する下請ガイドライン(案)の配付と加入促進計画、及び組合内各委員会新設を広報。	機関紙“組合だより、No.177(平成24年3月)より社保未加入問題を掲載し、シリーズ化を開始。平成26年5月号に掲載。 全基連ホームページに平成25年3月に掲載。	A	理事会にて地区組合を通じて徹底した加入促進とのための周知活動を実施中。
(4)	他の専門工事業者団体との連携 標準見積書の共通性の検討と独自性について連絡会開催。	建設機械による施工団体との情報交換開始。 日本機械土工協会、日本機械土工協会、全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会	B	労務系団体と機械施工団体は、見積費目の%割が異なるので情報交換が特に必要なため、連絡を密にする。
(5)	標準見積書策定	平成25年6月より国土交通省登録「標準見積書」の利用を組員に通知。	A	近々、公共・民間に適用を開始する。
(6)	法定福利費の確保 平成24年7月国土交通省“法定福利費確保の重要性”事務連絡による組員への周知。	標準見積書の内容にて法定福利費(土木)が確保された事例もある。また、法定福利費%よりはダウンしているが、確保事例も複数件ある。 民間工事では普及が困難な状況。	B	標準見積書活用による法定福利費の確保に関し、情報収集を徹底する。
(7)	低価格受注防止対策の推進	平成25年6月「健全な建設産業を目指す全基連」にて5箇条宣言。防止対策の周知徹底と実施に現在も取組み中。	C	5箇条宣言に則った見積と請負契約の実現のため、専門委員会にて事業計画を策定する。
(8)	優良企業認定制度の取組	平成24年2月“事前調査要領(案)”を機関紙に掲載。 優良事業者認証に関するアンケート実施 平成26年7月に23社を認証。	C	国交省による全団体への“Go Sign”待ちである
(9)	社会保険未加入技能者の排除	組員企業及びその下請企業に対し加入状況アンケートを実施。	C	平成27年9～10月にフォローアップアンケートの実施予定。
(10)	一人親方対策(組員自ら実施すべき対策)	同上	B	同上

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本ウエエルポイント協会)

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員企業の未加入者に対して、加入促進と指導を行う。	加入状況の確認からは25年度調査よりやく10%向上し回答会社の90%が加入したようです。	B	今後の問題は発注者から如何にして社会保険料をもらうかである。発注者が国の機関または第一次下請けまでは問題ないがそれ以下または地方自体からの発注の場合は保険料の確保はむずかしいようです。
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：一般社団法人日本グラウト協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険未加入対策協議会への参画	すでに参画している。	A	継続する。
(2)	会員企業への周知徹底 労働者単位での加入率の更なる向上を図るべく啓発を行う。	HP及び説明書類配布により協会員への周知を行った。	A	継続する。
(3)	2次下請企業の加入促進 2次下請け企業の未加入業者に対し啓発を行う。またそのために社会保険料を独立確保した契約内容とするよう協会会員各社に指導を行う。	会員各社とも自社下請企業の社会保険等加入状況の調査・未加入業者に対しての加入促進啓発を行っている。	B	引き続き啓発活動を行う。
(4)	見積・契約における社会保険費用の独立確保 発注者並びに元請企業の協力のもと、見積・契約・支払の各段階における社会保険等費用を独立確保し、値引きによる社会保険等費用の埋没を防止するシステムを構築する。	社会保険費用の独立確保ができるシステム構築はほぼ行った。	B	発注者並びに元請企業の実施体制が整い次第システム活用を行う。
(5)	標準見積書の作成 社会保険費用を独立確保するための標準見積書を作成する。	標準見積書形式を作成し、すでに利用している。	A	継続する。
(6)	適正価格の確保 発注者・元請企業に対し、実効性のある低価格入札防止対策の実施と同時に、積算純工事費額に応じた下請企業に対する適正な工事価格の確保を求める。	標準形式の見積を提出することによって、適正な工事価格の確保を求めている。	B	引き続き適正価格の確保ができるよう求める。
(7)	社会保険等未加入業者の排除 社会保険等費用が適正に独立確保された段階で、未加入企業の排除に取り組む。	社会保険等費用が適正に確保されていないため未実施である。	D	社会保険等費用が適正に独立確保された段階で、未加入企業の排除に取り組む。
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名： 一般社団法人 日本造園組合連合会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の確認 ・組合員事業所へ社会保険等の加入状況に関するアンケート調査を実施し、今後の計画推進に向けて効果的な運営方法を検討する。	平成26年11月に建専連より依頼をうけ、組合員事業所に対して社会保険等の加入状況についてアンケート調査を実施した。下請け企業の現況把握についてのアンケートも同時に実施したが、回答する事業所は少なかった。	C	社会保険等の加入状況については、アンケート調査による把握は困難であるため、引き続き造園連経営・労務・安全委員会の中で話し合い、実態把握の方法を検討する。
(2)	社会保険未加入対策推進協議会への参加 ・推進協議会に参加し、社会保険等の加入促進に向けた課題や取り組み方針等の協議をふまえ、効果的な取り組み方法の検討や組合員事業所への周知を行う。	社会保険未加入対策推進協議会をうけ、造園連経営・労務・安全委員会標準見積書について検討し作成した。(造園業は工種が多いため、緑化工事を対象にした標準見積書を作成)	A	社会保険未加入対策推進協議会に参加し、社会保険等の加入促進に向けた課題や取り組みについての協議をふまえ、今後も効果的な加入促進に向けた組合員事業所への周知をおこなう。
(3)	専門工事業団体との連携 ・一般社団法人建設産業専門団体連合会と連携し、社会保険等の加入状況や取り組み状況について情報を共有するほか、加入促進を図るための取り組みを検討する。	建専連の会議で意見交換を行うほか、平成26年11月には建専連から依頼があった社会保険加入状況及び標準見積書の活用状況に関するアンケート調査を実施した。	A	今後も一般社団法人建設産業専門団体連合会と連携し、社会保険等の加入促進に向けた取り組みについて意見交換を行うほか、情報の共有を図っていく。
(4)	組合員事業所への周知・啓発 ・フローチャート等を使い、社会保険等への加入について理解を深めてもらうほか、推進協議会等で作成するリーフレット等を活用し、組合員事業所に社会保険等未加入対策を周知する。	各種会議でフローチャートを使い社会保険等の加入促進について周知を行うほか、標準見積書の活用方法等について造園連新聞、ホームページに掲載し組合員事業所への周知を行った。	A	引き続き、フローチャート、標準見積書等を活用した組合員事業所への社会保険等の加入促進に向けた取り組みを行っていく。
(5)	都道府県支部との連携 ・都道府県の事務担当者を集めた会議を開催し、社会保険未加入問題について協議し、地元の組合員事業所への周知を図る。	平成26年10月に開催された事務担当者研修会議において、支部事務担当者と社会保険未加入問題について検討したほか、標準見積書の活用について、地元組合員事業所への周知方法等が協議された。	A	毎年開催される事務担当者研修会議において、社会保険等未加入対策についての協議を行い、地元組合員事業所への加入促進に向けた周知を図る。
(6)	法定福利費の確保 ・標準見積書を活用した法定福利費の確保に向けて、組合員事業所に対して見積時から法定福利費を適正に確保することについて周知を図る。	標準見積書を活用した法定福利費の適正な確保に向けて、造園連で作成した標準見積書の活用方法について、理事会・事務担当者研修会議で協議したほか、造園連新聞・ホームページで組合員事業所への周知をおこなった。	A	法定福利費の適正な確保に向け、標準見積書の活用について各種会議、造園連新聞、ホームページ等での周知を引き続き行う。
(7)	一人親方対策 ・労務関係諸経費の削減を意図した非自発的な形での一人親方になることの防止策について周知を図る。	国土交通省の一人親方対策についてのパンフレットを軽印刷し、理事会・支部へ配布したほか、造園連新聞・ホームページによる周知を行った。	A	分かりやすいリーフレット等を活用し、各支部への配布のほか組合員事業所へは、造園連新聞・ホームページによる周知を図る。
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：一般社団法人日本建設業経営協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		法人	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の把握 ・保険加入の状況は、今年度内を目途に、会員企業を通じて調査を実施することにより把握する。	当協会の会員は、日建連・全建の各団体に重複加入しているおり、独自の対策が困難なため、関係団体の状況を把握しつつ、促進策を進めることとしている。	B	引き続き、関係団体の状況を把握しつつ、促進策を進めることとしている。
(2)	会員企業への周知 ・ポスター又はパンフレットを作成し、会員企業に対し保険未加入対策を周知する。 ・会員企業に対し、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年7月4日国土交通省制定)の周知徹底に努める。	これまで、全会員が集まる代表者会議や講演会に、国土交通省の幹部を招聘し、全会員に対して加入促進対策について説明・指導を行ってきた。	A	引き続き、国土交通省の幹部等を招き、社会保険加入対策に関する説明会等を開催し、社会保険への加入に対する理解を図っていくこととしている。
(3)	就労履歴管理システムへの参画 ・就労履歴管理システム、保険加入チェックシステムを構築するため、国、他の関係団体と一体となった検討体制に参画する。	同上	B	同上
(4)	法定福利費等の確保 ・国、建設業関係団体と一体となって見積・契約・支払における法定福利費の扱いについて検討する。 ・民間発注者に対して、ダンピングの防止、法定福利費の確保を働きかける。 ・国、地方公共団体に対して、ダンピング防止対策を要請する。	同上	B	同上
(5)	適正工期の確保 ・民間発注者に対して、適正工期の確保を働きかける。 ・国に対して、4週8休の確保を建設業法令遵守ガイドラインに明記するよう要請する。	同上	B	同上
(6)	重層化の改善 ・「一人親方」、「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法の遵守を、会員企業に周知、指導する。	同上	C	同上
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人 全国防水工事業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ・「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、防水工事の請負施工者の立場から社会保険加入促進の効果的な取組や周知啓発、実効の上がる対策を協議する。	・平成25年9月開催の第3回社会保険未加入対策推進協議会に参加、「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について」の申し合せ事項を同年12月開催の第5回理事会において報告した。	B	・「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、社会保険未加入問題に関する情報を収集し、重要事項については周知徹底を図る。
(2)	会員企業への周知 ・「保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	・全国9支部で合計22回の「社会保険未加入対策及び標準見積書の活用に関する研修会」を開催、会員外企業からの参加を認め、周知徹底に努めた。 ・年1回秋頃を目途に各保険料率や公共工事設計労務単価などの数値を見直して、「防水工事の標準見積書」の改訂版を作成、会員企業に送付した。 ・協会ホームページに「社会保険未加入問題対策」のページを設け、「社会保険加入促進計画」、「防水工事の標準見積書」等を公開した。	A	・引き続き全国9支部において、必要に応じて「社会保険未加入対策及び標準見積書の活用に関する研修会」を開催する。 ・年1回秋頃を目途に各保険料率や公共工事設計労務単価などの数値を見直して、「防水工事の標準見積書」の改訂版を作成、会員企業にする。 ・協会ホームページに「社会保険未加入問題」に関する通達等の情報も掲載し、「社会保険未加入問題対策」のページの充実を図る。
(3)	専門工事業団体との連携 ・建専連加盟の専門工事業団体と連携し、会員企業及びその下請企業の加入促進を図るための施策を検討する。	・建専連が実施した「社会保険等加入状況」及び「標準見積書活用状況」に関するアンケート調査に協力、各支部において調査対象企業を選定し、回答を促した。	B	・建専連が実施する「社会保険の加入状況」及び「標準見積書活用状況」に関するアンケート調査に協力する。
(4)	法定福利費の確保 ・元請企業に対するダンプの防止、法定福利費の確保に関する働きかけを行う。 ・全防協が作成した標準見積書の活用を会員企業に周知徹底方の要請及び下請契約の見積時から適正な法定福利費を確保することを指導する。	・全国9支部で合計22回の「社会保険未加入対策及び標準見積書の活用に関する研修会」を開催、会員外企業からの参加を認め、周知徹底に努めた。 ・年1回秋頃を目途に各保険料率や公共工事設計労務単価などの数値を見直して、「防水工事の標準見積書」の改訂版を作成、会員企業に送付した。 ・当協会のホームページに「社会保険未加入問題対策」のページを設け、「社会保険加入促進計画」、「防水工事の標準見積書」等を公開した。	C	・引き続き全国9支部において、必要に応じて「社会保険未加入対策及び標準見積書の活用に関する研修会」を開催する。 ・年1回秋頃を目途に各保険料率や公共工事設計労務単価などの数値を見直して、「防水工事の標準見積書」の改訂版を作成、会員企業にする。 ・当協会のホームページに「社会保険未加入問題」に関する通達等の情報を掲載し、「社会保険未加入問題対策」のページの充実を図る。
(5)	適正工期の確保 ・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けて元請企業への働きかけを行う。	・25年6月建専連第12回総会において、関係機関に働きかけを行うことを決議した。	C	・建専連の総会等での決議事項に沿って、関係諸機関等への働きかけを行う。
(6)	重層化の改善 ・「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。 ・下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請け企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。	・全国9支部における研修会時にあわせて、国土交通省が作成した「みんなで進める一人親方の保険加入」のチェック表をもとに、指導と改善について講演を行った。	B	・国土交通省が作成した「みんなで進める一人親方の保険加入」パンフレット等を活用することにより、関係法令の遵守徹底を図る。
(7)	実効性のある低入札防止対策の徹底 ・国、地方自治体等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求める。	・25年6月建専連第12回総会において、関係機関に働きかけを行うことを決議した。	C	・建専連の総会等での決議事項に沿って、関係諸機関等への働きかけを行う。

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人 全日本瓦工事業連盟

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	当連盟が主催している資格の講習会などで、社会保険未加入に関する行政の取組、当連盟での取り組みの周知を行う。	本年9月、全国8会場で行われた「(一社)全瓦連瓦屋根診断技士講習会」において、参加者に向け、社会保険未加入対策に関する動向や取組、法定福利費を明示した標準見積書についての説明を行った。参加者は全国で約200人ほどであり、全員が連盟の構成員である。	B	引き続き、各種資格講習会、通常総会・全国大会などの出席者に向け、社会保険未加入対策の現況とその周知・理解・協力を求めていく。また、全瓦連での会合だけでなく、各地方ブロックにおいてもブロックの構成員に向けた周知や説明機会を設けて頂くように進めていく。
(2)		本年11月、全国8会場で行われた「瓦屋根工事技士更新講習会」において、参加者に向け、社会保険未加入対策に関する動向や取組、法定福利費を明示した標準見積書についての説明を行った。参加者は約400人ほどであり、連盟内外の工事業者、製造メーカーの営業なども講習に参加している。	B	
(3)	全国48組合の組合事務局を通じた案内文書、連盟広報誌(年3回発行)、連盟組合員専用サイト、メールマガジンなどを通じた構成員レベルまでの周知を行う。	平成25年1月から、連盟の広報誌に社会保険未加入対策の取組と概要を6期連続で掲載し、各会員への周知を図っている。 連盟組合員専用サイトにおいても、案内などを掲載している。	B	引き続き、広報誌、メールマガジンなどを利用した行政及び全瓦連の取組、標準見積書の周知を行っていく。
(4)				全組合員を対象にした従業員の数や建設業許可の有無など、当連盟組合員の基礎情報調査を行う。その際、併せて社会保険加入状況を確認する。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の○%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ・「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、下請専門工事業の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。	本会役員より協議会に参画。議事内容につき会員へ周知を行っている。	B	1月協議会での審議内容につき、以降の理事会・代表者会議および経営委員会にて報告、協議を行う。
(2)	傘下会員団体(単協)・会員企業への周知 ・保険未加入対策に関する会員企業への啓発を図るとともに、会員団体(単協)・会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	年3回の会報(機関誌)に保険未加入対策の動向や標準見積書の活用に掲載するとともに、加入指導と早期加入に関する啓発チラシを作成し定期的に配布している。また、各種会合、都道府県の総会・定例会に参画し継続的な周知啓発と課題点の収集に努めている。 本年春に全会員を対象とした経営実態調査を実施し、保険加入状況を調査。 報告書を配付するとともに業界紙やホームページに掲載し、周知を行っている。	B	会報や啓発用リーフレット類による会員への周知啓発活動を継続実施。
(3)	他の専門工事業団体との連携 ・(社)建設産業専門団体連合会、および他の建設機械施工工事業団体と連携し、専門工事業界の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を協力して検討する。	(一社)建設産業専門団体連合会の理事会、総務部会、企画委員会に参画し、情報交換や加入促進に係る施策および課題につき協議するとともに、保険加入状況調査に協力している。	B	(一社)建設産業専門団体連合会が今秋実施した保険加入状況および標準見積書活用状況調査に参画した。集計結果が発表され次第、会員に開示するとともに、今後の対策協議の基礎資料として活用する。
(4)	就労履歴管理システム構築への協力 ・国土交通省および元請業界が、就労者情報の集約管理による省力化・効率化を図り、技能者の保険加入確認を行うため推進する就労履歴管理システム実用化に向けた積極的な協力を行う。	現在まで、具体的な取組を実施していない。	D	傘下会員企業の技能者の安全衛生教育、技能講習履歴についてはデータをプールしている。
(5)	法定福利費等の確保 ・業界における法定福利費を内訳明示した標準見積書を協議検討、策定し、会員団体(単協)・会員企業へ標準見積書の活用を周知指導、浸透させ、法定福利費の適正な転嫁と確保の実現化を目指す。 ・元請業界に対して、標準見積書の採用を周知方要請するとともに、法定福利費の適正な支払を働きかける。 ・法定福利費に併せ、中退共および建退共制度について、勤退共本部の展開する加入促進活動への積極的な協力を行う。	4月に関東地区の主要ゼネコン本支店に対し、標準見積書を活用した法定福利費別枠明示による見積・請求への理解を求める要望資料を配付した。 また、国交省に登録した標準見積書の保険料率改訂版(平成26年度版)をコン夏に再登録、会員へ周知するとともに主要ゼネコン本支店に発送し、活用と理解を呼びかけている。 建退共制度については、年3回の会報(機関誌)へ加入PR広告を掲載し、ポスター・リーフレット類とともに会員へ配付している。	B	各種会合を利用し標準見積書の活用方法の研修を行っていくとともに、課題点を収集し今後の改善に備える。 また、本年度より経営委員会が中心となり、技能者の処遇改善・賃金確保に係る周知啓発策を推進している。 標準見積書については、今後も保険料率改訂等に適確に対応し、会員への配信とゼネコンへの周知に努める。
(6)	重層化の改善 ・傘下会員団体(単協)・会員企業に対して、非自発的な一人親方や偽装請負などの、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行い、会員企業のコンプライアンスに努める。	一人親方制度の課題点に関する国交省のリーフレットデータを利用し会員へメール配信。経営委員会において各都道府県の所属会員企業への指導を指示している。	B	当業界の技能者は直用(正規従業員)が殆どであるが、今後も同様の指導・周知に努めていく。
(7)	低価格受注防止対策の推進 ・元請業界に対して、低価格受注の強要や法定福利費その他必要経費の値引き強要などの是正を求める。 ・行政に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求めるとともに、元請業界に対する元請・下請間の取引適正化に係る指導を求める。	各種会合において、技能者の確保育成、法定福利費確保のための適正な工事原価に基づく受注を指導している。 元請団体、主要ゼネコン本支店約700社に対し、年3回の会報(機関誌)を配付するとともに、技能者の確保育成のための取引適正化への理解と協力を依頼している。	B	9月に経営実態調査報告書を元請団体に送付した。 技能者の確保・育成のための取引適正化を協力を要望して行きたい。

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)全国タイル業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年実施し、未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年10月にも社会保険加入促進計画に対するフォローアップ調査を実施。調査結果を以て未加入者に対する加入促進策を検討。	C	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会と共同で作成した「標準見積書」について、会員企業向けに詳細な説明資料を新たに追加作成し、各支部へ活用法の再周知並びに要請のある支部への説明会を予定。
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本金属屋根協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員企業・関係企業等への周知 機関誌「金属屋根 施工と管理」(年11回発行)、理事会等を通じて、会員企業・関係企業等に対し社会保険加入に関する啓発を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	機関誌:2014年6月号に関係記事を掲載 理事会:2014年5月、2015年1月の理事会で協議	B	引き続き機関誌を中心に周知活動を行う
(2)	関係団体との連携 会員企業が重複加入している(社)日本建築板金協会と連携し、加入促進を図るための施策を検討する。	標準見積書の内容等について協議、内容の整合性を図る	B	引き続き連携強化に努める
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名： 一般社団法人 日本内燃力発電設備協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入の取組の内容 ・会員企業に社会保険徹底を周知するとともに、会員会社を通じて関連会社及び下請会社にもその旨周知する。	弊協会のホームページ・広報誌にて、社会保険加入徹底を図る文書を掲載し啓発に努めた。	B	左記の取組を貴省から頂く資料等を通して、会員会社・関連会社・下請会社を含め一般にも啓発を行う。
(2)	保険加入の取組の内容 ・当協会のホームページ・広報誌等にてその都度、社会保険加入徹底を周知する文書を掲載し啓発に努める。	弊協会のホームページ・広報誌にて、社会保険加入徹底を図る文書を掲載し啓発に努めた。	B	左記の取組を貴省から頂く資料等を通して、一般向けにも啓発を行う。
(3)	保険加入の取組の内容 ・標準見積書の内容を会員会社に周知し、見積時に法定福利費の確保を適性に行うよう求める。	弊協会に即した「標準見積書」を作成したが、一昨年の貴省での聞き取り調査において、弊協会の会員の構成を説明し、標準見積書の活用は難しいとの判断を頂いた。	D	左記から、「標準見積書」の活用は保留する。
(4)				以上
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名： 日本建築板金協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	第2次社会保険未加入実態調査	平成26年8月に第2回目の加入状況調査と実施(カバー率70%)	B	未加入事業主への更なる推進を計る
(2)	非組合員対策	組合員加入促進を推進	C	基幹技能者評価の向上と絡めて推進が必要
(3)	超小規模事業者対策	一人親方の実態を把握し、種々の面からバックアップ	C	—
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人 日本運動施設建設業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	協会全体による社会保険未加入対策推進を明示	役員会において、推進を明示 優良事業者認証団体制度試行へ参加 事務局に推進の掲示物	A	優良事業者認証団体制度試行は会員の積極的な協力があつた 試行団体となったことで会員のモチベーションがアップした
(2)	役員会等において、社会保険未加入対策の協力体制についての要請を随時行う	役員会ごとに議題として取り上げる 協議会報告等も行い、意見交換を行う	A	今後も引き続き要請を行い、情報の共有、問題点の検討を進める
(3)	社会保険加入の現状の把握(社員、社員以外)	総会、協会誌等で社会保険未加入対策について取り上げ、浸透を図っている	B	会員は加入している。社員以外について、実態調査等具体的データが取れるよう検討する
(4)	・加入対策の問題点等の検討	役員会で、各支部での反応が出されている	C	アンケート等調査を検討する
(5)	・配布文書、メール等の情報を会員に周知	周知している	A	今後も引き続き配布を行う
(6)	各支部においても協議会参加の要請に対応する	本部より各支部に地域の説明会等には、参加を要請し、対応してもら 支部からも参加の報告が来ている	A	今後も本部・支部ともに積極的に参加し、報告によって情報を共有する
(7)	会員会社社員においては、保険に加入	加入している	A	定期的な調査等を検討する
(8)	請負等の未加入者がいる場合は、加入を推奨している 加入の必要性の説明等を行い、加入を要請	資料配布等により、問題の重要性が理解されており、要請している報告がある	B	会員各社での対応を依頼する 依頼内容、結果等についての報告はまとめていない
(9)	今後は、事業に携わるすべての者の加入を目標とする	協会の方針は決定しており、役員会の都度要請している	B	実態調査等具体的データが取れるよう検討する
(10)	役員会等において、取組みを議題として検討する	各支部、会員より報告を受け、対応を参考にして討議している	A	今後も引き続き要請を行い、問題点を検討する。

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

平成26年12月17日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名： 全国ポンプ・圧送船協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	標準見積書の作成および会員への周知	当協会技術委員会にて作成し、全会員企業に配布済	A	会員企業への周知を継続して行う予定
(2)	保険加入状況調査	全会員企業が加入していることを確認済(36社)	A	適時、下請企業、再下請企業に対する指導を要請する(チラシ等添付)
(3)	協会の基本方針に基づく決議と会員への要請	H25. 6. 6「技能労働者への適切な賃金の確保に関する決議」を理事会で承認、同日総会にて説明し、要請。	A	
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

平成27年1月8日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名： 全国板硝子工事協同組合連合会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
(1)	国の動きとの連動と全国への情報伝達	必要に応じて適正に実行中	A	現状レベルを維持していく
(2)	「社会保険未加入対策委員会」の設置	全国理事会、各地区の理事会、執行部会などすべての会合において本件を取り上げ、ゼネコン側の動きや下請け企業の加入状況などの進捗をチェックし今後の進め方を協議している。	A	現状レベルを維持していく
(3)	法定福利費確保のため同業者に対する安値受注防止呼びかけ	実態としてゼネコンの法定福利費支払いそのものが見られないこともあって、法定福利費請求の有無をネタにするような安値受注事例は今のところ見られず。	A	現状レベルを維持していく
(4)	元請けに対する標準見積書による法定福利費を含めた適正工事価格の要請	H26年5月に全国のゼネコンに対して一斉に文書発信し、適正工事価格での発注と標準見積書の運用に伴う法定福利費の支払いを要請したが、今のところゼネコンから法定福利費相当分の支払いを受けたという事例報告は届いていない。	D	会員企業がその協力会社や職人などの二次下請けに対して法定福利費相当分を支払えるようになれば、全体の加入率向上に結び付けられる。そのためにはゼネコン側が各社足並みをそろえて法定福利費相当部分の支払いに踏み切ることが肝要。今後とも各会員企業ごとに、ゼネコンに対して粘り強く交渉するが、国交省様においても側面支援をお願いしたい。
(5)	協力会社への加入促進要請 協力会社との社会保険未加入対策会議を開催	会員企業の加入率は100%近いが、協力会社や下請職人の加入率は50%程度と見られる。ゼネコンの対応がはっきりしないこともあって、施工組合や協力会社に対する加入を強く指導するには至っていない。	C	今後とも各会員企業ごとに、協力会社や下請職人への加入指導を行っていく。但しゼネコンからの法定福利費相当分の支払いを受けられるかどうか不安な現状においては、指導にも限界がある。一方で、建築業の許可更新のためには加入せざるを得ないという実態もあって、下請け業者にとっても難しい判断を迫られている。
(6)	社会保険労務士など専門家による講義と啓蒙	関東地区、名古屋地区などで国交省担当官による説明会を開催。業界紙によるPRなども並行して実施し、業界における問題意識の共有はかなり深まったといえる。	A	現状レベルを維持していく
(7)	社会保険加入優良企業認証制度へのテスト参加	国交省から示されたルールに基づいて審査した結果、H26年3月1日付で㈱サンクスコーポレーションを適格事業所に認定した。	A	今後の取組予定は無し
(8)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：一般社団法人日本ウレタン断熱協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	周知方法 会報紙、ホームページの会員欄を積極的に活用し、プロパガンダに努める	HP内に会員専用ページを作り、そこに標準見積書を常時掲載、IDを持った会員であれば、いつでも閲覧活用できるようにし、その旨を会報紙に掲載した。	B	会報紙で、標準見積書の活用を周知徹底していく。
(2)	各地区の現状を把握すべく行動する	建専連が行うアンケートで現状把握を行うよてい	C	アンケート結果を分析して対策を講じるよてい
(3)	標準見積書の整備	標準見積書書式は完成し、(1)に記述した通り、HPを通じて常時活用可能な体制を構築した	B	標準見積書へのアクセス数等調査し、今後の対策を検討する。
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：(一社)日本配管工事業団体連合会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険(組合保険、協会保険、雇用保険)の加入状況を調査し、未加入社に対する加入を促進するよう会員企業に周知・指導する。	平成24年9月に会員企業に対する保険加入状況調査を実施。会員企業の9割強が加入。一次協力会社における加入状況調査結果は未加入会社が3割強あり、会員企業・一次協力会社の未加入者に対する加入指導を理事会等で検討する。	C	各地区毎に加入状況の把握、未加入者に対する加入促進を指導するよう理事会等で検討し、共通の認識を持つよう理解を図る。
(2)	法定福利費を確保することが出来なければ社会保険未加入問題の解決が着かないとの認識を持ち、見積書に明記するよう指導する。	平成24年12月に配布した標準見積書を見直し、法定福利費の確保に向け検討を行う。	C	理事会等で標準見積書の見直しを諮り、法定福利費を見積書に反映する事を会員企業の共通の認識とすることを周知する。
(3)	社会保険未加入企業に対する加入状況の再調査を行い、加入を促進するよう指導する。	未加入状況を理事会に報告し、平成27年に未加入企業に対する加入促進策を検討する。	C	理事会で検討し、未加入企業に対し調査票により加入状況を把握し加入を指導する。
(4)	各地区の会員企業に配布した標準見積書により見積を作成し、法定福利費の計上を再度周知・指導する。	見直しをした標準見積書により各地区会員企業が見積書を提出するに当たり、法定福利費を計上するよう指導。	C	平成25年9月に各地区から会員企業に周知した標準見積書にて提出するよう指導。 準見積書に計上する法定福利費については、配布した事業主負担金の算出に必要な雇用保険料、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料の保険料率により計算し、計上忘れの無いよう指導する。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

平成27年1月9日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: (一社)ビルディング・オートメーション協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	協会標準見積書の理事会採択	計画通り実施。	A	
(2)	第3回社会保険未加入対策推進協議会	計画通り実施。	A	
(3)	協会調査研究部会による討議・検討・報告 3回/年	計画通り実施。	A	
(4)	会員企業へのアンケート実施協力依頼	計画通り実施。	A	
(5)	顧客周知説明会への参加	都度参加。	A	会員企業個別参加
(6)	協会総会において取組状況サマリ報告	計画通り実施。	A	
(7)	個別事案について協会調査研究部会にて討議	都度実施。	A	
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

平成27年1月8日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人日本アンカー協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険加入状況の調査	平成26年6月に文書により、協会事務局から会員に対し調査票の提出を依頼した。現在までに、正会員140社より調査票が提出されており、回答した全ての会員企業で加入していることが確認されている。	A	定期的に行っているアンカー工事の施工実績調査において、会員企業の社会保険への加入状況を調査する予定である。
(2)	「社会保険未加入対策協議会」への参画	平成24年5月に発足した「社会保険未加入対策推進協議会」に参画した。	A	今後も、引き続き「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、対策を推進する。
(3)	会員企業への保険加入の周知	平成25年2月に発行した日本アンカー協会広報誌NO.35に記事として「社会保険未加入対策」を掲載し、会員企業への周知を行っている。	A	今後も、定期的に発行する日本アンカー協会広報誌を活用し、会員企業に対し社会保険の加入についての周知を図る。
(4)	法定福利費の確保	建設産業専門団体連合会の会員として、建専連の活動を通じて、国等の発注者に対して働きかけを行っている。	B	建専連の会員として活動に協力し、国等の発注者に対して働きかけを進める。
(5)	重層下請構造の改善	建設産業専門団体連合会の会員として、建専連の活動を通じて、国等の発注者に対して働きかけを行っている。	B	建専連の会員として活動に協力し、国等の発注者に対して働きかけを進める。
(6)	実効性のある低入札防止対策の徹底	建設産業専門団体連合会の会員として、建専連の活動を通じて、国等の発注者に対して働きかけを行っている。	B	建専連の会員として活動に協力し、国等の発注者に対して働きかけを進める。
(7)	就労履歴管理対応	就労履歴管理システムについての情報収集に努めている。	B	今後の課題として、情報収集に努める。
(8)	社会保険未加入者の排除	会員企業に対して、社会保険への加入を要請している。	B	今後の課題として、情報収集に努める。
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)全国特定法面保護協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入に向けた会員企業への周知 ・社会保険未加入対策に関する啓蒙を図るため、取り組むべき対策についてHP及び機関誌を活用し周知徹底する。	協会HPの会員専用サイトに社会保険未加入対策に関する通知等を掲載するとともに、誰でも利用できる社会保険相談窓口をHP上に開設した。また、社会保険加入に向けた計画の機関誌への掲載、社会保険未加入対策に関するリーフレットを作成し会員企業に配布するなど、周知徹底を図った。	A	社会保険加入に向けた啓蒙活動を機関誌を活用し実施していくこととする。
(2)	法定福利費の確保に向けた取組み ・法定福利費の適正確保についての働きかけ及び見積りに際して法定福利費の内訳明示の周知徹底をする。	平成25年2月8日付で協会会長名にて「法定福利費の内訳明示のための標準見積書及びその作成に関して」を会員企業に対し通知し法定福利費の内訳明示の徹底を依頼した。また、平成25年9月12日付けで「法定福利費の内訳明示のための標準見積書及びその作成に関して(改訂版)」を作成し平成25年9月12日に再度会員企業に対し通知し法定福利費の内訳明示	A	見直し後の標準見積書の活用が図られるよう機会を見て機関誌等により周知を図ることとする。
(3)	重層か層構造の改善 ・法面保護工事の分離発注の拡大を求め専門業者が主体性を発揮できる環境整備を求めめる。 ・偽装請負等の防止を徹底することを会員企業に要請。	発注者に対し分離発注の拡大等についての要望活動を実施。会員企業において下請業者の適正な選定をすることとしている。	B	分離発注の拡大等については発注者に今後も要請を実施する。下請企業の選定に際し社会保険加入状況を確認し適法な業者を選定するよう要請を行う。
(4)	就労履歴管理対応 ・就労管理システムへの積極的参加の要請。	会員企業に参加要請を行った。	D	就労管理システムの普及状況等を確認するとともに、会員企業の参加状況等の実態調査を行うことも考える。
(5)	社会保険未加入者の排除 ・将来的に社会保険未加入者の現場入場を認めないことを会員企業に要請。	会員企業に同主旨の徹底を要請した。	B	今後、会員企業に対し実施状況等の確認を実施することを視野に入れ検討する。
(6)	会員企業が取り組む内容 ・下請企業や技能労働者に対しポスター・チラシ等で保険加入の周知・啓発を行う。 ・下請企業との契約時に社会保険加入状況の確認を行う。 ・契約に際しては適正な法定福利費の計上に努めると伴に下請企業に対しても適正な法定福利費を計上するよ指導する。	社会保険加入に向けたポスター・リーフレットの配布及び機関誌への掲載を実施。標準見積書の活用については「法定福利費の内訳明示のための標準見積書及びその作成に関して(改訂版)」を作成し活用を依頼した。	B	会員企業に対して、社会保険未加入の下請企業の排除、法定福利費を明示した見積書を下請け企業に提出させることを徹底する等の要請を引き続き実施していく。
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本建設業連合会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、元請の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。	「社会保険未加入対策推進協議会」及び同ワーキンググループに参画。	A	・今後も社会保険未加入対策推進協議会及び同ワーキンググループに参画する。
(2)	会員企業への周知 ・保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	・平成24年10月に「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」を策定、また平成25年7月に会員企業へ国土交通省作成の社会保険啓蒙ポスターを配布し事業所及び作業所に掲示するよう要請。 ・平成26年4月に策定した「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」において、社会保険未加入対策の推進、目標を明記。	A	・社会保険加入促進要綱の策定を行い、さらなる社会保険加入の推進を図る。 ・今後も必要に応じて文書策定等により会員企業への周知を図る。
(3)	専門工事業団体との連携 ・(一社)建設産業専門団体連合会と連携し、専門工事業者の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を検討する。	・(一社)建設産業専門団体連合会と保険加入状況調査結果について相互に情報交換すること、また必要に応じて協議することを合意。 ・毎年2月に、会員企業へ社会保険加入状況のアンケート調査を実施。	B	・(一社)建設産業専門団体連合会は毎年10月に調査実施予定、日建連は毎年2月に実施予定。
(4)	就労履歴管理システムの構築等 ・就労情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、事業所での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため、就労履歴管理システム、又は保険加入チェックシステムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用について、国と一体となった検討体制に参画して、実用化に向けた検討を進める。	・平成25年4月に就労履歴管理システム(仮称)の構築について国土交通省に要請、またシステム構築に向け「技能労働者の技能の「見える化」ワーキンググループ」に参画。 ・国土交通省による、会員企業独自の安全書類等管理システムに関するヒヤリングに協力。	A	・今後も、「技能労働者の技能の「見える化」ワーキンググループ」に参画し意見具申を行う。
(5)	法定福利費等の確保 ・国と一体となって見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。 ・民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を働き掛ける。 ・会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要請する。 ・法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。	・国土交通省と意見交換を行いながら平成25年7月に法定福利費の個人負担分の取扱いを示す「労務賃金改善等要綱」、及び事業主負担分の取扱いを示す「法定福利費を内訳明示する見積書の活用のマニュアル」を策定。また全国9支部で説明会を実施。 ・会員企業が平成25年9月からの標準見積書提出に適正対応できるよう、国土交通省へ各団体の標準見積書提示を要請。 ・平成26年4月に策定した「建設技能労働者の確保・育成に関する提言」において、法定福利費等の確保をするよう再度周知。 ・毎年2月に民間工事における建退共制度の普及に関する調査を実施。	A	・今後も必要に応じて文書策定や調査等による会員企業への周知と適正対応の浸透化を図る。また、民間工事での証紙費用の積算算入に関する検討を行う。
(6)	適正工期の確保 ・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けてアンケート調査による現状の把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記の要請、パンフレット等による民間発注者への働き掛けを行う。	・ゆとり創出(毎月第2土曜日統一閉所運動)ポスターを作成し、希望する会員企業へ配布。 ・平成26年4月に策定した「建設技能労働者の確保・育成に関する提言」において、適正工期の確保に向けた取組みを明記。 ・国土交通省地方整備局等との共催により国、県、政令市、高速道路会社、機構、事業団の発注機関の参加を得て平成26年5月から6月にかけて全国9地区で「公共工事の諸課題に関する意見交換会」を開催。その中で適正工期の確保についての取組みを要請、フォローアップ会議を実施。	A	・継続的な調査の実施とともに、土曜、日曜日の閉所について検討を行っていく。 ・引き続き、官民の発注者に適切な工期設定についての理解と協力を要請する。
(7)	重層化の改善 ・「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。 ・下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。	・社会保険への加入促進に伴って社会保険の適用除外となる一人親方等の増加が懸念されることから、偽装請負の法令違反の是正に向けてリーフレットを作成し、会員各社に配布し、下請企業等への周知徹底を要請。 ・「労務賃金改善等要綱」の中で重層構造改善として5年を目標に可能な分野で原則2次とする基本姿勢を表明。さらに、平成26年4月に策定した「建設技能労働者の確保・育成に関する提言」において重層化の目標を再度明記し、それに向けた取組みを検討。 ・毎年2月に重層化対策への取組状況に関する調査を実施。	A	・今後も必要に応じて文書策定や調査等による会員企業への周知を図る。 ・重層構造の諸問題と取組事項を整理し、分野毎での下請次数の目標を設定する。
(8)	実効性のある低入札防止対策の徹底 ・国、地方自治体等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求める。	・平成24年6月に「適正な受注活動の徹底について」、平成25年4月に「技能労働者の適正な賃金の確保について」を策定し、会員企業に適正な受注活動(適正価格での受注)を要請。 ・国土交通省地方整備局等との共催により国、県、政令市、高速道路会社、機構、事業団の発注機関の参加を得て平成25年5月から6月にかけて全国9地区で「公共工事の諸課題に関する意見交換会」を開催。その中で低入札防止対策の充実について要請。 ・平成26年4月に策定した「建設技能労働者の確保・育成に関する提言」において、適正な受注活動の実施について再度周知。	A	・今後も必要に応じて公共工事の発注者に低価格受注の防止に資する入札契約システムの整備や、より根本的には公共工事の平準化を要請する。

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名：一般社団法人フローリング協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員各社には標準見積書の作成方法、法定福利費の算出方法の指導を行い教育しました。	元請業者から公共事業見積算時に法定福利費を別途計上した見積書を作成の上提出する場合も元請け業者から法定福利費を認めてもらえない現状があります。	C	今後も継続的に実施していく。各団体から元請け業者への理解を求める動きが必須であると感じている。
(2)	下請業者の保険の加入の確認。	年1回以上の文書による各下請業者の保険加入状況の調査を行っている。	C	今後も必要に応じて文書、面談等による調査を行い、下請け業者への周知を図る。
(3)	会員各社は加入済みであるが下請け業者にばらつきがある。	受注競争の中で法定福利費を請求しない業者の方が金額が安くなり元請けから仕事を受注できない傾向がある。	C	民間物件でも法定福利費を請求できるようになることを望む
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)住宅生産団体連合会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
<p>(1) 住団連の会員団体が取り組むべき対策</p> <p>①会員団体の会員企業への周知 ・保険未加入対策に関する周知を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。 併せて「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知・啓発を図る。</p> <p>②就労履歴管理システムの構築等を周知・啓発する ・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、作業者の保険加入の確認を行うための就労履歴管理システム、又は保険加入チェックシステム構築等の必要性を周知・啓発する。(ここでいうシステムとは電子的なシステムのみを意味するのではなく、業容に応じた管理体制のこと。)</p> <p>③法定福利費等の確保 ・会員企業に対して、下請契約における見積時からの法定福利費の適正確保を周知・要請する。</p> <p>④重層下請構造の改善 ・適切な下請企業の選定および下請企業への同趣旨の指導を会員企業に要請する。</p>	<p>①住宅生産団体連合会 運営委員会にて「住団連 加入促進計画」の周知・指導について説明。</p> <p>②工事CS・安全委員会ならびに工事CS・労務安全管理分科会委員を通じて派遣元団体関係部会においての周知・指導を依頼。</p> <p>③住宅生産団体連合会ホームページにて「住団連 加入促進計画」ならびに関係資料を掲載し普及啓発。</p> <p>④平成24年9月にアンケートによる第1回 調査を実施し、元請・一次下請 併せて10,125社から回答を得た。厚生年金 68%、雇用保険 73%、公的 医療保険97%の加入率であった。</p> <p>⑤冊子「社会保険って何？」ならびに「社会保険加入促進ビデオ」を企画・監修・発行し、普及・啓発を図っている。</p>	<p>B</p>	<p>①加入状況調査について 平成27年中に状況を見て実施予定。(平成25年度は消費増税に係わる工事現場繁忙の為、調査未実施。)</p> <p>②上記の調査結果にもとづき「住団連 加入促進計画」の修正を行う。</p>
<p>(2) 会員団体の会員企業が実施すべき対策</p> <p>①保険加入状況の確認及び指導 ・下請企業に対して、社会保険への加入の周知・啓発を図る。(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知・啓発を含む。)</p> <p>・下請企業との契約時において、社会保険の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)</p> <p>・現場における新規入場者の社会保険の加入状況を確認するとともに、加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)</p> <p>②法定福利費等の確保 ・発注者との契約に当たり、適正な法定福利費の計上に努める。 ・下請企業に対して、下請契約の見積時から適正な法定福利費を考慮する。</p> <p>③重層下請構造の改善 ・適切な下請企業の選定および下請企業への同趣旨の指導を行う。</p> <p>④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除 ・平成29年度以降(社会保険の加入促進が一定程度進捗した段階)、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。</p>	<p>同 上</p>	<p>加入状況調査後に評価を行う</p>	<p>同 上</p>

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険未加入対策推進協議会への参画 ・オブザーバー団体として参画し、専門工事業団体の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について提案する。	平成26年7月1日付けで法人化(一般社団法人)を行い、国土交通省へ建設業団体の届け出を行った。推進協議会への参画を今後も継続して行きたい。	B	元請け企業団体と協調した加入促進方法を今後実行しながら、その有効性を報告・提案して行きたい。
(2)	会員企業への周知とフォローアップの実施 ・保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、取り組むべき対策について周知徹底に努める(特に、正社員以外の直雇労働者の加入促進)。また、定期的にその確認(フォローアップ)を行う。	・平成25年10月の公共事業労務調査に提出した会員企業の資料を収集し、労務単価および社会保険加入状況の取り纏めを行った。労務単価については前年度に対して数%の上昇があったが、社会保険の加入率については上昇は見られなかった。市町村国民健康保険や国民年金の加入率が20%と高かった。また、給与形態がほぼ(90%以上)日給制であることがわかった。 ・社会保険に関するQ&Aを作成し、会員企業へ配布した。 ・PC建設業協会と「技能労働者の処遇等に関する連絡会議」を設立したことによって、労務賃金の向上や社会保険加入に関する諸問題を元下で協議する態勢ができた。また、今年度はこの会議を全国9支部における会議(支部連絡会議)にまで発展させ、平成26年7～8月で各支部において社会保険加入状況の現状を周知してもらったとともに、今後の対応策等を協議することができた。	B	・平成26年7月および10月の公共事業労務費調査に提出した会員企業の資料を収集し、平成27年1月末までに取り纏めを行う。 ・PC建協との連絡会議および支部連絡会議を平成27年度も実施する。 ・日給制の自社従業員と現地採用労働者および2次下請けの加入率を向上させる。 ・国民年金および国民健康保険に対して社会保険(厚生年金・健康保険)のメリットをアピールするような資料を収集または作成して、会員企業へ配布する。
	法定福利費等の確保 ・下請契約の見積り時から標準見積書を活用して、適正な法定福利費の事業主負担分を確保することを会員企業に対して周知方要請するとともに、元請け企業団体(PC建設業協会)に対して指導・協力を要請する。	支部連絡会議において、標準見積書の活用が進み法定福利費事業主負担分の協議が元請けと進みつつあることがわかった。	B	今後もPC建設業協会との連絡会議を充実させ、下請契約時における法定福利費の確保を完全なものにして行く。
(4)	工事発注の平準化と労務賃金改善の要請 ・建設技能労働者の社員化を図るためには、安定した工事量の確保とともに発注時期の平準化が必要であることを要望する。 ・建設技能労働者が社会保険料の自己負担分を賅うためには、年々下がりに続けている労務賃金の改善が必要であることを要望する。	元請け企業団体が実施している国土交通省各地整との意見交換会や専門工事業団体として実施しているネクスコ各社との意見交換会を通じて、この問題を毎年提起しているが、品確法の改正や平成26年2月から適用する設計労務単価の大幅な上昇(H24単価比: +23%)は、大きな前進と判断できる。	B	今後もPC建協との「技能労働者の処遇等に関する連絡会議」において、労務賃金の改善に関する協議を継続する。また、元請団体と発注者(国)との意見交換会の場において工事発注時期の平準化を大きな議題としていただく。建設業における日給制という給与形態が社会保険加入の大きな足かせとなっていることは明白である。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名： マンション計画修繕施工協会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ・行政(建設業担当部局、社会保険担当部局)、建設業団体、関係団体等で構成される「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、唯一の改修工事業団体の立場で積極的に意見具申する。	昨年に加入承認を頂き、今年から協議会へ参画	A	協議会において、マンション計画修繕工事の特殊性を理解してもらい、標準見積書の活用を図る
(2)	②会員企業への周知 ・社会保険未加入対策推進協議会で作成するPR素材を活用するなどして、団体のHPや講習会等を通じ、会員企業への保険未加入対策の啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	昨年の協会定時総会において社会保険加入促進計画を決議し、加入状況アンケート等を実施(会員企業アンケート結果:健康保険97.5%・厚生年金97.0%・雇用保険95.1%)	A	会員企業の加入率は高いため、今後下請企業の加入促進を啓蒙する
(3)	③会員協力業者への対応 ・会員企業は、協力業者の保険加入状況を定期的に把握するとともに、未加入協力業社に対しては、加入促進を図る。	昨年末に会員協力業社(一次下請け以降)の社会保険加入状況アンケートを啓蒙パンフレットと共に配付、実施し、現在収集中	B	発注者だけでなく、標準見積書を下請企業にも周知し、適切な法定福利費を確保すると共に加入を促進する
(4)	④法定福利費等の確保 ・発注者となる管理組合団体や管理会社団体に対して、適正な法定福利費の確保を要請する。また、下請業者との契約に対しても、見積時から適正な法定福利費を計上するよう要請する。	マンション計画修繕工事の実態に合った標準見積書を現在取り纏め中	B	標準見積書の検証作業を今年前半で行い、標準見積書を発注者、コンサルを含め関係者に活用を促す
(5)	⑤偽装請負及び一人親方対策の是正 ・会員企業に対して、職業安定法や労働者派遣法を容易に判断できる資料を作成し、請負・雇用に関するルールの周知徹底を図る。	MKS社会保険加入促進ガイドラインを標準見積書と共に現在作成中	B	ガイドラインを取り纏め次第、会員及び下請企業への講習会を実施する
(6)	⑥MKSコードによる就労履歴管理と保険関係事務手続きの支援 ・会員企業及び会員下請企業就労者に対する保険事務手続きの支援を行うと共に、就労履歴管理システムの構築に向けた検討の推進を行う。	会員企業については、ほぼ加入しているため会員下請企業に対する支援のニーズを把握すると共に、必要に応じて同上ガイドラインに盛り込み、MKSコードによる就労履歴管理も視野に現在検討中	B	下請企業の請負形態をパターン化し、それぞれのパターンに見合った支援策を検討する
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

平成 27 年 1 月 19 日 現在

社会保険未加入対策推進協議会出席団体等一覧表

(建設業関係登録団体等：76 団体、その他建設業に関する団体：8 団体)

(★については、社会保険未加入対策推進協議会ワーキンググループメンバー)

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大学工学部教授
水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

【建設業団体（業種別一覧）】

一般土木建築工事業

- ★(一社) 全国建設業協会
- ★(一社) 日本建設業連合会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 全国中小建設業協会
- 全国建設業協同組合連合会

土木工事業

- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会

造園工事業

- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本造園組合連合会

しゅんせつ工事業

- 全国ポンプ・圧送船協会

舗装工事業

- (一社) 日本道路建設業協会

建築工事業(木造建築工事業を除く)

- (一社) 日本建設組合連合

型枠大工工事業

- ★(一社) 日本型枠工事業協会

とび工事業

(一社) 日本鷹工業連合会

★(一社) 日本建設軀体工事業団体連合会

全国基礎工業協同組合連合会

土工・コンクリート工事業

(一社) 全国クレーン建設業協会

★(一社) 日本機械土工協会

(一社) 日本グラウト協会

(一社) 日本ウエルポイント協会

(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会

(一社) 日本アンカー協会

ダイヤモンド工事業協同組合

(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会

(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会

(一社) 日本基礎建設協会

鉄骨工事業

(一社) 鉄骨建設業協会

(一社) 日本橋梁建設協会

鉄筋工事業

★(公社) 全国鉄筋工事業協会

全国圧接業協同組合連合会

タイル工事業

(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会

(一社) 全国タイル業協会

コンクリートブロック工事業

(公社) 日本エクステリア建設業協会

左官工事業

★(一社) 日本左官業組合連合会

(一社) 日本金属屋根協会

板金工事業

(一社) 日本建築板金協会

全日本板金工業組合連合会

塗装工事業 (道路標示・区画線工事業を除く)

★(一社) 日本塗装工業会

全国マスチック事業協同組合連合会

内装工事業

日本建設インテリア事業協同組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会
(一社)全国建設室内工事業協会
全国建具組合連合会

ガラス工事業

全国板硝子工事協同組合連合会

金属製建具工事業

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会
(一社)日本サッシ協会
(一社)日本シャッター・ドア協会

屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)

(一社)全日本瓦工事業連盟

防水工事業

(一社)全国防水工事業協会

はつり・解体工事業

(公社)全国解体工事業団体連合会

一般子電気工事業

★(一社)日本電設工業協会
(一社)日本内燃力発電設備協会

電気通信工事業 (有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)

(一社)情報通信エンジニアリング協会

信号装置工事業

消防施設工事協会

一般管工事業

全国管工事業協同組合連合会
★(一社)日本空調衛生工事業協会
(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
(一社)日本配管工事業団体連合会

冷暖房設備工事業

(一社)全国ダクト工業団体連合会

機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）

- （一社）日本計装工業会
- （一社）ビルディング・オートメーション協会

熱絶縁工事業

- （一社）日本ウレタン断熱協会
- （一社）日本保温保冷工業協会

道路標識設置工事業

- （一社）全国道路標識・標示業協会

屋外広告業

- （一社）日本屋外広告業団体連合会

その他建設業関係登録団体等

- （一社）建設産業専門団体連合会
- （一社）全国建設産業団体連合会
- 建設業労働災害防止協会
- （一財）中小建設業住宅センター
- （一社）日本潜水協会
- （一社）全国特定法面保護協会
- （一社）日本在来工法住宅協会
- （一社）フローリング協会
- （一社）マンション計画修繕施工協会
- （一社）全国鐵構工業協会

（以上、建設業関係登録団体等）

建設業に関する団体

- （一財）建設業振興基金
- 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
- （公財）建設業福祉共済団
- （一社）就労履歴登録機構
- ★全国建設労働組合総連合
- 日本建設産業職員労働組合協議会
- 全国社会保険労務士会連合会
- 日本行政書士会連合会

行政関係機関

- 厚生労働省職業安定局建設港湾対策室
- 厚生労働省職業安定局雇用保険課
- 厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課
- 厚生労働省年金局事業管理課
- 厚生労働省保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 国土交通省土地・建設産業局建設業課
- 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
- 日本年金機構 厚生年金保険部

発注機関（オブザーバー）

- (一社) 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 電気事業連合会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- (公社) 日本建築家協会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電気工業会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 全国住宅産業協会
- (公社) 全日本不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会

現状

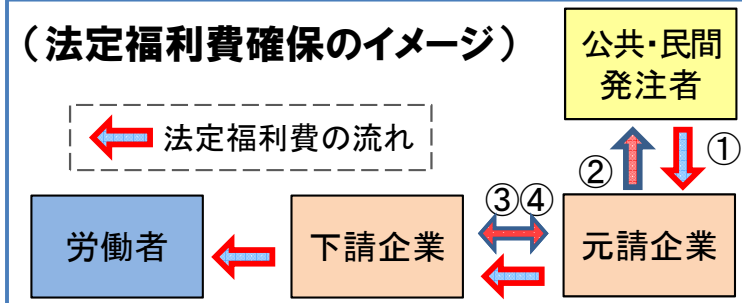
- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 【企業別】 3保険ともに加入している割合 **90%**
- 【労働者別】 元請 **80%**、1次 **60%**、2次 **51%**、3次 **49%**

<H25.10公共事業労務費調査>

課題

- 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な**技能の承継が困難**に。
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という**不公正な競争環境**。

総合的対策の推進

推進協議会の設置 (第4回 H27.1.19実施)		保険加入促進計画の策定		ダンピング対策	
行政による チェック・指導	<H24.7~> ○経営事項審査における減点幅の拡大	<H24.11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に			
直轄工事における対策		<H26.8~> ○社会保険等未加入建設企業に対する指導監督を強化 ○元請企業及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入企業に限定			
下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)		法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)			
<H24.11~> ○協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。 ○2次以下についても、確認・指導。 ○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等		社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)		<公共(直轄)発注者> ①現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。 <元請企業> ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。 ③専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。 <下請企業(専門工事業者)> ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。	
		<民間発注者> ○主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。		(法定福利費確保のイメージ) 	

目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

これにより、
 ○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 ○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積りに当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。

2. 関係者の取組

【発注者】

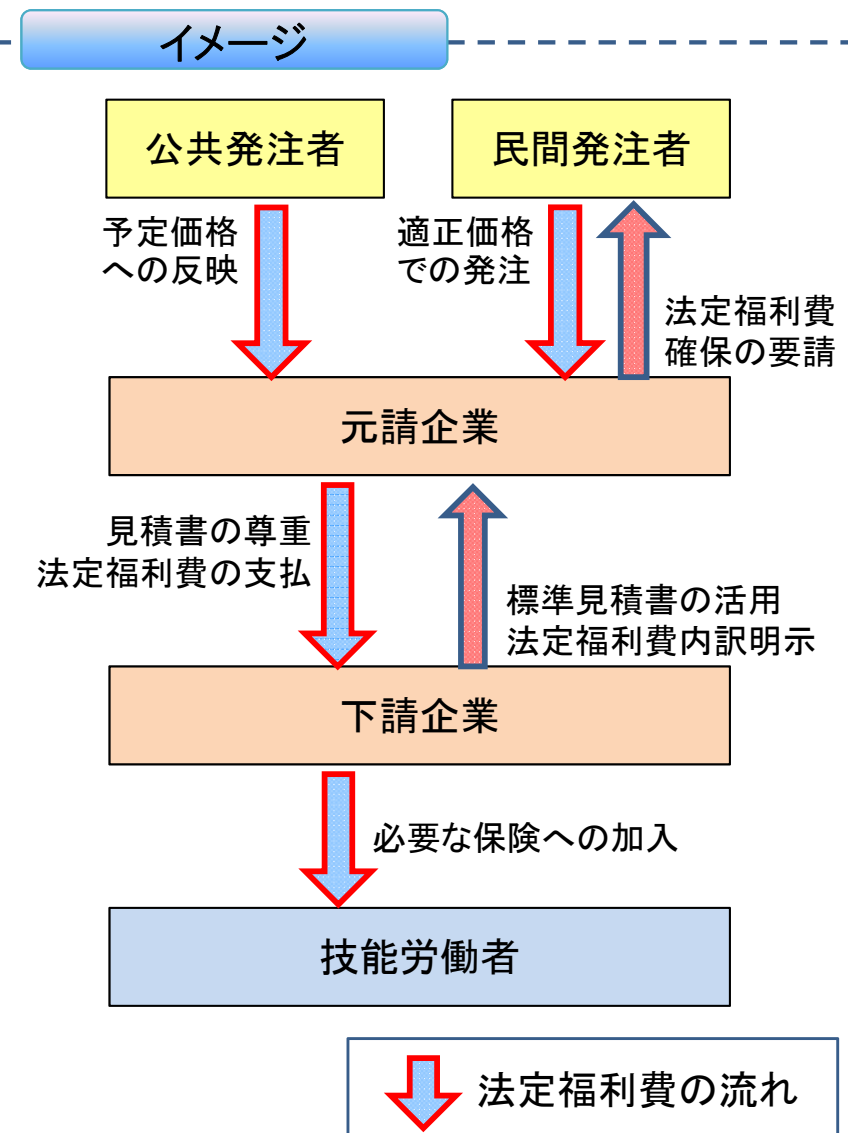
- 直轄工事においては、土木工事の現場管理费率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)において、労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

- 専門工事業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。

【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。
- 技能労働者を必要な保険に加入させる。



標準見積書の一斉活用等に係る経緯

平成24年5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼)
10月31日	・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
平成25年4月1日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用(労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
4月18日	・太田国土交通大臣から建設業団体(日建連、全建、全中建、建専連)のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について直接要請
同上	・第4回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応(標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等)について申し合わせ
7月	・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催 ・日建連「法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表(H25.7.23) ・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表(H25.7.26)
7月中旬～9月上旬	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
9月26日	・第3回推進協議会(各専門工事業団体においてブラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ) ・各省庁、公共法人等、都道府県、政令指定都市、主要民間発注者団体、建設業団体に対し同日付で通知発出
推進協議会以降	・標準見積書の一斉活用開始
10月1日	・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費(事業主負担分)相当額を予定価格に反映(1.5%上昇) ・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用
10月23日	・「太田国土交通大臣から建設業団体のトップへの直接の要請」フォローアップ会合
10月29日	・標準見積書の活用状況に関するアンケート(元請企業向け、下請企業向け)を配布・公表
10月～11月	・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、随時、現場における意見を集約
12月9日	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出〆切、取りまとめ
12月20日	・第7回推進協議会WGの開催(活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討)
平成26年1月14日	・第1回建設産業活性化会議
1月30日	・第2回建設産業活性化会議にて、高木国土交通副大臣から適切な賃金の支払い等の要請、社会保険への加入徹底の加速化の指示
2月1日	・平成26年2月からの公共工事設計労務単価適用(引き続き、労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
平成26年8月1日以降	・国土交通省直轄工事の元請及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請につき社会保険等加入企業に限定